

# 第3編 災害応急対策計画

## 第1節 災害応急対策の活動体制（各機関）

### 1 計画方針

各機関は県内で地震が発生した場合には、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令および防災計画ならびに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期すものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関はその組織および機能の総力をあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

### 2 県の活動体制

県は、県内に地震が発生した場合において、その責務を遂行するため災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。特に「情報収集」「広報」「救助」「医療救護」「給水」「生活物資供給」等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を迅速かつ的確に実施するために災害対策本部および地方本部に緊急初動対策班を設ける。

災害対策本部が設置される前、または設置されない場合における応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

知事（県本部長）は、被災状況に応じて災害救助法の適用を行い、事務の一部を市町に委任し、または市町の補助を得、同法に基づく救助事務を実施する。

#### (1) 地震発生初期の措置

地震情報が発表された場合

防災危機管理局長は、彦根地方気象台から地震情報が発表された場合（震度3以上の地震が発生した場合等）は次の措置を講じる。

- ア 地震および気象に関する情報の収集
- イ 被害状況の把握

震度5弱または5強の地震が発生した場合

県は、県内で震度5弱または5強の地震が発生した場合は、直ちに災害警戒本部ならびに同地方本部を設置するとともに緊急初動対策班要員は、速やかに所定の配置につき、次に定める任務を遂行する。

- ア 地震および気象に関する情報収集
- イ 被害状況の把握（県内、近隣府県）
- ウ 連絡員の市町への派遣、受入（近隣府県、関西広域連合等）
- エ 自衛隊の航空偵察による被害情報の入手
- オ 広域応援協定の実施準備
- カ 「緊急初動対策班 - 任務分担」に定める業務
- キ 健康福祉部および土木交通部における初動マニュアルで定める業務

震度6弱以上の地震が発生した場合

県は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに災害対策本部ならびに同地方本部を設置するとともに緊急初動対策班要員は、速やかに所定の配置につき、次に定める任務を遂行する。

- ア 地震および気象に関する情報収集
- イ 被害状況の把握（県内、近隣府県）
- ウ 連絡員の市町への派遣、受入（近隣府県、関西広域連合等）
- エ 自衛隊の航空偵察による被害情報の入手
- オ 広域応援協定の実施準備

カ 「緊急初動対策班 - 任務分担」に定める業務

キ 健康福祉部および土木交通部における初動マニュアルで定める業務

県庁所在地（以下「大津市域」という。）を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合  
県は、直ちに災害対策本部ならびに同地方本部を設置するとともに緊急初動対策班要員は  
速やかに所定の配置につき、次に定める任務を遂行する。

ア 地震および気象に関する情報の収集

イ 被害状況の把握

ウ 自衛隊の航空偵察による災害情報の入手

エ その他「緊急初動対策班 - 任務分担」に定める業務

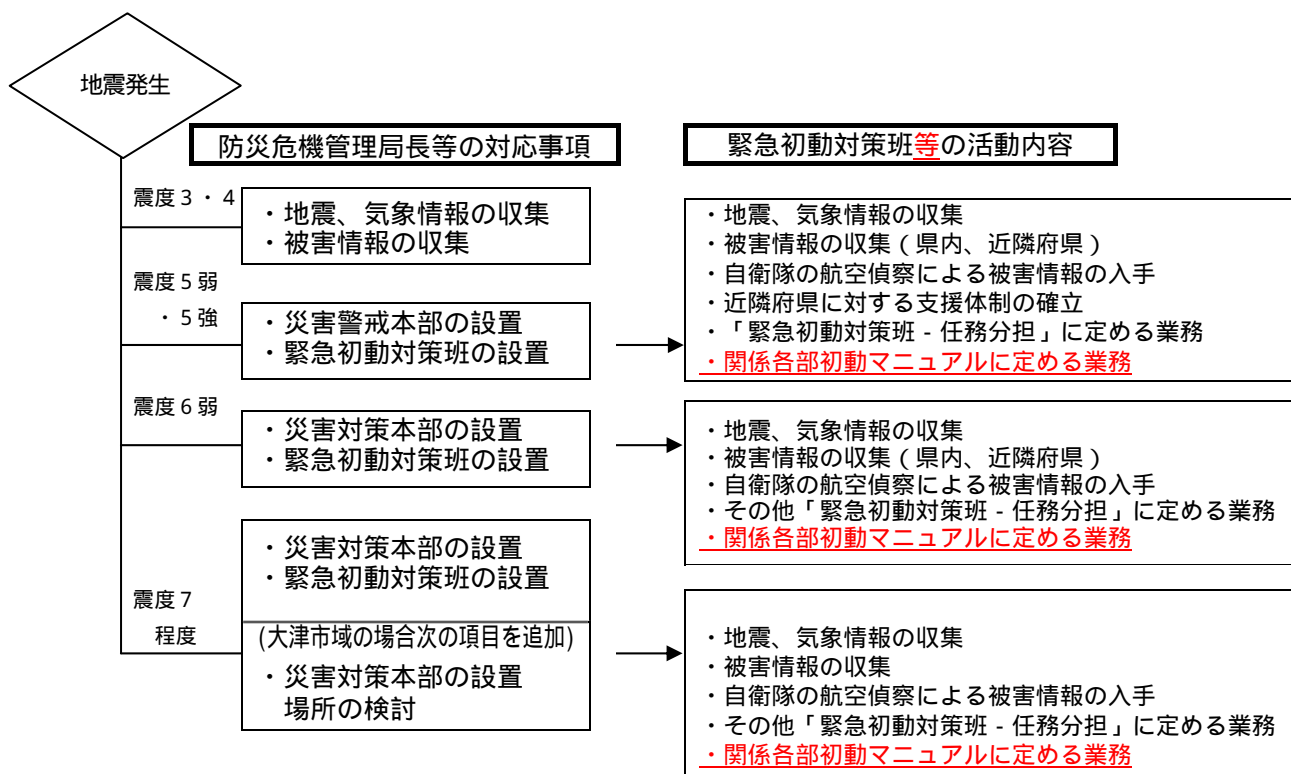
大津市域で震度7程度の地震が発生した場合

県は、に加えて次の措置を講じる。

オ 災害対策本部の代替設置場所の開設準備

防災危機管理局長は、収集した被害状況を整備し、速やかに防災危機管理監を経由して  
知事に報告するものとする。

### 【地震発生初期の措置】



### (2) 緊急初動対策班

県内で震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合に、情報収集、広報、救助、医療救護、給水、生活物資供給等の緊急かつ優先的に対応しなければならない災害応急対策を実施するため「総務班」「情報班」「医療班」「救助班」「広報班」からなる緊急初動対策班を置く。

緊急初動対策班要員の発令（勤務時間外対応）

勤務時間外に大規模地震が発生した場合に備え緊急初動対策班の要員について、職員の住居地等をもとにあらかじめ本部長から発令するとともに、当該職員が実施すべき業務を明確にしておく。その際、不測の事態への対応や交替要員として、必要人員の概ね3倍の職員を目処に、発令しておくものとする。

ただし、地方本部によっては職員数に不足をきたすことから、災害時には本部および他の地方本部から応援職員を派遣するものとする。

**緊急初動対策班要員の確保（勤務時間内対応）**

勤務時間内に地震が発生した場合は、緊急的かつ横断的な対応が迫られることから勤務時間外に発生した場合と同様、緊急初動対策班を設置することとし、その要員については各部局（地方本部にあっては、管内事務所および管内の地方機関）から派遣することとする。

**緊急初動対策班の初動活動**

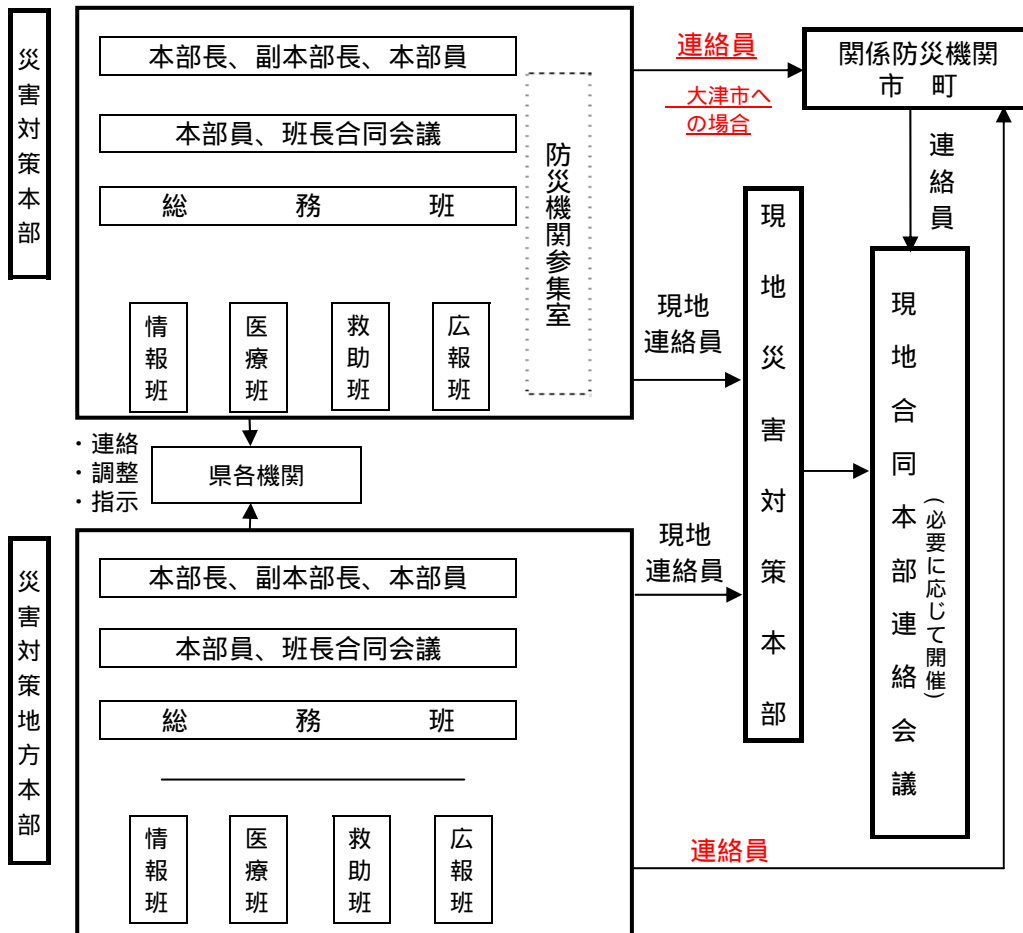
県内で震度5弱または5強の地震が発生した場合には、緊急初動対策班の構成要員は、あらかじめ定められた業務のうち情報収集に関する業務に着手する。

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、緊急初動対策班の構成要員は、あらかじめ定められた業務に着手する。

なお、勤務時間内に地震が発生した場合には緊急初動対策班を設置するものとする。

**活動体制**

**【緊急初動対策班の活動体制】**



**任務分担**

緊急初動対策各班の任務分担を次の表のように定める。

【本部緊急初動対策各班の任務分担（その1）】

班	担当名	任 務 分 担
総務班	管理担当	ア 緊急初動対策班職員の管理および交替要員の確保 イ 要員の水、食料、活動用資機材の確保 ウ 職員の安否確認 エ 庁舎被害状況の把握, 応急措置 オ 来庁者への対応
	総務担当	ア 本部長との連絡調整 イ 本部員会議、班長会議の設営 ウ 会議資料、議事録作成 エ 議員対応 オ 国および他府県等からの災害視察への対応 カ 1課1班体制への移行の検討
	調整担当	ア 本部各班、地方本部、現地災害対策本部、合同本部連絡会議、国ならびに応援主管府県との連絡調整 イ 市町、関係防災機関との連絡調整（庁内に参集室の設定） ウ 国、自衛隊、 <b>関西広域連合</b> 、他府県への応援要請と受け入れ エ 応援部隊の受け入れに係る全体調整 オ ボランティアセンターとの連絡調整
情報班	情報収集担当	ア 被害情報の収集（地区別、被害別） イ 映像情報の収集 ウ 参集職員からの被害情報収集 エ 活動情報の収集 オ 応援要請の接受 カ <b>連絡員の派遣</b>
	情報整理担当	ア 被害情報等の整理、まとめ（地区別、被害別、各班別） イ 応援要請項目の整理
	情報伝達担当	ア 被害情報等の伝達（国、初動各班、 <b>地方本部</b> 、市町、 <b>関西広域連合</b> 、近隣府県、関係防災機関） イ 庁内放送による連絡調整
医療班	調整担当	ア 本部各班との連絡調整 イ 地方本部医療班との連絡調整 ウ <b>日本赤十字社滋賀県支部</b> 、 <b>一般社団法人</b> 医師会、 <b>一般社団法人</b> 病院協会、医療機関等への応援要請 （国、自衛隊、他府県への要請は総務班） エ 医療施設との連携 オ 警察本部との連絡調整 カ 消防本部等との連絡調整
	医療対策担当	ア 医薬品、 <b>医療機器</b> の調達 イ 搬送手段、ルート確保（救助班と調整） ウ 負傷者搬送先の確保 エ 直轄区域に係る医療救護活動の支援 <b>オ 医療救護活動（DMAT含む）の支援</b> <b>キ 健康福祉部医療・救護マニュアルに基づく活動</b>
救助班	調整担当	ア 本部各班との連絡調整 イ 地方本部救助班との連絡調整 ウ 災害救助法の適用に向けた連絡調整

【本部緊急初動対策各班の任務分担（その2）】

班	担当名	任 務 分 担
救助班	調達・輸送担当	ア 備蓄物資払出し イ 物資調達（ <u>救助用等各資機材、水、食料、生活必需品</u> ） ウ 救援物資、義援金の受付・ <u>整理等</u> エ 搬送手段、搬送ルートの確保（道路管理者、 <u>県警察</u> および湖上輸送関係者との連携） カ ヘリポートの確認 キ 集積地の設定
	<u>避難・要援護者担当</u>	<u>ア 広域避難への対応</u> <u>イ 災害時要援護者対応</u> <u>ウ 帰宅困難者対策の実施</u>
広報班	調整担当	ア 本部長との広報内容の調整 イ 総務班との連絡調整 ウ 地方本部広報班との連絡調整 エ 各班からの情報収集 オ 警察との連絡調整（広報時期、内容等） カ 市町の広報内容の把握および連絡調整 キ 関係防災機関の広報内容の把握および連絡調整
	広報担当	ア プレスルームの設置 イ 報道官選任 ウ 報道機関等への情報提供 エ 報道機関等への要請 オ 来庁者への広報 カ 広報用資料の作成（詳細情報） キ 県民からの問い合わせや照会への対応 <u>ク メール配信システム等による情報の提供</u>

【地方本部緊急初動対策各班の任務分担（その1）】

班	担当名	任 務 分 担
総務班	管理担当	ア 地方本部職員の管理および交替要員の確保 イ 要員の水、食料、活動用資機材の確保 ウ 職員の安否確認 エ 庁舎被害状況の把握、応急措置 オ 来庁者への対応
	総務担当	ア 地方本部長等との連絡調整 イ 地方本部員会議、班長会議の設営 ウ 会議資料、議事録作成 エ 国および他府県、知事等の災害視察への対応 オ 1課1班体制への移行の対応
	調整担当	ア 本部総務班、地方本部各班、現地災害対策本部、合同本部連絡会議との連絡調整 イ 市町との連絡調整、応援要請の調整 ウ 応援部隊の受け入れに係る全体調整 エ 関係防災機関との連絡調整
情報班	情報収集担当	ア 被害情報の収集（管内地区別、被害別） イ 映像情報の収集 ウ 参集職員からの被害情報収集 <b>エ 応援要請情報の収集</b> オ 市町への職員の派遣（ <b>連絡員含む</b> ） カ 活動情報の収集
	情報整理担当	ア 被害情報等の整理、まとめ（管内地区別、被害別、各班別） イ 応援要請項目の整理
	情報伝達担当	ア 被害情報等の伝達（本部情報班、初動各班、市町、関係防災機関） イ 応援要請事項の伝達
医療班	調整担当	ア 地方本部各班との連絡調整 イ 本部医療班との連絡調整 ウ 管内医療機関への応援要請 エ 管内医療機関との連携 オ 管内警察署との連絡調整 <b>カ 消防本部との連絡調整</b>
	医療対策担当	ア 医薬品、 <b>医療機器</b> 等の管内調達の支援（市町からの要請による） イ 管内の搬送手段、ルート確保（市町、救助班との連絡調整） ウ 負傷者搬送先の調整 エ 応援医療チーム（ <b>DMAT含む</b> ）との連携 オ 医療救護活動（ <b>DMAT含む</b> ）の支援

【地方本部緊急初動対策各班の任務分担（その２）】

救助班	調整担当	ア 地方本部各班との連絡調整 イ 本部救助班との連絡調整 ウ 災害救助法の適用事務に向けた連絡調整
	調達・輸送担当	ア 備蓄物資払出し イ 物資の管内調整（ <u>救助用等各資機材、水、食料、生活必需品</u> ） ウ 救援物資の受付等 エ 救援物資の市町への引継ぎ オ 搬送手段・搬送ルート調整 カ ヘリポートの確認 キ <u>集積地に関する本部救助班との調整</u>
	<u>避難・要援護者担当</u>	<u>ア 広域避難への対応</u> <u>イ 災害時要援護者対応</u> <u>ウ 帰宅困難者対策の実施</u>
広報班	調整担当	ア 本部広報班との連絡調整 イ 地方本部各班の <u>活動状況の把握</u> ウ 警察との広報内容調整 エ 市町、 <u>関係防災機関</u> の広報内容の把握および連絡調整
	広報担当	<u>ア 広報用資料作成支援</u> イ 資料提供、記者への対応 <u>ウ 市町による記者発表への臨場</u> エ 来庁者への広報 オ 県民からの問い合わせや照会への対応

各緊急初動対策班における指揮命令権者

各緊急初動対策班における指揮命令権者については、下表のように複数の責任者を指名し災害発生時にこれら責任者の中で参集した者のうち、あらかじめ定める優先順位が最も高い者をその活動班における指揮命令権者とする。

【緊急初動対策各班の指揮命令権者（勤務時間外の場合）】

	災害対策本部	災害対策地方本部
総務班長	<u>知事直轄組織の次長～課長補佐級職員</u>	<u>副地域防災監</u> ・課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>
情報班長	課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>	課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>
医療班長	課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>	課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>
救助班長	課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>	課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>
広報班長	課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>	課長・参事・ <u>課長補佐級職員</u>

【緊急初動対策各班の指揮命令権者（勤務時間内の場合）】

	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 地 方 本 部
総務班長	<u>知事直轄組織の管理監</u> 知事直轄組織の課長～課長補佐級職員	<u>管内事務所の課長～課長補佐級職員</u>
情報班長	<u>知事直轄組織の課長～課長補佐級職員</u>	<u>管内事務所の課長～課長補佐級職員</u>
医療班長	健康福祉部健康長寿課長 健康福祉部の課長～課長補佐級職員	保健所次長 <u>管内事務所課長～課長補佐級職員</u>
救助班長	健康福祉部健康福祉政策課長 健康福祉部の課長～課長補佐級職員	健康福祉事務所 保健福祉課長～課長補佐級職員 <u>管内事務所課長～課長補佐級職員</u>
広報班長	<u>広報課の課長～課長補佐級職員</u> <u>知事直轄組織の課長～課長補佐級職員</u>	<u>管内事務所の課長～課長補佐級職員</u>

(注) 内の数字は優先順位を表す。

(3) 災害警戒本部、地方本部

設置基準および廃止基準

地震による設置および廃止基準は次のとおり。

ア 設置基準

- ( ) 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき
- ( ) その他大規模な地震が発生し、副知事が必要と認めたとき

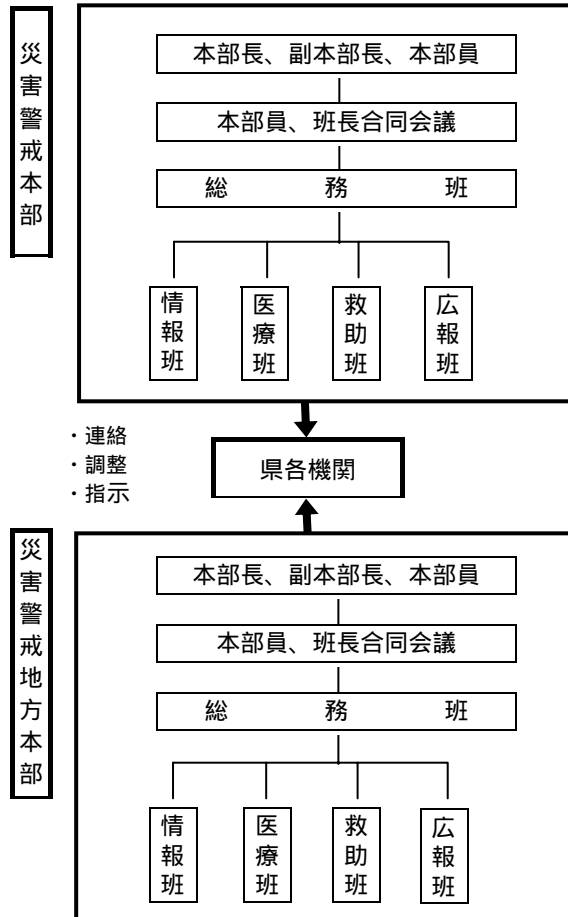
イ 廃止基準

- ( ) 県内で災害発生または拡大のおそれが解消し、かつ応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき
- ( ) 災害対策本部が設置されたとき
- ( ) その他本部長が必要ないと認めたとき



## 編成組織

### 【災害警戒本部の活動体制】



## 任務分担

- ア 災害情報の収集・伝達に関すること
- イ 緊急を要する災害応急対策の調整に関すること
- ウ 災害対策本部の設置に関すること

## 災害警戒本部の設置および災害警戒本部の廃止の伝達

- ア 災害警戒本部ならびに同地方本部の設置または廃止が決定したときは、各班に伝達するとともに災害警戒地方本部にも直ちにこの決定を伝達するものとする。
- イ 伝達を受けた地方本部長は、直ちに各班に伝達する。

## 本部設置の場所

災害対策本部の設置場所に準ずる。

## 本部の要領

別に定めるものとする。

## (4) 災害対策本部、地方本部

県に災害対策本部が設置された場合には、他の法令に基づき設置されている「滋賀県水防本部」および「滋賀県警察警備体制」は、それぞれ災害対策本部体制に一元化する。

## 設置基準および廃止基準

地震による設置および廃止の基準は次のとおり。

## ア 設置基準

- ( ) 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ( ) その他大規模な地震が発生し、知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- ( ) 県内で災害発生のおそれが消滅したとき
- ( ) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ( ) その他本部長が必要ないと認めたとき

緊急初動対策班体制および1課1班体制

ア 緊急初動対策班体制

緊急初動対策班が災害応急対策活動を行う体制

イ 1課1班体制

地震発生から一定の時間が経過し事態がある程度落ち着いた場合の活動体制であり、県の平常時の体制における1課が災害対策本部の1班に対応する。

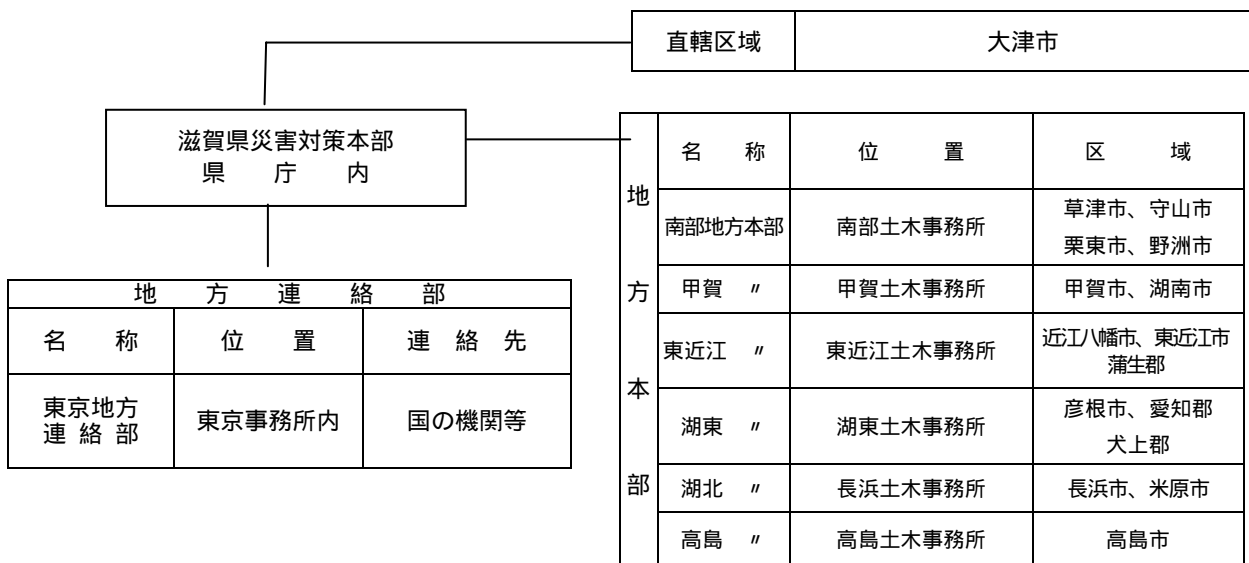
ウ 緊急初動対策班体制から1課1班体制への移行

緊急初動対策班体制は、大規模な地震が発生した直後から応急対策期を経て、一定事態が落ち着いてきた段階において、逐次、1課1班体制に移行していくものとし、緊急初動対策班の役割についても情報収集、伝達、調整業務等が中心となっていくものとする。

また、緊急初動対策班の要員についても交通機関の復旧状況を見計らいながら各々勤務公署での本来業務に復帰するものとする。

編成組織

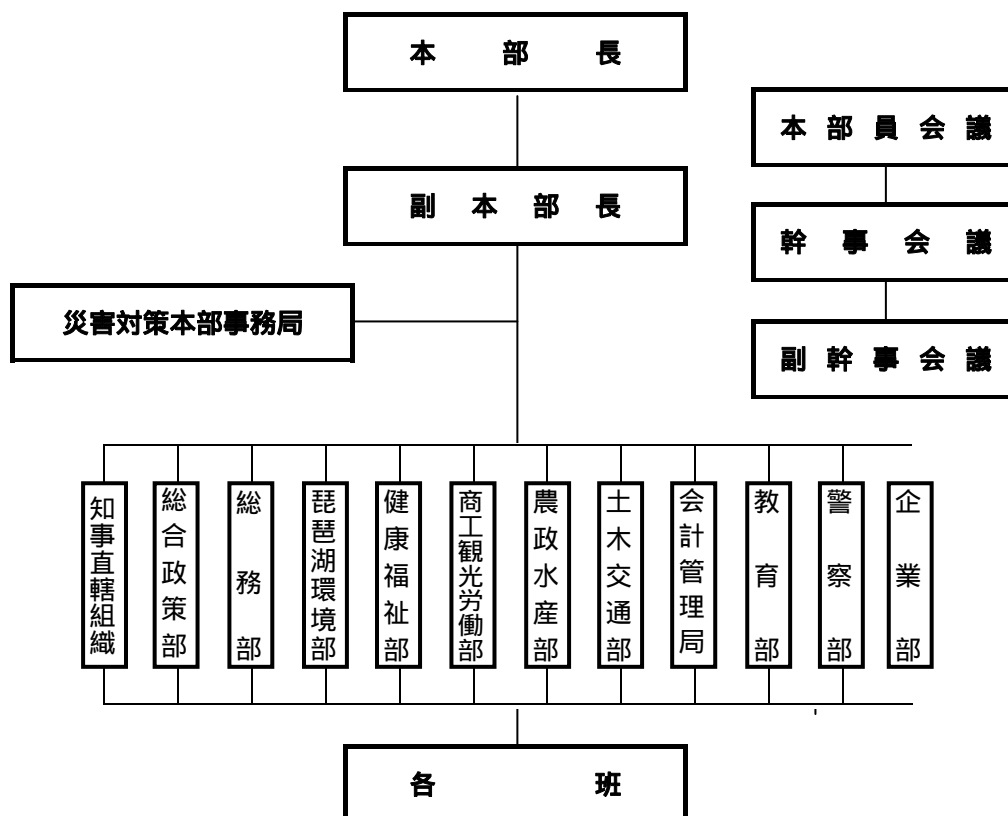
ア 系統図



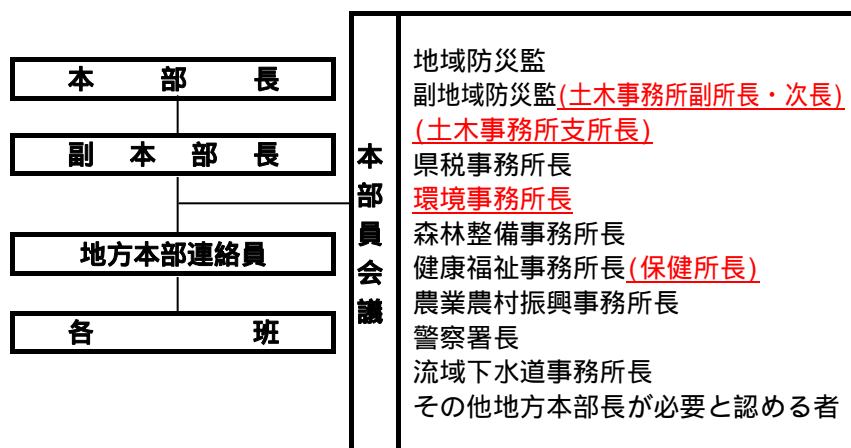
イ 緊急初動対策班体制

緊急初動対策班の活動体制に同じ。

- ウ 1課1班体制  
 ( )災害対策本部



- ( )災害対策地方本部



任務分担

災害対策本部、同地方本部および同地方連絡部の任務分担は、別に定める。

災害対策本部の設置および災害対策本部の廃止の伝達

- ア 災害対策本部ならびに同地方本部の設置または廃止が決定したときは、各班に伝達するとともに地方本部にも直ちにこの決定を伝達するものとする。また、総務省消防庁その他必要に応じ防災関係機関等についても伝達するものとする。  
 イ 伝達を受けた地方本部長は、直ちに各班に伝達するとともに関係市町等にも伝達あるいは必要な指示を行うものとする。

本部設置の場所

- ア 災害対策本部は、特別の場合（たとえば県庁被災時）を除き、防災対策会議室および各委員会室等におくものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本

部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。また、県庁本館が損壊した場合には新館大会議室等に災害対策本部を設置するものとする。

- イ 地方本部は、特別の場合を除き土木事務所~~の所在する地方合同庁舎~~におき、設置予定場所、通信設備等については、常に地方本部で計画整備しておくものとする。また、土木事務所が損壊した場合に備えて地方本部の代替設置場所についてもあらかじめ確保しておくものとする。

#### 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地の応急対策業務を強力に推進するため、特に必要があると認められるときは、被災地の適切な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。この場合、現地本部長は本部長が副本部長、本部員の中から指名し、現地本部の組織等必要な事項は本部長がその都度定めるものとする。

#### 非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合

非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、災害対策本部もしくは現地本部において連絡調整を行うものとする。

#### 本部の要領

別に定めるものとする。

### (5) 配備体制

職員の配備に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部については、警察本部長の定めるところによる。

#### 配備基準

- ア 彦根地方気象台から地震情報（滋賀県内において震度3、4を観測した場合または必要と認める場合）が発表された場合、防災危機管理局および関係課は次の措置を講じる。
- ( ) 防災危機管理局長の指示により、防災危機管理局員は登庁する。  
（勤務時間外の場合）
  - ( ) 防災危機管理局員は各関係機関に対して、被害情報の収集を行い、その結果を防災危機管理局長に報告し、県の体制強化について指示を受ける。
  - ( ) 地震情報の第1報を受けた本庁および各地方機関の連絡担当者は、速やかに防災危機管理局と連絡をとり、被害発生等の確認を行い所属長に連絡する。
  - ( ) 各所属長はあらかじめ被害発生に備え体制を整備しておき、必要と認めた場合は職員の登庁等の措置を講ずる。
- イ 県内に震度5弱以上の地震が発生したとき
- 勤務時間外に県内で強い地震（震度5弱以上の地震）が発生した場合の体制は次のとおりとする。
- なお、参集に万全を期すため、平素より情報連絡網を整備しておくものとする。

	震度階級	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱以上
	体 制	災害警戒本部		災害対策本部
緊急初動対策班要員	班長・副班長	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁し、所定の業務に着手する。		
	班長・副班長を除く要員	自宅待機	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁し、所定の業務に着手する。	
上記以外の職員	次長級以上の職員	勤務公署へ参集		
	専門的な技能を有する職員 ( <u>初動マニュアル要員等</u> )	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁する。		
	その他の職員	<u>自宅待機とする。</u>		「滋賀県防災行政無線」を設置している最寄りの県の機関（県庁、土木事務所）に自主登庁し、県本部の指示を受けるものとする。

#### 職員の応援

各班における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、次の方法により他の部班あるいは地方本部から応援するものとする。

##### ア 県本部における応援

県本部の各班で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を示して要請するものとする。

- ( ) 作業の内容
- ( ) 従事場所
- ( ) 応援を必要とする職種および人員
- ( ) 携帯品その他必要事項

なお、県本部における応援は、次の順位により動員し派遣する。

- ( ) 応援要請班の所属部内で余裕のある班から応援する。
- ( ) 上記の応援でなお不足するときは、他の部または地方本部あるいはその他の出先機関から応援する。
- ( ) 県本部その他機関の全体をもってしてもなお不足するときは、他府県または国の職員の派遣を要請して応援を得る。

##### イ 地方本部における応援

地方本部各班で職員の応援を受けようとするときは、応援条件を示して地方本部事務局に要請するものとする。なお、要請を受けた地方本部事務局は、地方本部内で余裕のある班から動員派遣するものとするが、地方本部の全体をもってしてもなお不足するときはアの要領により、県本部に応援要請するものとする。ただし、通信途絶時等においては、地方本部長限りで隣接地方本部等に要請し、事後に県本部にその旨報告するものとする。

##### ウ 緊急初動対策班を設置している場合、県本部において応援を行うときには、総務班において県関係職員および教育関係職員の動員を行う。

また、1課1班集体移行後は、県本部において応援のための動員を行う場合には次の各班において行う。

県関係職員	総務部人事班
教育関係職員	教育部教育総務班
警察関係職員	警察部実施班

なお、上記の各班が応援のため各班員を動員するときは、当該各班と協議して行うものとする。

### 3 市町の活動体制

#### (1) 組織および配備体制

市町は、その責務を遂行するため、あらかじめ地震に対処するための組織、配備体制および職員の動員、勤務時間外の地震発生に対する初動体制・活動等を定めておくものとする。この場合における市町本部の設置基準、配備体制の種別および基準は、県に準ずるものとする。

#### (2) 災害救助法が適用された場合の体制

市町は、当該市町に災害救助法が適用された場合には、知事の委任または指示を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、または補助する。この場合における市町の救助体制についても、県の助言により、あらかじめ定めておくものとする。

### 4 指定地方行政機関等の活動体制

#### (1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備およびサービスの基準を定めておくものとする。特に勤務時間外の地震発生に対する初動体制・活動について計画を定めるものとする。

#### (2) 職員の派遣

県本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認められるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

### 5 県防災会議の招集

#### (1) 県防災会議の招集

県防災会議は必要に応じ、会長（知事）が招集する。

県防災会議の委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

---

#### 【参考編参照】

- ・ 滋賀県災害対策本部条例
- ・ 滋賀県災害対策本部要綱
- ・ 滋賀県災害対策 地方本部の組織および運営要綱（準則）
- ・ 滋賀県災害警戒本部運営要綱
- ・ 滋賀県災害警戒 地方本部の組織および運営要綱（準則）
- ・ 大規模地震災害時における緊急初動対策班設置運営規程
- ・ 関西防災・減災プラン

## 第2節 災害救助法の適用（健康福祉政策課）

### 1 計画方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、滋賀県災害救助法施行細則等に定めるところによるが、健康福祉政策課長は被害状況の把握に努め、必要と認めたときは速やかに所定の手続きを行うものとする。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条によるものとするが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が「市町別災害救助適用基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上であること。
- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内の滅失世帯数が「市町別災害救助適用基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上であること。
- (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合でかつ市町の区域内で多数の住家が滅失した場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
  - ・（平成12年3月31日厚生省令第86号第1条）  
災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- (5) 多数の者が生命、または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合。
  - ・（平成12年3月31日厚生省令第86号第2条第1号）  
災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
  - ・（平成12年3月31日厚生省令第86号第2条第2号）  
災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

### 3 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。

#### (1) 被害の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、全壊（焼）、流世帯は1世帯をもって、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ滅失した1世帯とみなす。

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意を要する。

#### (2) 住家の滅失等の認定

住家が滅失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

、に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、または土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

#### 4 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町の区域単位ごとに実施されるものであり、市町における被害が第 2 に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みである場合には、市町長、知事は次に掲げる所要の措置をとるものとする。

##### (1) 地震発生初期の措置

被害市町長は、速やかに区域内の被害状況の把握に努め、被害が第 2 に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みである場合には、市町長は直ちに、災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて法の適用を要請するものとする。

災害救助法の適用の要請を受けた場合または被害状況の報告等から、健康福祉政策課長は、適用の要否について滋賀県災害対策本部員会議に諮り、市町および関係機関に対し、直ちに災害救助法に基づく応急救助の実施を指示するとともに、次により災害救助法適用の公示を行う。「平成 年 月 日発生の 災害に関し平成 年 月 日から市(町村)の区域に災害救助法による救助を実施する。」

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市町長は災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受けなければならない。

災害救助法を適用した場合には、知事は速やかに厚生労働大臣に報告を行うものとする。

##### 【大津市域を除く県内で震度 7 程度の地震が発生した場合】

当該市町長は、の措置をとるとともに、知事は被害状況の把握に努め、災害救助法による応急救助の実施の必要性が予想される場合には災害救助法の適用手続きを速やかに進めるものとする。

##### 【大津市域で震度 7 程度の地震が発生した場合】

県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市町長はの措置をとるとともに、地域防災監を通じ、または直接に厚生労働大臣に被害状況の報告を行う。



## 5 災害救助法による救助の種類と救助の委任

(1) 法による救助の種類は次の通りである。

避難所（福祉避難所含む）の設置および応急仮設住宅の供与  
炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給  
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与  
医療および助産  
災害にかかった者の救出  
災害にかかった住宅の応急修理  
生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与  
学用品の給与  
埋葬  
死体の捜索および処理  
災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) (1)に掲げる救助の実施について、事務の一部を市町長に委任する場合には、知事は事務の内容および当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するとともに、直ちにその旨の公示を行う。

(3) (1)の にいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

## 6 救助の実施状況の記録および報告

(1) 救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部（健康福祉政策班）に報告するものとする。

(2) 県本部（健康福祉政策班）は、これをとりまとめ災害対策本部員会議および厚生労働省に報告するものとする。

## 7 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

---

### 【参考編参照】

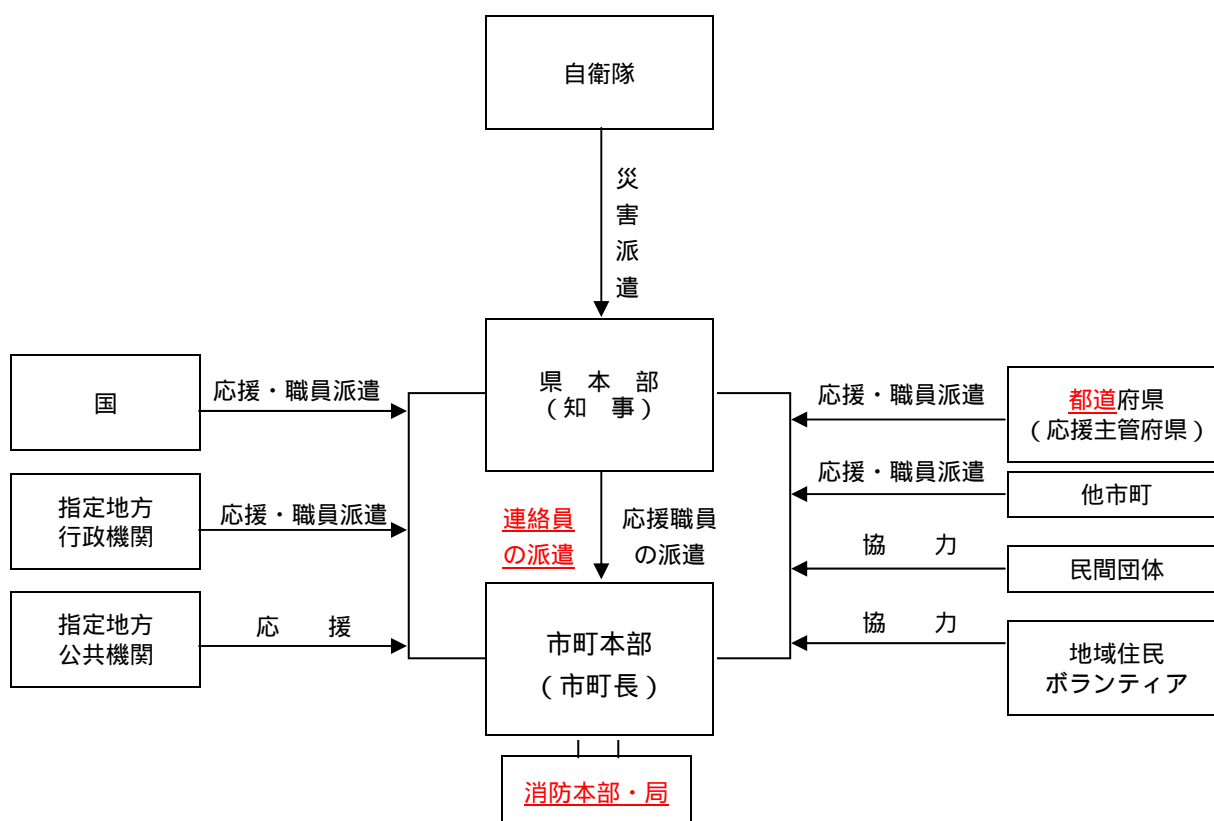
- ・ 市町別災害救助法適用基準一覧表

### 第3節 相互協力計画（各機関）

#### 1 計画方針

地震により災害が発生した場合、各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務または、業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲におよんだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから被災していない他府県、市町、民間等の協力を得て応急対策を行うこととする。

#### 【応急対策活動における相互協力体制】



#### 2 国との相互協力

(1) 県は、被害が広範囲に及び、県および県域の防災関係機関のみでは対応が困難と認めた場合、国に対し応援(職員の派遣を含む。以下同じ)または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。

(2) 災害時において円滑な協力が得られるよう、県は平常時から連携体制の構築を図る。

(3) 県は、次のとおり協定等を締結している。

災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め・

米穀の買入れ・販売等に関する基本事項(抄)

災害時の応援に関する申し合わせ(近畿地方整備局)

(4) 災害時における自治体等への応援・支援について

平成17年6月28日付けで、国土交通事務次官より通知。国土交通省が所管する事業に関して総合的な応援・支援を行う。

#### 3 関西広域連合との連携、相互協力

関西広域連合(以下「広域連合」という。)は、平成22年12月に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県及び徳島県の7府県により設立された。

広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」（参考編参照）において定めている。

県は、関西広域連合の構成県として、

- ・ 県内または構成府県、連携県にて震度 6 弱以上の地震またはそれに準ずる災害が生じ、甚大な被害が推測される場合
- ・ 構成府県、連携県以外（圏域外）にて震度 6 強以上の地震またはそれに準ずる災害が生じ、甚大な被害が推測される場合

「関西防災・減災プラン」に基づき、原則として広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携して対処することとする。

#### (1) 滋賀県が被災した場合

広域連合等に支援を求め、広域連合による緊急派遣チームを受け入れ、現地支援本部ないしは現地連絡所の設置に協力するなど、互いに連携するための体制を構築することとする。

また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築することとする。

#### (2) 滋賀県以外で大規模広域災害が発生した場合

広域連合が決定した方針等に基づき、広域連合と連携し、迅速に支援できる体制を構築することとする。

なお、関西広域連合では、九州地方知事会とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

#### (3) 関西広域連合に対する応援要請及び応援

##### 応援要請

災害の規模が大きく、被害が甚大で滋賀県だけでは対応できない場合には、まず、関西広域連合に対して応援を要請することとする。

##### 県外応援

滋賀県外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合には、県は、関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体に対して必要な応援を実施することとする。

県は、関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施することとする。

### 4 近隣府県との相互協力

(1) 県は、被害が広範囲に及び、県および県域の防災関係機関のみでは対応が困難と認めた場合、次の協定に基づき、応援（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。

災害時等の応援に関する協定書（中部 9 県 1 市）

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（近畿圏）

(2) 災害時において円滑な協力が得られるよう、県は平常時から連携体制の構築を図る。

### 5 市町との相互協力

(1) 被災市町の市町本部長は、災害応急対策実施のため必要があるときは、県本部長（防災危機管理局）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期す。

県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(2) 県本部長は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるよう連絡員を市町本部に派遣するとともに、他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援をあっ旋するものとする。

(3) 市町本部長が県本部長に応援または応援のあっ旋を求める場合、県本部（防災危機管理局）に対し次に掲げる事項について口頭または、電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

災害の状況および応援を求める理由  
応援を希望する機関名  
応援を希望する人員、物資等  
応援を必要とする場所、期間  
応援を必要とする活動内容

## 6 市町村の相互応援協力

### (1) 災害対策基本法に基づく相互応援

被災市町の市町本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町に応援を求め、災害応急対策の万全を期するものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

### (2) 協定等に基づく相互応援

被災市町は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町村等に対して応援要請を行う。

## 7 防災関係機関との相互協力

### (1) 県と防災関係機関の協力体制

県が災害対策本部を設置した場合には、各防災関係機関は県本部に連絡および調整を目的として連絡員を派遣するとともに、無線、携帯電話等の可搬式の通信機を用いてその連絡員と防災関係機関との間の情報連絡手段を確保し、県本部と防災機関との間の緊密な情報連絡体制および連携体制を確立する。

以下の機関が連絡員を派遣することとする。

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| ・ 陸上自衛隊       | ・ 彦根气象台                   |
| ・ 滋賀県消防長会     | ・ 滋賀県消防協会                 |
| ・ 西日本旅客鉄道株式会社 | ・ 西日本電信電話株式会社             |
| ・ 日本赤十字社      | ・ 西日本高速道路株式会社             |
| ・ 中日本高速道路株式会社 | ・ 関西電力株式会社                |
| ・ 大阪ガス株式会社    | ・ 近江鉄道株式会社                |
| ・ 京阪電気鉄道株式会社  | ・ <u>一般</u> 社団法人滋賀県バス協会   |
| ・ 琵琶湖汽船株式会社   | ・ <u>一般</u> 社団法人滋賀県トラック協会 |
| ・ 近江トラベル株式会社  | ・ 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会        |

### (2) 防災関係機関からの応援要請

防災関係機関等の長または代表者は、県本部に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、または市町本部もしくは他の防災関係機関等の応援のあつ旋を依頼しようとするときは、県本部（防災危機管理局）に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

災害の状況および応援を求める理由（災害の状況およびあつ旋を求める理由）  
応援を希望する機関名（応援のあつ旋を求めるときのみ）  
応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量  
応援を必要とする期間  
応援を必要とする場所  
応援を必要とする活動内容  
その他必要な事項

### (3) 県と防災機関との事前協議

災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

県は、次のとおり協定等を締結している。（参考編参照）

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定  
(西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社)  
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定  
(日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送(旧;株式会社近畿放送))  
緊急警報放送の放送要請に関する覚書(日本放送協会大津放送局)  
災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書  
(一般社団法人滋賀県トラック協会)  
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書  
(琵琶湖汽船株式会社)  
災害救助法による救助等に関する委託契約(日本赤十字社滋賀県支部)  
災害時の医療救護活動に関する協定(一般社団法人滋賀県医師会、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会)  
災害時等における相互協力に関する協定書  
(西日本高速道路株式会社)(中日本高速道路株式会社)

#### (4) 防災機関間における相互協力

日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県医師会との相互協力

日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県医師会は、昭和 39 年 4 月「災害救助に関する協定書」を締結し、災害時におけるり災者の医療救助について体制を整えている。

日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県看護協会との相互協力

日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県看護協会は、昭和 39 年 4 月「災害救助に関する協定書」を締結し、災害時におけるり災者の医療救助について体制を整えている。

電力会社相互間

##### ア 非常災害対策用資機材の広域運営

非常災害対策用資機材の備蓄を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、隣接電力会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えておくものとする。

##### イ 地震時における電力の融通

地震時等に電力が不足したときは、隣接電力会社と締結している「全国融通電力需給契約」「全国融通電力振替供給契約」に基づき、安定した電力の供給を図るよう体制を整えておくものとする。

#### 8 地方公共団体(都道府県)との相互協力

地震時における都道府県相互の応援措置については、他府県の円滑な協力が得られるよう、関西広域連合や他府県との応援協定の締結等、事前に協議を整え協力体制を確立する。

##### (1) 関西広域連合による相互応援

「3 関西広域連合との連携、相互協力」参照。

##### (2) 府県間の相互応援協定

県は、次のとおり協定等を締結している。(参考編参照)

中部 9 県 1 市の災害時等の応援に関する協定

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定

三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定

滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定

#### 9 公共的団体等との協力体制の確立

##### (1) 公共的団体との協力体制

市町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が地震時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。

さらに、住民相互の助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対する指導の強化を図るものとし、これら団体の協力業務および協力方法についても、市町地域防災計画の中で明確にするとともに、地震時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を期するものとする。

なおこれら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町その他関係機関に連絡すること。  
災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。  
地震時における広報広聴活動に協力すること。  
地震時における出火の防止および初期消火に関し協力すること。  
地震時における被災者の救急救助活動に関し協力すること。  
避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。  
被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。  
被害状況の調査に協力すること。  
被災区域内の秩序維持に協力すること。  
り災証明書交付事務に協力すること。  
その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、赤十字奉仕団、歯科医師会、病院協会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいう。

また、防災組織とは、住民の自発的な防災自主組織、施設の防災組織および業種別の防災組織をいう。

## (2) 地域住民の協力

被災地の地域住民は県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。なお、市町は地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及促進に努めるものとする。

防災機関への協力  
被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）  
出火防止および初期消火  
初期救急救助  
災害時要援護者の保護  
家庭における水、食料等の備蓄

## (3) ボランティアの協力

地震時において被災者の救援等を自発的に行う者はボランティアとして県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために県本部および市町本部は、滋賀県社会福祉協議会等関係団体と連携し、県および市町災害ボランティアセンターの設置運営等必要な措置を講じる。

詳細については、第 25 節ボランティア対策計画に規定する。

## (4) 県と公共的団体等との事前協議

災害時に他機関の円滑な協力が得られるよう、県は平常時から連携体制の構築を図る。

県は、次のとおり協定等を締結している。（参考編参照）

災害救助に必要な物資の調達に関する協定（滋賀県生活協同組合連合会）

災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定

（滋賀県漁業協同組合連合会）

災害時の医療救護活動に関する協定

（一般社団法人滋賀県歯科医師会、一般社団法人滋賀県病院協会）

## 10 民間との協力

県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に係る民間機関等に対し、地震時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。また、地震時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

なお、県は下記参照のとおり協定を締結している。

- (1) アマチュア無線による災害時応援協定（一般社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部）
- (2) 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定  
（株式会社エフエム滋賀、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ放送株式会社）
- (3) 災害時等における報道要請に関する協定  
（株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞大阪本社、社団法人共同通信社、株式会社京都新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、株式会社中日新聞社、株式会社日刊工業新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞）  
（朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ放送株式会社）
- (4) 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社ローソン等）
- (5) 災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定  
（株式会社ファミリーマート）
- (6) 災害救助に必要な物資の調達に関する協定  
（合同会社西友（旧；株式会社西友））  
（株式会社平和堂）  
（イオンリテール株式会社イオン近江八幡店（旧；株式会社ニチイ近江八幡サティ））  
（イオンリテール株式会社東近畿カンパニー（旧；ジャスコ株式会社近畿カンパニー））  
（株式会社近鉄百貨店草津店（旧；株式会社草津近鉄百貨店））  
（ユニー株式会社（旧；株式会社ユーストア））  
（NPO法人コメリ災害対策センター）  
（株式会社ローソン）  
（株式会社セブン・イレブン・ジャパン）  
（富士産業株式会社）
- (7) 災害時における飲料の提供協力に関する協定  
（コカ・コーラウエスト株式会社（旧；三笠コカ・コーラボトリング株式会社））
- (8) 災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定（株式会社ノエビア）
- (9) 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定  
（朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社）
- (10) 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定  
（近江トラベル株式会社（旧；株式会社オーミマリン））
- (11) 災害時の医療救護活動に関する協定（県内災害拠点病院）
- (12) 災害時における医薬品等の供給に関する協定（滋賀県医薬品卸協会）
- (13) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定  
（有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部）
- (14) 災害時における医療機器等の供給に関する協定（京都医療機器協会）
- (15) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（社団法人プレハブ建築協会）
- (16) 災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定  
（公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部）  
（公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会）
- (17) 無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）  
（滋賀県環境整備事業協同組合）  
（湖北環境協同組合）

- (18) 災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定書  
(社団法人滋賀県生活衛生協会、財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター)
- (19) 災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書  
(ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスディーラー会)
- (20) 災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書  
(社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)
- (21) 災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定書  
(滋賀県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会)
- (22) 災害時における応急救援活動への応援に関する協定 (一般社団法人滋賀県建設業協会)
- (23) 災害時における応急救援活動への応援に関する協定 (一般社団法人滋賀県造園協会)
- (24) 災害時における応急救援活動への応援に関する協定 (一般社団法人滋賀県電業協会)
- (25) 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書 (滋賀県電気工事工業組合)
- (26) 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定  
(一般社団法人滋賀県警備業協会)
- (27) 災害時における災害救助犬の出動に関する協定  
(特定非営利活動法人日本レスキュー協会)
- (28) 緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定 (社団法人隊友会滋賀県隊友会)
- (29) 災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定  
(一般社団法人滋賀県測量設計技術協会)
- (30) 地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定  
(一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会)
- (31) 災害時における水道施設の応急復旧の応援協定  
(滋賀県管工事業協同組合連合会)



## 第4節 自衛隊災害派遣計画（防災危機管理局、自衛隊）

### 1 計画方針

地震時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

### 2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の保護のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次による。

#### 【災害派遣要請の範囲】

項 目	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
2 避難の援助	避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）
3 遭難者等の搜索、救助	行方不明者、負傷者等の搜索、救助 （ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
4 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込みおよび運搬
5 消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
6 道路または水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等
7 応急医療、救護および防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等（薬剤等については、市町準備）
8 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
9 人員および物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送
10 炊飯および給水支援	被災者への炊飯、給水支援
11 救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による
12 危険物の保安および除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去
13 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

### 3 災害派遣要請

#### (1) 災害派遣要請者および要請先

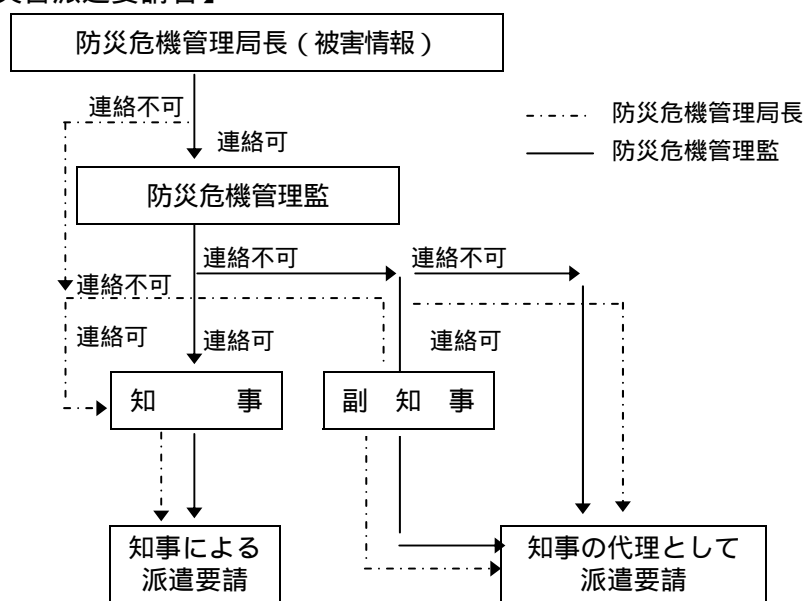
##### 要請者

知事が自衛隊の災害派遣要請を行う。

ただし、事故等何らかの理由によって、知事と連絡が取れない場合には、次の役職者に囲みの数字で示した優先順位に従って知事の代理として決裁を受け自衛隊への災害派遣要請を行う。

副知事、 防災危機管理監、 防災危機管理局長、 防災危機管理局副局長

#### 【災害派遣要請者】



##### 要請先

陸上自衛隊今津駐屯地司令である第3戦車大隊を優先として、次により要請する。

優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口:第3係)	高島市 今津町平郷	NTT: 0740-22-2581 (内線: 235・236) 防災無線: 171 INS: 0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話: 090-4030-1119
2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長(以下「中部方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口:訓練科)	大津市 際川1-1-1	NTT: 077-523-0034 (内線: 230・232) 防災無線: 100-862

#### (2) 災害派遣要請の手続

##### 一般災害派遣要請の場合

ア 知事(防災危機管理局)は、自衛隊の災害派遣について文書または電話等で要請する。  
ただし、緊急を要し、電話等で要請した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

イ 要請する場合は次の事項を明らかにする。

【派遣要請時に明らかにすべき事項】（ ）-（ ）は必須事項）

- ( ) 災害の状況および派遣を要請する理由
- ( ) 派遣を希望する期間
- ( ) 派遣を希望する区域および活動内容
- ( ) 要請責任者の役職、氏名
- ( ) 特殊携行装備または作業の種類
- ( ) 派遣地への最適経路
- ( ) 連絡場所、現場責任者氏名、標識または誘導地点等
- ( ) その他参考となるべき事項

ウ 災害派遣の要請は、第3戦車大隊第3係を窓口として第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）へ行う。

航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は次に掲げる内容を明らかにして第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）に電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

【航空機による緊急の人命救助等を要請する際に明らかにすべき事項】

区 分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア 災害の一般状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 災害発生の日時</li> <li>( ) 種類</li> <li>( ) 場所</li> <li>( ) 原因</li> <li>( ) 被害状況（人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。）</li> </ul>
イ 特別救護要請（情報通報のときは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 要請者</li> <li>( ) 要請内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 事由（目的）</li> <li>b 派遣希望時期または期間</li> <li>c 派遣を希望する人員、航空機等の概要</li> <li>d 派遣を希望する場所または区域および活動内容（輸送の場合は、目的地および連絡先を明示）</li> <li>e 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項</li> </ul> </li> </ul>
ウ 気象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 災害発生現場の気象状況</li> </ul>
エ 他の機関の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 防災ヘリコプター等の活動状況</li> <li>( ) 防災ヘリコプター等との現場での協力方法</li> </ul>

災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては、時期を失すると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知のなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊等を派遣することがある。

ただし、この場合には、自衛隊の派遣状況について速やかに知事（防災危機管理局）に連絡する。

(3) 地震時の初期の被害情報の収集

気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は速やかに航空機等により地震の発生地域やその周辺について目視、撮影等による情報収集を行う。

県本部は自衛隊に対し収集した情報の提供を求めるとともに、必要に応じ速やかに自衛隊は収集した情報を県本部に伝達するものとする。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

(4) 大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合の災害派遣要請

この場合、その地域を中心に甚大な被害が予想されるため、県職員が登庁時に知り得た情報をもとに直ちに自衛隊に派遣要請を行う。

その際、災害の概要程度しか把握できないことが予想されるため次の方法により災害派遣要請を行い、その後、情報が入り次第所定の方法で追加要請を行うものとする。

知事は、防災行政無線により派遣要請を行う。事後、文書を送達する。

災害派遣要請時に明らかにする内容

ア 被害が発生していると予想される地域

イ その時点で知り得る各地の震度

ウ 今後の連絡方法

エ その他参考となる事項

要請する内容

ア 被害状況の把握

イ 救急救助および消火

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

(5) 大津市域で震度7程度の地震が発生した場合の災害派遣要請

県庁舎が甚大な被害を受けていない場合、(4)と同様の対応を実施する。

県庁舎の被害が甚大な場合、知事は直ちに、自衛隊に災害派遣要請を行う。この場合、要請のための情報が限られるため、次の方法により要請を行い、その後、体制整備、情報収集の状況により随時追加要請を行うものとする。

知事は、防災行政無線により派遣要請を行う。ただし、防災行政無線が使用できない場合には、携帯電話等の手段を用いるものとする。

災害派遣要請時に明らかにする内容

ア 大津市域の被災状況（把握できる範囲）

イ 県本部の設置場所

ウ 今後の連絡方法

要請する内容

ア 被害状況の把握

イ 臨時県本部への必要人員の輸送

(6) 要請文書のあて先

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
今津駐屯地司令である第3戦車大隊長（以下「第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）」という。） （窓口：第3係）	高島市 今津町平郷	NTT:0740-22-2581 (内線:235・236) 防災無線:171 INS:0740-22-8048

4 災害派遣要請の要求

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町長および警察本部長とする。

(2) 市町長および警察本部長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し、電話等の場合は防災危機管理局に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

市町長が知事に自衛隊災害派遣要請を求めたときは、その旨およびその市町域に係る災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。

また、通信途絶等により市町長および警察本部長が知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に直接通知することができる。

通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊等を派遣することができる。

(3) 知事に対して自衛隊災害派遣要請を要求する場合の手続は次の通りである。

【自衛隊災害派遣要請を要求する場合の手続】（ ア～ウは必須事項 ）

依頼先 防災危機管理局
文書提出部数 3部
記載事項 ア 災害の状況および派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域および活動内容 エ 受入れ場所等 オ その他参考となるべき事項

(注) 特別救難に関するものは、3(2) イに示す内容とする。

## 5 自衛隊との連絡

### (1) 情報の交換

防災危機管理局長は、地震が発生した場合は、被害情報、県の体制等各種情報を迅速に自衛隊（第3戦車大隊第3係）に提供するとともに、両者は必要に応じ情報の交換を行うものとする。

第3戦車大隊第3係は、上記で得た情報を関係部隊に通知する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、警戒本部、災害対策本部が自動設置されるため、防災危機管理局長は、体制が立ち上がった段階で、第3戦車大隊第3係に県の体制について連絡するとともに、両者のその後の連絡方法について確認する。

地震が発生した場合でも、被害情報等から自衛隊の派遣要請の必要がない場合は、その旨を第3戦車大隊第3係に速やかに連絡する。

### (2) 連絡班の派遣依頼

防災危機管理局長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、またはそれ以下の地震でも大きな被害が確認できた場合は、甚大な被害が予想されるため、第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）に対し、県本部への連絡班の派遣を依頼し、自衛隊派遣要請の接受およびこれに伴う措置の迅速化を図る。

### (3) 連絡班の派遣

第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）は、上記の地震が発生した場合、連絡班派遣の準備を行うとともに、被害の状況により、県本部からの依頼が困難と判断できる場合は、自らの判断で県本部（防災危機管理局）へ連絡班の派遣を行い、その旨を事後速やかに県本部に連絡する。

また、連絡班の派遣要請を受けた場合、県本部等必要な機関に連絡班を派遣する。

## 6 災害派遣部隊の受入れ体制

### (1) 地方公共団体等間における相互協力

県本部、市町本部、警察、消防機関等は相互に派遣部隊の移動、現地進入および災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

### (2) 任務分担

県本部

自衛隊の活動との連絡調整に関する現場責任者を現地に派遣し、市町本部と自衛隊間の折衝および調整を行う。

**県警察**

**県警察**は、緊急交通路を確保する等して派遣部隊車両の通行が迅速、円滑に行われるよう努める。なお、警察官がその場にいない時に限り、災害派遣された自衛官が自衛隊用緊

急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件等の移動等の措置を行うことができる。

県本部および派遣を要請した市町本部

ア 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、市町長は、平常時から次の事項について計画を定めておく。

- ( ) 市町庁舎内での自衛隊用本部事務室
- ( ) 自衛隊が集結できる空地の確保
  - ・ 宿舎、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地
  - ・ 地震発生時、住民の避難場所となる場所を除いて選定
- ( ) 臨時ヘリポートの確保
  - ・ 地震による地盤被害や( )で示した避難場所等を考慮して、少なくとも各市町に1ヶ所は複数機が発着できる空地を確保しておく。

イ 地震発生時の準備

県本部および市町本部は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- ( ) 本部事務室
- ( ) 宿舎
- ( ) 資材置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- ( ) 駐車場（車一台の基準は3 m × 8 m）
- ( ) ヘリコプター発着場（二方向に障害物のない広場）

(3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

県本部長および市町本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

この場合、県本部は市町本部と地方本部、現地本部等との協力体制が迅速に図れるよう配慮するとともに、合同本部連絡会議を必要に応じて開催し、自衛隊追加要請等の手続が迅速に行われるよう努める。

(4) 作業計画および資材等の準備

県本部長および市町本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたってはなるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

【計画作成の内容】

作業箇所および作業内容
作業の優先順位
作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所
合同本部現地連絡会議の開催方法（現地本部が担当する）

(5) 自衛隊との連絡窓口一本化

市町本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

7 災害派遣部隊の活動範囲

区 分	活 動 範 囲
<p>即時および応急救援活動                      (災害発生直後、人命救助第一義として即時に行う救助活動)</p>	<p>(1) 偵察、連絡活動                      空・地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供</p> <p>(2) 救出、救助、避難支援等                      被災者の捜索救助および避難路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援</p> <p>(3) 緊急輸送                      患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送</p> <p>(4) 消火活動                      利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力</p> <p>(5) 資料提出および広報活動                      県本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力</p> <p>(6) 危険物の保安および除去                      火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去</p>
<p>組織的救援活動                      (即時および応急救援活動に引き続き被害状況の概要が判明し派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動)</p>	<p>(1) 土木活動                      道路、水路の応急啓開作業</p> <p>(2) 水防活動                      堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業</p> <p>(3) 架橋活動                      応急橋りょうの構築</p> <p>(4) 通信支援                      自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援</p> <p>(5) 医療、救護活動                      応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送</p> <p>(6) 炊飯および給水支援                      被災地、避難地における炊飯・給水支援</p> <p>(7) 救援物資の無償貸付または譲与                      「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」(昭和37年総理府令第1号)による。                      ただし、譲与は、県本部、市町本部、その他の公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>要請に基づき自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。</p>

8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料および修繕費
- (2) 派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (4) 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (5) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市町長が協議

するものとする。

## 9 災害派遣担任区分

### (1) 災害基礎資料の調査および収集担任（滋賀隊区駐屯部隊）

県担任	部隊	担任地域
第3戦車大隊長 (今津駐屯地司令)	第3戦車大隊	全域

### (2) 初動担当（即時および応急救援部隊）

県担任	部隊名 (指揮下部隊)	所在地	主要活動内容
第3戦車大隊長 (今津駐屯地司令)	今津駐屯部隊 (近傍災害の時は第10 戦車大隊を含む。)	今津	即時および応急救援活動、同 救援活動の増援または支援 (駐屯地周辺の即時救援活動)

### (3) 増援部隊

第1次緊急増援部隊は、第3戦車大隊長の要請による第3師団、中部方面隊の所要の部隊、第2次増援部隊は第3師団長の要請による中部方面隊の所要の部隊、第3次増援部隊は、他方面隊の所要の部隊（状況により、海上、航空自衛隊の増援を受ける場合もある。）

## 10 災害派遣部隊の活動要領

### (1) 災害に対する準備措置

防災関係資料の基礎調査の実施  
災害派遣に関して必要な事項についての連絡調整  
災害派遣計画の作成  
防災に関する教育訓練の実施  
防災関係資器材等の整備、点検、特に梅雨期、台風期その他災害多発期前の点検  
県より貸与されている防災関係資器材等の点検、整備

### (2) 地震時における措置

災害派遣初動の準備

#### ア 災害発生が予測される場合

( ) 情報収集を強化するとともに待機勢力を指定および増加し、資器材の準備等を実施し、災害派遣に備えて態勢強化を図る。

( ) 連絡員を県本部に派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図る。

#### イ 県下で震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合

( ) 速やかに県庁（警戒本部、災害対策本部）または被害発生が予想される市町に連絡員を派遣する。

( ) 最大派遣可能人員をもって速やかに派遣準備の完了を図る。

( ) 増援部隊の派遣要請等を準備する。

情報の収集等

必要に応じて被害予想地区の事前偵察を行う。

地震情報および警報の伝達に対する協力

地震情報および警報の伝達について、彦根地方气象台、警察、消防等の関係機関から依頼があったときは、部隊の能力に応じて協力する。

出勤時における県警察への協力要請

出勤時に際しては、県警察へ派遣部隊が優先通行できるよう要請する。

災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する具体的内容は、被害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次を基準とする。

#### ア 被害状況の把握



- イ 人命救助等
- ウ 避難の援助
- エ 遭難者等の捜索救助
- オ 水防活動
- カ 消防活動
- キ 道路または水路の啓開
- ク 応急医療、救護および防疫
- ケ 人員および物資の緊急輸送
- コ 炊飯および給水
- サ 救援物資の無償貸与または譲与
- シ 危険物の保安および除去
- ス 通信支援

**【大津市域を除く県内で震度 7 程度の地震が発生した場合】**

直ちに連絡班を県本部および最も被害が大きいと予想される地域の地方本部に派遣するとともに、被災状況把握にかかる準備を整える。

**【大津市域で震度 7 程度の地震が発生した場合】**

陸上自衛隊中部方面混成団長（大津駐屯地司令）は、直ちに連絡班を県庁に派遣し県本部の設置状況を確認する。

また、県本部が災害派遣要請を行えない事態が想定されるため、第 3 戦車大隊長（今津駐屯地司令）は、大津駐屯地からの情報をもとに自主的派遣の実施を検討する。

## 第5節 消防計画（防災危機管理局）

### 1 計画方針

市町は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、県本部は市町本部の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

### 2 応急対策計画

#### (1) 県本部

県内で地震が発生した場合次の活動を行う。

- ア 県本部長は、必要に応じて、市町本部または消防機関に対し、消防相互の応援、その他災害の防御措置に関し、必要な指示を行う。
- イ 大規模火災等が発生し、または延焼拡大の恐れがある場合は、県防災ヘリコプターを出動させ、直ちに上空からの状況把握を行う。
- ウ 林野火災等が発生し、市町からの要請がある場合は、県防災ヘリコプターにより迅速な措置を講じる。
- エ 火災の拡大等、県内の市町の消防力をもって対処できないことが想定される場合、または、市町から要請がある場合は、県本部長は、消防庁長官に対し、他府県の消防機関の応援を要請するとともに、応援主管府県等との連絡調整を行う。

#### 【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

大規模火災の発生が想定されるため、県職員が登庁時に知り得た情報をもとに、県本部長は市町本部または消防機関に対し消防相互の応援を実施するよう指示するとともに、他府県の消防機関の応援を消防庁長官に要請する。

この場合は、災害の概要程度しか把握できないことが予想されるため次の方法により応援要請を行い、その後、情報が入り次第所定の方法で追加要請を行うものとする。

- ア 県本部長は、電話等の手段を用いて応援要請を行う。

（市町本部に対しては防災行政無線）

- イ 応援要請時に明らかにする内容

- （ ）被害が発生していると予想される地域
- （ ）その時点で知り得る各地の震度
- （ ）今後の連絡方法
- （ ）その他参考となる事項

- ウ 要請する内容

- （ ）消火および救急救助活動

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

県庁舎が甚大な被害を受けていない場合、と同様の対応を実施する。

県庁舎の被害が甚大な場合、県本部長は直ちに、市町本部長または消防機関に対し、消防相互の応援を実施するよう指示すると共に他府県の消防機関の応援を消防庁長官に要請する。この場合、要請のための情報が限られるため次の方法により要請を行い、その後、体制整備、情報収集の状況により随時追加要請を行うものとする。

ア 県本部長は、電話等により応援要請を行う。（市町本部長に対しては防災行政無線）ただし、それらの通信手段が使用できない場合は携帯電話等の手段を用いるものとする。

イ 応援要請時に明らかにする内容

- ( )大津市およびその他県内の被災状況（把握できる範囲）
- ( )県本部の設置場所
- ( )今後の連絡方法
- ( )その他参照とする事項
- ( )要請する内容
- ( )消火および救急救助活動

(2) 市町本部

それぞれの管轄する地域内で地震が発生した場合、市町本部は必要に応じて次の活動を行う。

大規模な地震が発生した場合には、各消防機関は初期の消防活動を開始する。そのために消防職（団）員の初動体制や初期の消防活動の実施計画等についてあらかじめ定めておくこととする。

地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。そのために広報の要領、広報班の編成等について、あらかじめ定めておくものとする。

地震発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期に発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。

消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。

大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。

道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。

木造建物の密集地などの、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域、および避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。

地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。特に琵琶湖水を利用できる地域においてはあらかじめ設定された取水地点や幹線道路を横断させるための経路などを使用し、消防活動を行う。

消防機関は、地震という特殊な災害を想定した相互応援協定を締結するなど、平常時から消防機関相互の応援協力体制を強化し、地震時の消防活動において互いに緊密な連携を図る。

消防吏員は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防機関の応急対策の実施に支障が生じている場合で警察官がその場にいないときに限り、当該車両その他の物件の移動等の措置を命じ、または自ら措置することができる。

林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県本部に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

(3) 地域住民

地域住民は自らが居住する地域において地震が発生した場合、次の活動を行う。

## 【地域住民の行うべき活動】

地震発生時、地域住民は早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の出火防止活動を行い、できる限り火災発生の防止に努めることとする。

地震発生時、住民は近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災組織において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努めることとする。

### (4) 応援要請に関する計画

地震時における県下の消防本部・消防団、他府県消防隊の応援要請（消防組織法第 44 条）の必要が見込まれる場合は、次により行う。

県内における相互応援について

被災地市町（消防の事務を共同処理する一部事務組合を含む）の消防力および消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても、的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」および「滋賀県広域消防相互応援基本計画」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」により相互応援を行う。

ア 滋賀県広域消防相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

- ( ) 災害の発生場所および概要
- ( ) 必要とする人員、車両および資機材
- ( ) 集結場所、活動内容および連絡担当者
- ( ) その他必要事項

イ 滋賀県下消防団広域相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

- ( ) 災害の発生場所および概要
- ( ) 必要とする人員、車両等
- ( ) 集結場所、活動内容および連絡責任者
- ( ) その他必要事項

他都道府県消防隊の応援要請（消防組織法第 44 条、滋賀県緊急消防援助隊受援計画）

ア 市町本部長は、緊急消防援助隊等他都道府県の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県本部に要請する。（後日文書提出）

- ( ) 火災の状況および応援要請の理由
- ( ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ( ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ( ) 市町への進入経路および集結（待機）場所

イ 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、県本部長は、「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。また、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。

- ( ) 応援消防隊への地理情報の提供  
（消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提供）
- ( ) 消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
- ( ) 応援消防隊の人員、器材数、指導者等の確認
- ( ) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- ( ) 応援消防隊に対する給食等の手配

ウ 消防庁長官への要請

県本部長は、市町本部長から他府県の応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、速やかに消防庁長官に応援要請するものとし、その結果を直ちに応援要請を行った市町長もしくは被災地の市町長に連絡する。

消防応援活動調整本部の設置（滋賀県緊急消防援助隊受援計画）

県内に災害発生市町が 2 以上あるときは、消防組織法第 44 条の 2 に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

---

【参考編参照】

- ・ 滋賀県広域消防相互応援協定
- ・ 滋賀県下消防団広域相互応援協定
- ・ 滋賀県緊急消防援助隊受援計画
- ・ 滋賀県ヘリコプター受援計画

## 第6節 救急救助および医療救護計画

### 1 計画方針

地震が発生した場合、初動的段階においては、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や救命措置を要する傷病者が多数発生することが想定されるため、それらに対する救急救助および医療救護に関する応急対策を実施する。また、地震発生から数日が経過すると被災地においては衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態の悪化に対する処置を要する患者が多数発生することが想定される。それに対する対策を明らかにし、被災者の健康状態の維持に万全を期する。さらに、死亡者の死体を適切に処理するための体制を整備する。

### 2 救急救助計画（防災危機管理局）

大地震が発生した場合には広域的あるいは局地的に多くの被災者が倒壊家屋等に生き埋めになることや火災による負傷者が多数発生することが想定されるため、県本部および市町本部は、地域住民の他、関係機関（自衛隊、日本赤十字社滋賀県支部等）との協力および受け入体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救急救助活動にあたる。そのために消防署、消防団器具置場、警察署、交番・駐在所、町内会集会所等に救急救助資器材の備蓄を行う他、消防団員、住民等に対する救急・救助訓練を行い、自主防災体制の強化に努める。

#### (1) 応援要請

県本部は、県下で地震が発生した場合、被害の状況を検討の上、必要に応じて応援主管府県や自衛隊等に対して応援要請を行う。

#### (2) 資器材の確保

市町は、平素から消防署、消防団器具置場、町内会集会所等に救急救助資器材を備蓄するものとする。

市町本部は、地震が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業者から、迅速に重機およびその操作に従事する要員を調達する。そのために、県は平常時から滋賀県建設業協会との間で協定を締結し、迅速な応急体制を確保する。

#### (3) 実施計画

倒壊した家屋に生き埋めになった被災者の救急救助においては、時間の経過とともに救命率が急速に低下するために迅速な対応を行う。

被災直後においては地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、地域の自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。そのため市町は平素から自主防災組織の育成に努め、訓練を実施するものとする。

消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防署員、警察官、市町職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図るものとする。

市町は、交通の途絶や山間、へき地など陸路からの臨場が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要がある場合は県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救急救助活動に努める。

県、市町、県警察、消防等防災関係機関は、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、重傷者や重病者等の災害時要援護者の救助・救急を行う。

### 3 医療救護活動計画（健康推進課、医務薬務課）

県本部ならびに市町本部、医療機関、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。

第1フェーズ（発生から3時間以内）

災害派遣医療チーム(DMAT)による災害現場の医療情報の収集と報告

第2フェーズ（3時間から3日以内）

負傷者のトリアージ、応急処置、搬送および医療救護班の派遣。特に24時間以内の活動が救われるべき命を救う重要な時間。

第3フェーズ（3日以降）

保健活動

(1) 第1フェーズ（発生から3時間以内）

情報の伝達

ア 県は、消防本部、警察本部等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。

イ 県は、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、**基幹災害拠点病院**および災害が発生した医療圏域の地方本部（医療班）に直ちに連絡する。

ウ 県から連絡をうけた地方本部（医療班）は、市町および救急告示病院等に直ちに連絡する。

エ **基幹災害拠点病院**は、県から得た情報を災害拠点病院および災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣した医療機関に連絡し、以後これらの医療機関との情報共有に努める。

オ 県は、医療機関に対して広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報（受入可能患者数等）を入力するよう、同システムの一斉通報で要請する。

災害派遣医療チーム(DMAT)の活動

ア 災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。

イ 災害派遣医療チーム(DMAT)は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および**基幹災害拠点病院**に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

被災地外医療圏域の災害拠点病院等に対する派遣要請

ア 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)からの報告により、災害現場の医療情報について収集した情報を広域災害・救急医療情報システムに随時入力するとともに、必要と認められる場合は、他の災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

イ 上記アで県から要請を受けた災害拠点病院等は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。

(2) 第2フェーズ（3時間から3日以内）

負傷者のトリアージ、応急処置および搬送

ア 災害派遣医療チーム(DMAT)は、現地救護所において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

イ 現地救護所から医療機関等へ患者を搬送する際には、患者の重症度別に、緊急治療が必要な重篤・重症患者は被災地内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は被災地内の救急告示病院に搬送する。

この場合、患者が多数発生し、被災地内の災害拠点病院では受入が困難な場合は、重篤・重症患者は被災地外の災害拠点病院、中等症患者は被災地外の救急告示病院に搬送する。

ウ 県は必要と認めた場合は、他府県に患者の受入要請を行い、他府県の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。

医療救護班の派遣

ア 市町は、被災地内に所在する災害拠点病院、その他病院及び地元郡市医師会等の協力を得て、管内の医療救護所または医療機関に配置すべき医療救護班の派遣の要請を行う。

イ 市町単独では医療需要に見合う医療救護班の確保、派遣が困難な場合は、県に医療救護班の派遣要請を行う。

ウ 県は、市町から医療救護班の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は災

害拠点病院等各医療関係団体（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所、滋賀医科大学医学部付属病院、日本赤十字社滋賀県支部、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、一般社団法人滋賀県病院協会）、他府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

エ 上記ウで要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき医療救護班を派遣する。

地方本部（医療班）の活動

ア 地方本部（医療班）は、上記（２）エで派遣された医療救護班の派遣場所について調整を行う。

### (3) 第3フェーズ（3日以降）

11 保健衛生および防疫計画 - 保健活動による

### (4) 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害拠点病院等が有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チーム。速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害拠点病院に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

派遣手順

県は、派遣要請基準に該当する災害が発生した場合、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

ただし、派遣要請基準に該当する災害が発生したにも関わらず、県からの派遣要請もなく、また県と連絡が取れない場合には、災害拠点病院は県からの要請を待たずに、消防と連携し情報交換のうえ、災害派遣医療チーム(DMAT)を災害現場に派遣する。

派遣要請基準

ア 県内で発生した災害の場合

( ) 死者および負傷者等が多数生じ、または生じると予測される場合。

( ) 災害現場における医療需要が供給をはるかに上回ると判断される場合。

( ) 報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断される大規模災害である場合。

( ) その他派遣が必要と県が判断した場合。

イ 県外で発生した災害の場合

他府県からの派遣要請があった場合。

災害派遣医療チーム(DMAT)の搬送

災害派遣医療チーム(DMAT)は、原則として医療機関が所有する緊急車両等により自ら災害現場へ赴く。

なお、医療機関自らが、現場へ赴くことが困難である場合は、県または市町に搬送手段の支援を求める。

現地合同調整所

災害派遣医療チーム(DMAT)は、消防、警察、自衛隊において設置された現地合同調整所において、それぞれの機関の助言を得ながら円滑に医療救護活動を行う。

また、災害現場での現地合同調整所において、医療の拠点も設置するよう検討が必要である。

災害派遣医療チーム(DMAT)の統括者

災害派遣医療チーム(DMAT)が災害現場に複数集まって活動にあたる場合、統括 DMAT の指揮、調整のもとに、互いに連携しながら災害現場での医療救護活動に従事する。

## 4 医療救護体制（健康長寿課、医務薬務課）

県本部は、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、病院の被災状況を調査し、医療救護、助産救護活動が可能な医療機関を把握する。また、市町本部の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護、助産救護班の派遣要請を行うものとする。

医療救護、助産救護班の派遣要請を受けた医療機関は、救護班を速やかに編成し救護所等指



定場所で救護活動を行う。

(1) 病院等（有床診療所を含む。）の被災状況等の把握

地方本部（医療班、健康福祉班）は市町本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況等を把握する。

医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

ア 重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入可能限度の確認

( )患者受入れにあたって不足する医療資器材および不足医療従事者（医師・看護師等）等

イ 救護班の派遣体制の確認

( )派遣可能救護班数

( )派遣可能医療従事者数

( )救護活動に要する不足医薬品等医療資器材および不足医療従事者（医師・看護師等）等

施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機関が麻痺または低下している病院等の確認

ア 簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等

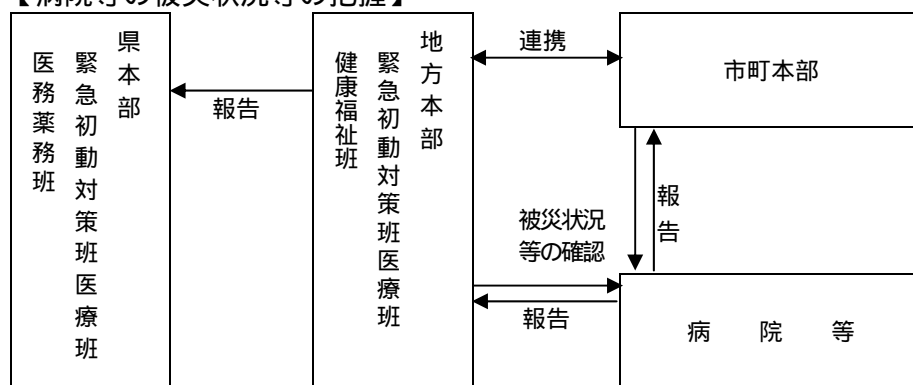
( )重症および人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）

( )原状復帰に要する修繕

イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機関の回復の目処が立たない病院等）

( )入院患者の実態

【病院等の被災状況等の把握】



在宅療養者の確認

市町等は、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用している患者について安否確認を行うとともに、必要に応じて搬送等を実施する。

(2) 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、助産救護班の派遣と業務

県本部は、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、市町本部から医療、助産救護に関する協力要請があったとき、または医療、助産救護を必要と認めるときは、日本赤十字社滋賀県支部、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、社団法人滋賀県病院協会、応援主管府県等の関係機関に医療、助産救護班の派遣を要請するものとする。

災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害拠点病院等が有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チームであり、災害現場に赴き、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害拠点病院に報告するとともに、災害現場において負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

ア 災害派遣医療チーム(DMAT)の業務

( )災害現場の医療情報の収集・報告

- ( ) 患者のトリアージおよび応急処置
- ( ) 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定
- ( ) その他状況に応じた処置

医療、助産救護班

医療、助産活動は、各医療機関が有する医療チームまたは医療関係団体が構成する医療チーム（JMAT等）であり、原則として市町本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。

ア 医療救護班の業務

- ( ) 傷病者に対する応急処置と軽易な患者に対する医療
- ( ) 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定
- ( ) 死体の検案と検視に伴う協力
- ( ) 死体の処理（縫合等）

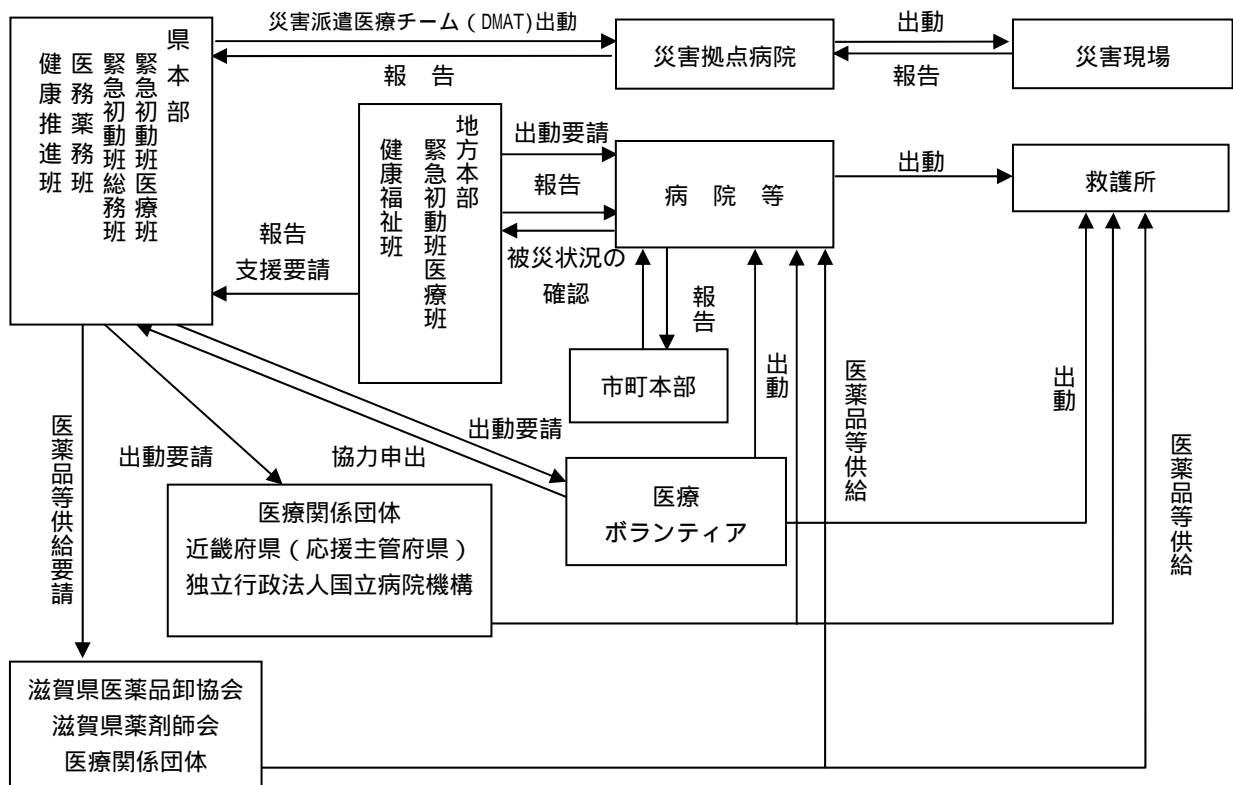
イ 助産救護班の業務

- ( ) 分娩の介助
- ( ) 分娩前後の処理
- ( ) 衛生材料の支給

連絡調整

医療、助産救護等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって県本部、地方本部、市町本部があたるものとする。

【指揮命令および連絡調整】



緊急初動対策班医療班長は、医療班と健康福祉班を一体的に指揮し、両班は相互に協力して活動する。

5 医療機関の初動活動（健康長寿課、医務薬務課）

病院等（有床診療所を含む。）は、院内の被害状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、4(1)に基づく地方本部（健康福祉班）または市町本部の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行うものとする。

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等

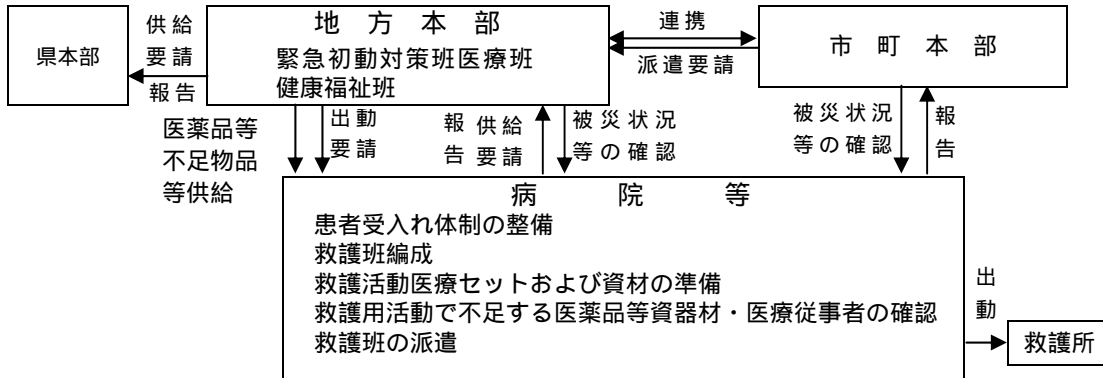
重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。  
救護班を編成する。

救護活動医療セットおよび資材を準備する。

救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を地方本部（保健所長）に供給要請する。

地方本部（健康福祉班）の救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での救護活動を行う。

【医療、助産救護活動が可能な病院等の応急対応】



(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等

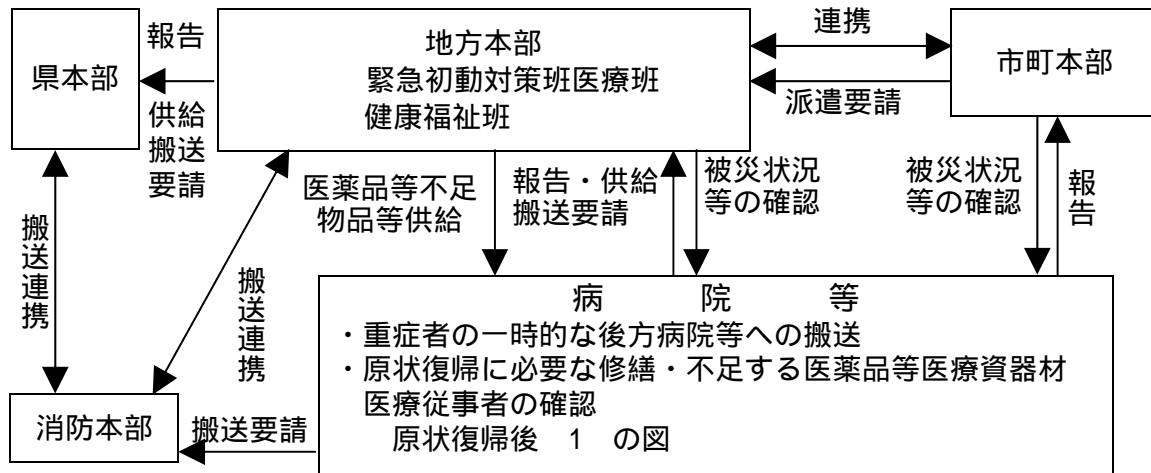
簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等

ア 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、地方本部（健康福祉班）等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。

イ 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を地方本部（健康福祉班）に供給要請する。

ウ 原状復帰後は地方本部（健康福祉班）に報告するとともに、上記の救護活動を行う。

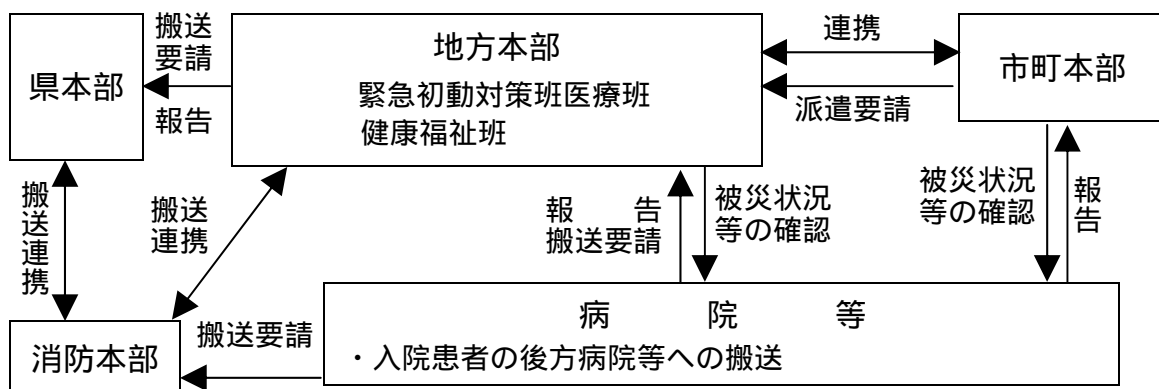
【簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対応】



修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処がたたない病院等）

ア 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、地方本部（健康福祉班）に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。

【修繕等不可能な病院等の応急対応】



6 県立病院の医療救護計画（病院事業庁）

地震が発生した場合は、県本部の指示に基づき医療救護班の派遣等の医療救護活動を行う。

(1) 医療救護活動

県立病院3センターは、県本部の指示があったとき、または災害の状況によりセンター長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。

センター長は、県本部または地方本部と連絡を取り、災害の状況を把握して、医療救護班の緊急出動を指示して救護活動を行うものとする。

緊急出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行うものとする。

重症患者の受入れ体制を整え、県本部、他医療機関等からの要請により患者の受入れを行う。

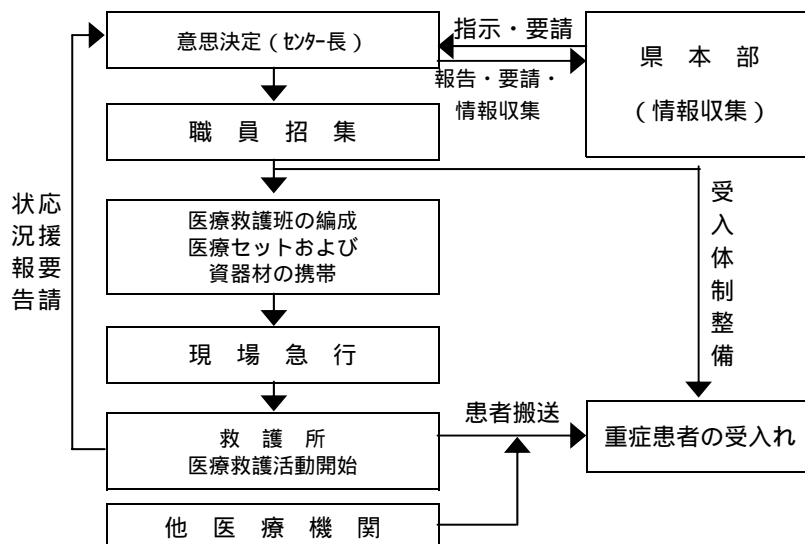
(2) 医療救護体制

医療救護体制については、概ね次の通りとする。

【医療救護体制】

	班数	医師	看護師	事務(運転)	計
成人病センター	2	2	4	2	8
小児保健医療センター	1	1	2	1	4
精神医療センター	1	1	2	1	4
計	4	4	8	4	16

【県立病院の医療救護活動】



## 7 日本赤十字社医療救護計画（日本赤十字社）

地震が発生した場合は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約に基づき、医療、授産活動を行う他、発生直後の状況により自らの判断に基づき速やかに救護活動を開始する。

### (1) 救護活動

日本赤十字社滋賀県支部は、災害の状況により、救護班を出動させ、救護活動を行う。

事務局長は、支部長の命を受け、直ちに課員を招集し、県本部と連絡をとり、災害状況を把握して、管内赤十字機関に速報のうえ、救護班の緊急出動を指示して救護活動を円滑に図る。

緊急出動の指示を受けた救護班は、直ちに、医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を開始する。

災害の状況に応じた救護班の編成を行うとともに、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

赤十字組織内の奉仕者の協力を得て救護活動を円滑に図る。

### (2) 平時における準備

職員や赤十字施設間の非常招集体制の確立

常備救護班の救護員の登録

救護装備および救護材料の整備と更新ならびに常時点検、手入れ、保管等

救護員および奉仕者の指導訓練

### (3) 救護体制の準備

日本赤十字社滋賀県支部は、日赤常備救護班を大津赤十字病院に4コ班、大津赤十字志賀病院に1コ班、長浜赤十字病院に3コ班の計8コ班を編成するとともに、災害救護の実施に必要な器材を備蓄する他、り災者に対し、さし当っての生活更正を援助するため救援物資を備蓄する。

また、[大津赤十字病院と長浜赤十字病院](#)に救護用倉庫を整備し、被害救護に必要な器材や救援物資を備蓄する。

区 分	班数	医師	看護師長	看護師	主事	運転手	計
大津赤十字病院	4	4	4	8	4	4	24
大津赤十字志賀病院	1	1	1	2	1	1	6
長浜赤十字病院	3	3	3	6	3	3	18
計	8	8	8	16	8	8	48

### (4) 装備器材の整備

日本赤十字社滋賀県支部は、災害救助を実施するにあたり、日赤医療救護班等の活動に必要な器材を整備する。

- ・ 救護装備および救護材料 （資料編参照）

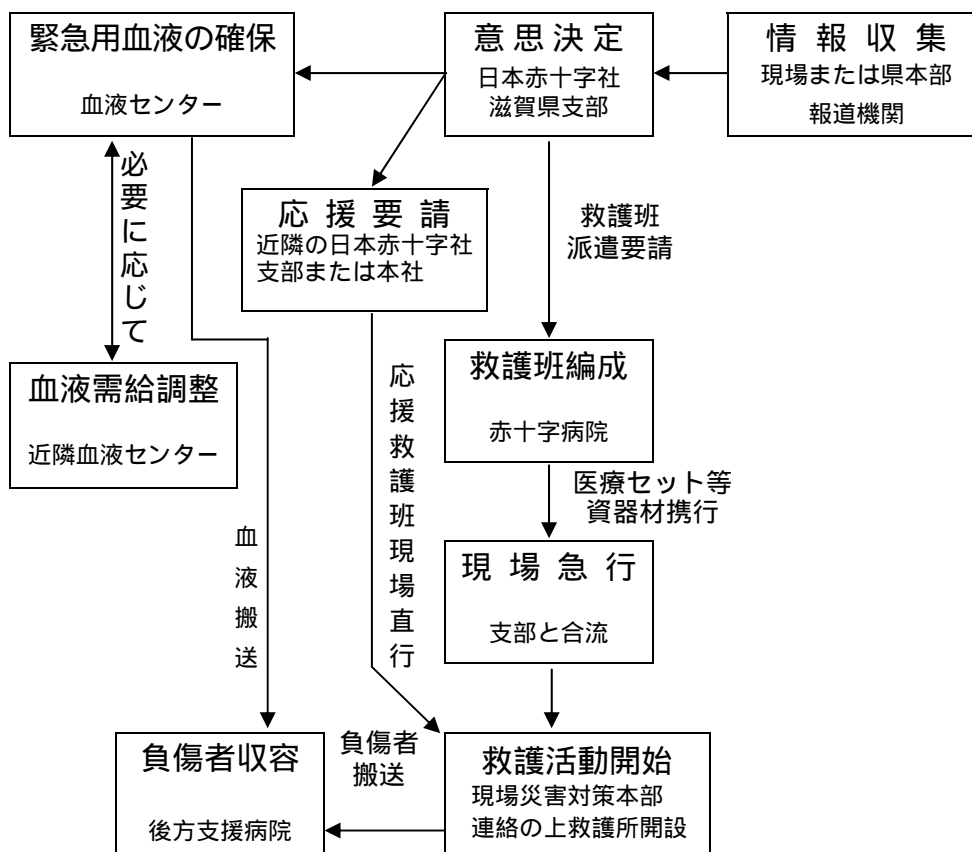
### (5) 救護物資の整備、備蓄

り災者に対し、さし当っての生活更正を援助するため、救援物資を備蓄する。

- ・ 災害用救護物資の備蓄 （資料編参照）

(6) 日本赤十字社救護班の編成状況（資料編参照）

【日本赤十字社の医療活動】



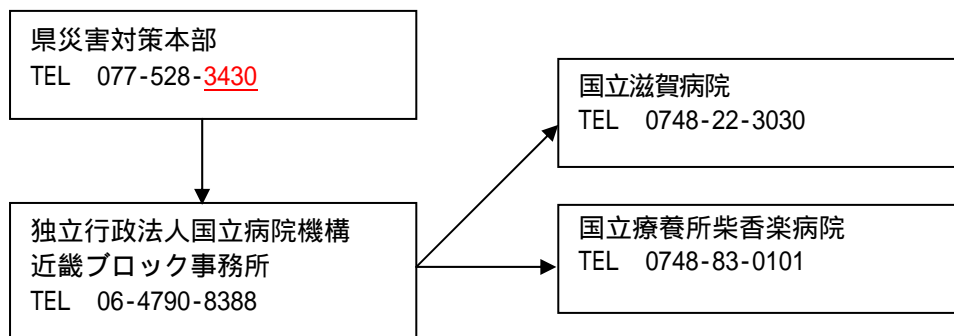
(注) 日本赤十字社滋賀県支部は、支部長の意思決定のもと職員の招集、情報の収集を図り、県本部（防災危機管理局）と連絡をとり、これらの情報をもとに管下赤十字病院に救護班派遣を要請、救護班を編成し、現状に急行、現地本部と連絡の上（現地本部未設置の場合は独自判断で）救護所を開設し、救護活動を開始する。また、必要に応じて近隣の日本赤十字社支部あるいは、日本赤十字社本社に応援要請を行う。

8 国立病院機構医療救護計画（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所）  
 県本部の要請により、または必要と認めるときは、医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

(1) 医療救護班

区 分	班 数	医 師	看 護 師	事 務 員	運 転 手	計
国立滋賀病院	1	1	1	1	1	4
国立療養所柴香楽病院	1	1	1	1	1	4
計	2	2	2	2	2	8

(2) 連絡系統



9 国立大学病院医療救護計画（滋賀医科大学）  
 県本部の要請により、文部科学省の了解のもと、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

(1) 医療救護班（2班）

1班の班員 医師1名、看護師1名、事務員1名 計3名

(2) 連絡先

滋賀医科大学（災害対策本部）077-548-2006

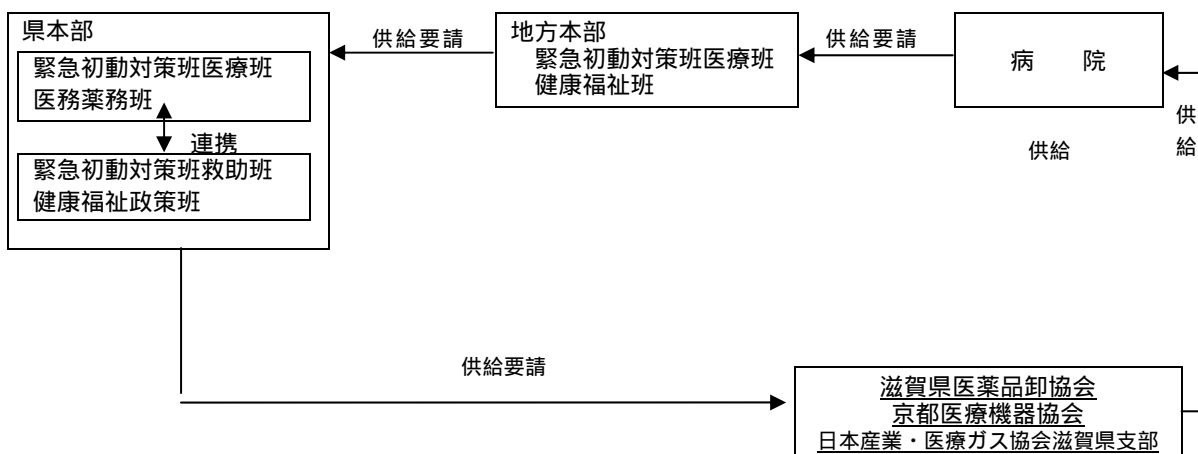
10 医薬品等の備蓄および調達計画（医務薬務課）

(1) 医薬品等の供給

県は、滋賀県医薬品卸協会、京都医療機器協会、日本産業・医療ガス協会滋賀県支部と災害時における協定を締結し、地震が発生した場合で、医療機関等から要請があった場合は、医薬品、衛生材料および医療用ガスの供給を要請する。

なお、厚生労働省、応援主管府県に対しても、同様の要請を行う。

【医薬品等の供給体制】



(2) 輸血用血液の備蓄および供給

地震時における輸血用血液の確保

- ア 被害状況により近隣府県の血液センターの支援を受け、輸血用血液の確保を図る。
- イ 被害の軽微な地域の一般県民からの献血を受ける。

血液備蓄所

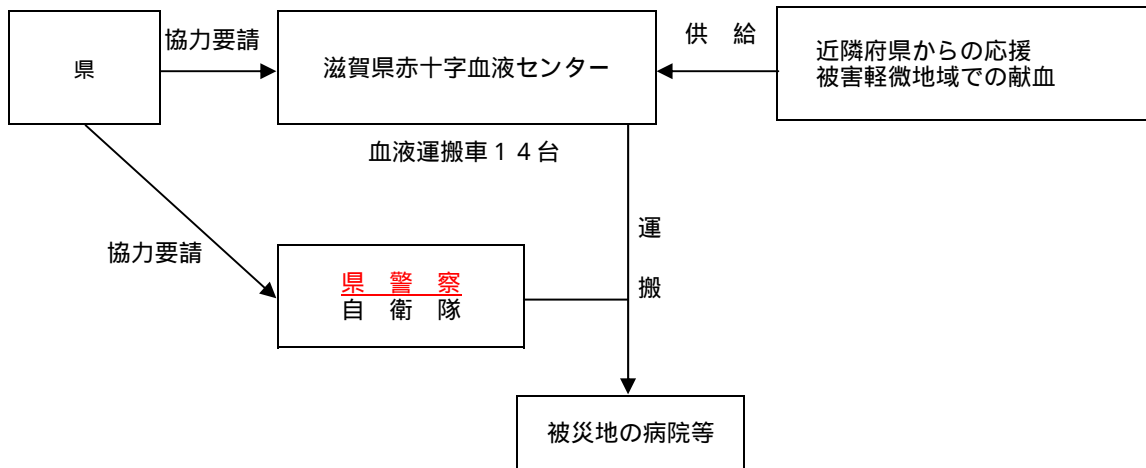
滋賀県赤十字血液センターでは、常時県下3病院に緊急用血液備蓄所を設け血液の必要な緊急時に対応している。

ここでいう、3病院とは、彦根市立病院、長浜赤十字病院、公立高島総合病院である。

輸血用血液の輸送

滋賀県赤十字血液センターに配備されている血液運搬車が、十分でないと思われるときは、**県警察**および自衛隊に輸送についての協力を要請する。

【輸血用血液体制】



11 保健衛生および防疫計画（健康**長寿**課、生活衛生課）

(1) 基本方針

地震発生時においては、精神障害者・難病患者・人工透析等の慢性疾患患者の救護および感染症患者の早期発見等が必要となる。そこで、保健活動、検病調査、予防宣伝および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等は、この計画の定めるところにより迅速に実施し、病弱者の救済と被災地における飲食等に起因する危害発生防止、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期し、県民生活の安定を図る。

(2) 保健活動

実施者

ア 地震発生時における保健活動等は、原則として当該地域を所管する市町本部が保健所の指導、指示に基づき実施する。

イ 当該市町本部独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。県本部は必要と認めた場合には応援主管府県等に応援要請を行う。

活動内容

地方本部（健康福祉班）は、保健所および市町本部と連携を図りながら次の保健活動を実施する。

ア 保健所および市町本部から各種保健福祉施設の被害状況を把握する。

イ 保健所および市町本部と連携して、精神障害者、難病患者、人工透析者への対応を行う。

ウ 保健師派遣

( )保健所長は、県本部に対して所属の保健師の出動状況を報告するとともに、必要な場合保健師の派遣を要請する。

( )県本部は被災地の保健所長の要請を受け、保健師の派遣を県の保健所、県内の被災地以外の市町および応援主管府県等に要請するものとする。



( )派遣保健師の保健活動は、被災地の保健所長の指示に基づき実施する。

#### エ 保健師の活動

( )震災直後の混乱期 ( ~ 7日目)	a 緊急初動対策班医療班とともに救護活動を行う。 b 入院、入所の必要な者についての関係機関との連絡調整を行う。 c 市町本部、救護班、避難所の代表者との連携のもとに避難者、避難所の現状把握、情報提供、関係機関やボランティアの連絡調整を行う。
( )避難者が定着し始める時期 ( 8日目 ~ 15日目)	a 救護活動 b 関係機関との連絡調整 c 保健予防活動
( )避難所が一時的な滞在施設として確立する時期 ( 16日目 ~ 1ヶ月)	a 保健予防活動 b 関係機関との連絡調整 c 避難者の健康状態調査と要援護者と要指導者の把握
( )避難所が生活の場として定着した時期 ( 2ヶ月目 ~ )	a 保健予防活動 b 関係機関との連絡調整 c 避難所巡回健康相談 d 健康教育 e 健康診査活動

#### 報告、記録

ア 地方本部（保健班）は、管内市町分の災害保健活動実施状況を様式に従って、県本部（健康長寿班）に報告する。

イ 県および市町は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

#### (3) 災害時栄養指導対策

地方本部（保健班）は、災害の状況により必要があると認めるときは、管理栄養士等を派遣し、下記の業務にあたらせる。

炊き出し、給食施設の管理の指導および協力

在宅慢性疾患に対する食事指導

その他、地震発生時における栄養指導

#### (4) 災害時食品衛生・環境衛生対策

##### 災害緊急衛生班の編成

地方本部（保健班）は災害の状況により必要と認めるときは、災害緊急衛生班を編成派遣する。

災害緊急衛生班は、災害の規模に応じて、食品衛生監視員および環境衛生監視員をもって構成する。

##### 災害緊急衛生班の活動

災害緊急衛生班は、所属長指揮のもとに次の活動を行う。

ア 食品・環境衛生関係営業施設の被害状況の把握、監視指導ならびに情報提供

イ 救護食品等の検査

ウ 飲料水の試験検査

エ 避難所における食品・環境衛生確保

オ その他飲食等に起因する危害発生の防止

#### (5) 浴場の利用・供給計画

##### 仮設浴場の供給

県本部または市町本部は、災害の状況により必要があると認めるときは、自衛隊に（市町本部は県本部を經由して）対して支援を要請するなどにより、地震発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

## 浴場の開放要請

県本部または市町本部は、災害の状況により必要があると認めるときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場および旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

### (6) 防疫活動

#### 実施者

- ア 地震発生時における検病調査、防疫等は、当該地域を所管する市町本部が保健所の指導、指示に基づき実施する。
- イ 当該市町本部独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。
- ウ 県本部は、被災等の状況、市町本部の処理能力等を勘案し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第29条第2項に基づく物件に係る措置または予防接種法第6条による臨時の予防接種を行う。

#### 県の措置

- ア 被災地の衛生状態の維持、消毒、そ族昆虫駆除、検病調査、その他防疫措置の指導を行うものとする。
- イ 災害の規模、態様等に応じた範囲、期間を定めて、消毒方法の施行に関する指示、そ族昆虫等の駆除に関する指示、家庭用水供給の指示等を行うものとする。
- ウ 被災地、避難所等における検病調査および検病調査結果に基づく健康診断を実施する。
- エ 感染症患者または無症状病原体保有者が発生したときは、入院の勧告措置等を実施する。

#### オ その他の保健衛生

##### ( ) 死亡獣畜の適正処理

県本部（生活衛生課および保健所）は、市町が実施する死亡獣畜の処理が適正に行われるよう必要に応じて指導するものとする。

##### 市町本部が行う防疫活動の種別と方法

- ア 保健所と連携して、検病調査および予防宣伝を実施する。
- イ 家屋、道路等の消毒を行う。
- ウ そ族昆虫等の駆除を行うものとする。
- エ 第15節「給水計画」に基づく家庭用水の供給を行う。
- オ 臨時予防接種の実施を県本部に求めることができる。
- カ 県職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施する。  
また、市町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

#### 報告、記録、整備

- ア 地方本部（保健班）（保健所）は、管内市町分の災害防疫活動実施状況を、様式に従って、県本部（健康福祉部長）に報告する。
- イ 地方本部（保健班）は、災害防疫等が完了したときは、20日以内に管内市町分をとりまとめ、様式に従って県本部（健康福祉部長）に報告する。
- ウ 県および市町は、災害状況報告書、防疫活動状況報告書等、必要関係書類を整備しておく。

### (7) 防疫および保健衛生器材の備蓄、調達計画

#### 防疫および保健衛生器材の備蓄対策

- ア 地方本部（保健班）は、地震時における防疫業務実施基準に基づく防疫活動が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。
- イ 地方本部（保健班）は、地震時の医薬品等取扱施設における防疫、衛生器材等の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。
- ウ 保健所長は、各保健所現有の災害対策緊急用医療資材の整備、充実を図る。

#### 調達計画

県本部は地震発生後速やかに次の活動を行う。

- ア 防疫および衛生器材の取扱施設の被害状況の調査、実態把握
- イ 防疫資材の調達（関係機関との連携の下に）  
調達の方法は次による。
  - ( )医薬品取扱業者への依頼
  - ( )厚生労働省、応援主管府県および近隣府県の医薬品取扱業者への応援要請
- ウ 不足資材の調達の斡旋（市町からの要請により）  
市町の対応  
防疫および保健衛生用器材の備蓄および調達について、あらかじめ計画を確立しておくものとする。

## 12 行方不明者の搜索、死体の収容、検視ならびに火葬（埋葬）計画 （生活衛生課、県警察、日本赤十字社）

### (1) 基本方針

市町本部等は、行方不明者がいるおそれが判明した場合、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と連携して行方不明者の搜索活動を行う。また、死体を発見した場合は、県警察が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における死体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、市町本部は、日赤市地区、町分区として活動する。

### (2) 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、市町本部等が県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

他市町に行方不明者が漂着していると認められる場合は、地方本部および行方不明者の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。

市町本部は、身元不明死体の写真撮影を行う他、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

市町本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索にあたる。

### (3) 死体の発見時の連絡および処理

死体を発見した者は速やかに県警察に連絡し、県警察は医師立会のもとに検視を行う。

### (4) 死体の収容

医師立会のもとに県警察の検視を終えた死体は、市町本部等が、県警察等の協力を得て、その収容、引渡し等にあたる。

死体が多数ある場合は、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして死体を収容し、検視、遺族への引渡し等を行う。死体収容のための適当な建物がない場合は、天幕等の仮設の検視場所を設ける。

死体は、死体処理票および遺留品処理票を整理の上納棺し、死体検案書とともに引き渡す。

### (5) 死体の火葬

#### 県本部

ア 県本部は、市町本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めるときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し応援を要請するものとする。なお、県本部は、被災地における火葬者数等を把握し、円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。

#### 市町本部

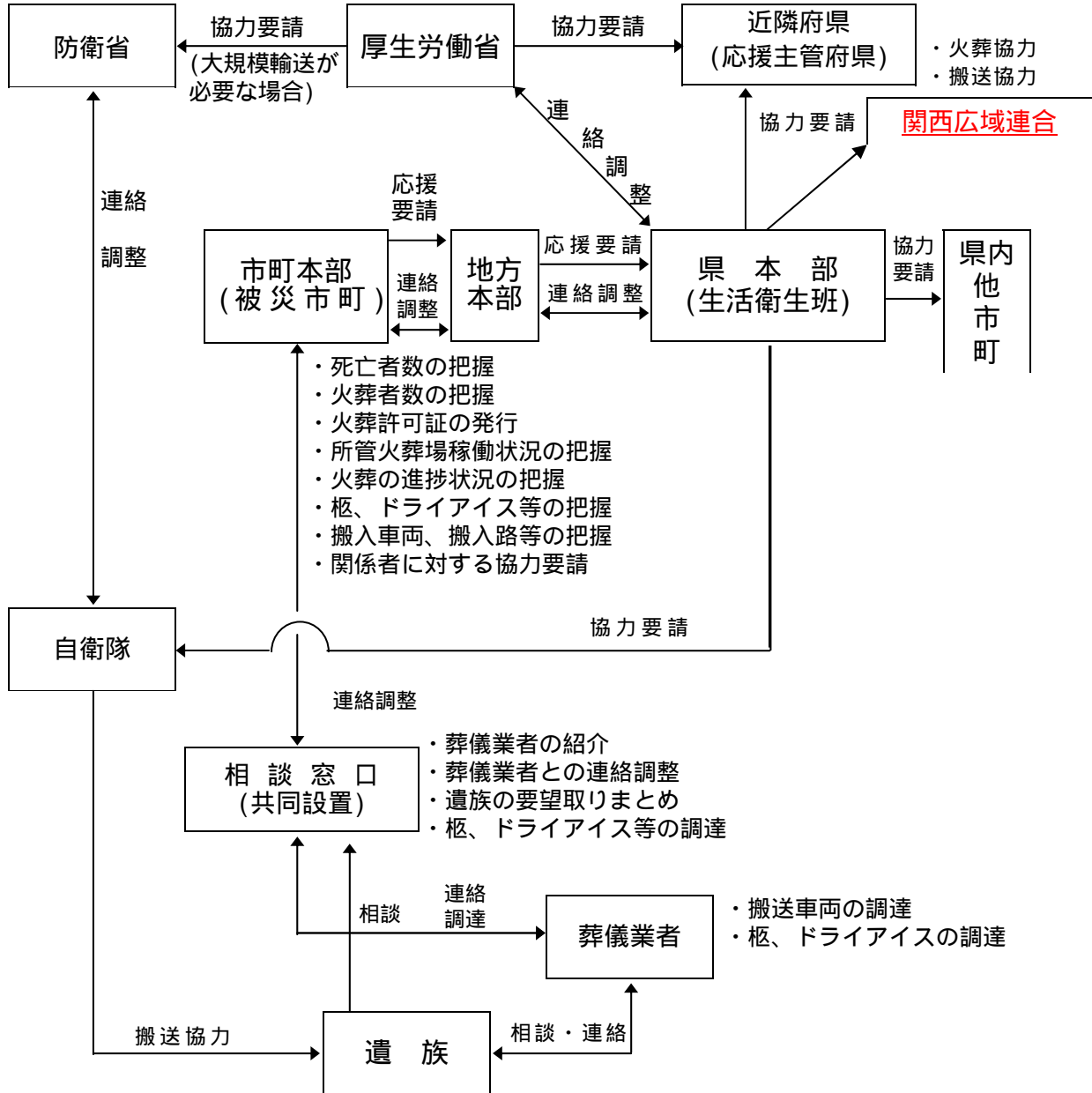
ア 市町本部は、独自で処理不可能の場合は、県本部に対して応援を要請する。

イ 市町本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

( )死亡者数の把握

- ( )火葬計画の作成
- ( )死体搬入車両および搬入路の把握・確保
- ( )燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握、確保
- ( )火葬のための関係者に対する協力要請
- ( )相談窓口の設置および住民への情報提供

【被災に係る死体の火葬体制】



(注) 県本部は、被災市町本部から応援要請があったときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に応援を要請するとともに、被災地における死亡者数を把握し、円滑な火葬ができるよう調整を行う。市町本部は、火葬施設の倒壊、施設処理能力を上回る死亡者の発生等により、独自処理が不可能と判断したときは、速やかに県本部に対して応援を要請するとともに、死亡者数の把握、火葬計画の作成等円滑な火葬が実施できるよう努める。

---

---

【参考編参照】

- ・ 滋賀県広域消防相互応援協定
- ・ 災害時における災害救助犬の出動に関する協定  
(特定非営利活動法人日本レスキュー協会)
- ・ 災害救助法による救助等に関する委託契約(日本赤十字社滋賀県支部)
- ・ 災害時の医療救護活動に関する協定(一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、一般社団法人滋賀県病院協会、県内各災害拠点病院)
- ・ 災害時における医薬品等の供給に関する協定(滋賀県医薬品卸協会)
- ・ 災害時における医療ガス等の供給に関する協定(有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部)
- ・ 災害時における医療機器等の供給に関する協定  
(京都医療機器協会)
- ・ 災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定書  
(社団法人滋賀県生活衛生協会、財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター)
- ・ 災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定  
(ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスディーラー会)
- ・ 災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定  
(社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)
- ・ 災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定書  
(滋賀県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会)
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定(一般社団法人滋賀県建設業協会)
- ・ 防疫計画報告・記録・整備様式

## 第7節 情報連絡計画（各機関）

### 1 計画方針

地震時における各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡システムを整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保および情報収集体制の強化を図るため、**連絡員の派遣**、公衆通信設備の優先利用、非常通信やアマチュア無線の利用、放送の要請等を行う。

### 2 通信連絡計画

#### (1) 基本方針

地震時においては、使用可能な通信連絡手段を利用することとするが、とりわけ、有線の途絶等を考慮し、無線を積極的に活用することとする。

#### (2) 防災行政通信網の確保（防災危機管理局）

地震時において、応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、本節に定める情報の収集および伝達に最も適しかつ信頼性の高い通信網として、衛星系と地上系の2ルートで構成し、相互に補完する防災行政通信網を整備している。

#### (3) 防災行政無線網の運用（防災危機管理局）

防災行政無線網の運用については、「滋賀県防災行政無線運用要項及び同細目」の定めるところによる。

##### 【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

防災危機管理局長は、防災行政無線網の機能を点検し、障害が発生している場合は直ちに復旧のための措置を講じる。ただし、復旧に長時間を要すると判断する場合は、**可搬型**地球局その他により速やかに通信回線を確保する。

##### 【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

防災危機管理局長は、防災行政無線網の中核となる県庁の諸設備の機能を点検し、その結果および諸条件を勘案し、県庁統制局による運用を行うか、**可搬型**地球局で運用するかにつき速やかに決定する。

なお、勤務時間外において地震が発生した場合は、直ちに県庁統制局および**可搬型**地球局に担当職員を派遣し、いずれの局でも即座に運用できる体制をとる。

#### (4) 警察通信連絡（**県警察、近畿管区警察局滋賀県情報通信部**）

既設の警察有線通信設備、警察無線通信設備により通信を確保するとともに、耐震性の向上、多様な通信手段の開発を働きかける等して、地震時における通信輻輳時にも耐えられるよう整備を行う。

#### (5) 非常通信の利用（防災危機管理局）

地震が発生しまたは発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないかまたは、これを利用することが著しく困難なときは、警察、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の自営通信回線または、無線通信（携帯電話等含む）、アマチュア無線等の通信連絡手段を効果的に利用することにより、災害対策に関する通信の確保を図る。

この利用にあたっては、原則として次の要領により非常通信電報を作成したうえ、最寄りの機関等に持参して発信を依頼するものとする。ただし、災害が発生するおそれのある場合の利用にあたっては、あらかじめ利用予定の機関等に連絡した後、発信を依頼するものとする。

電報用紙は、適宜の用紙を使用すること。

電報の本文の字数は、1通当り200字以内とすること。

電報のあて先は、着信者の住所、役職名、および電話番号をもって表示すること。

また、県本部は必要に応じて、一般社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部に対し、災害時応援協定により、県本部および各地方本部等へアマチュア無線通信要員の派遣や通信連絡の実施を要請する。

(6) 放送の要請（広報課、防災危機管理局、**各放送局**）

地震のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知・要請・伝達または警告のため、日本放送協会および民間放送各社と、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している。また、この協定に基づき日本放送協会と「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」を締結している。

日本放送協会大津放送局

県本部長から「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」により、放送を行うことを求められた場合は、放送の形式、内容、時刻、および送信系統をそのつど決定して放送する。また、緊急に住民に対し避難勧告、指示等を行う場合に県本部長（市町本部長）から放送要請があった時は、緊急警報放送の放送要請に関する覚書に基づき放送する。

民間放送局各社

県と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している民間放送局各社は、県本部長から放送の要請があった場合は、協定に基づき放送を行う。

3 地震および災害に関する情報の収集および伝達

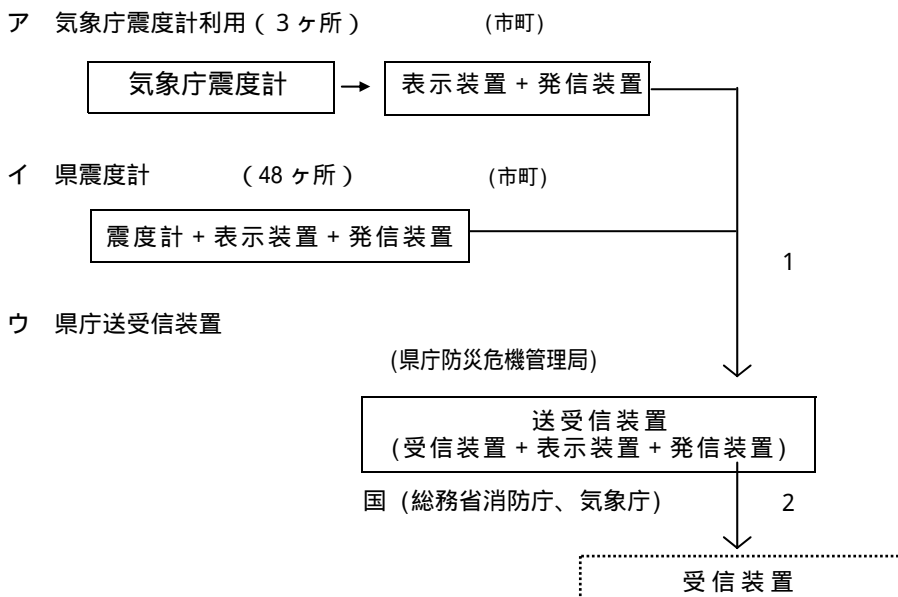
(1) 基本方針

地象、水象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し伝達するため、その方法、組織、被災状況等の報告基準、災害現地調査等について定める。

(2) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集

震度情報ネットワークシステムとして県内全市町に設置した震度計において震度1以上を観測した場合は、その震度情報を県（防災危機管理局）で自動受信するとともに、気象庁へ自動送信する。震度4以上の情報については国（総務省消防庁）へ自動送信する。

【震度情報ネットワークシステム系統図】



1 市町、県庁間の通信は、防災行政通信システム利用（INS回線、衛星通信）

2 県庁、消防庁間の通信はINS回線を、県庁、気象庁間の通信は専用線を利用  
また、総務省消防庁への震度情報の送信は、震度4以上の場合のみ

(3) 地象、水象に関する情報の伝達について

情報の伝達

ア 彦根地方気象台は、滋賀県下において震度1以上を観測した場合または必要と認める場合は、大阪管区気象台または気象庁地震火山部が発表した地震情報等を次の各機関に通報するものとする。

滋賀県	防災危機管理局
国土交通省	滋賀国道事務所
放送機関	日本放送協会大津放送局

情報の形式および内容

ア 情報の形式は、表題、発表年月日時分、気象官署名、本文および発表番号とする。

イ 情報の内容は概ね次のとおりとする。

地震の概況（発震時分、震央の地域名、震央の位置、震源の深さ、気象庁の決定した地震の規模、各地域の震度、各地の震度、その他観測成果等。）

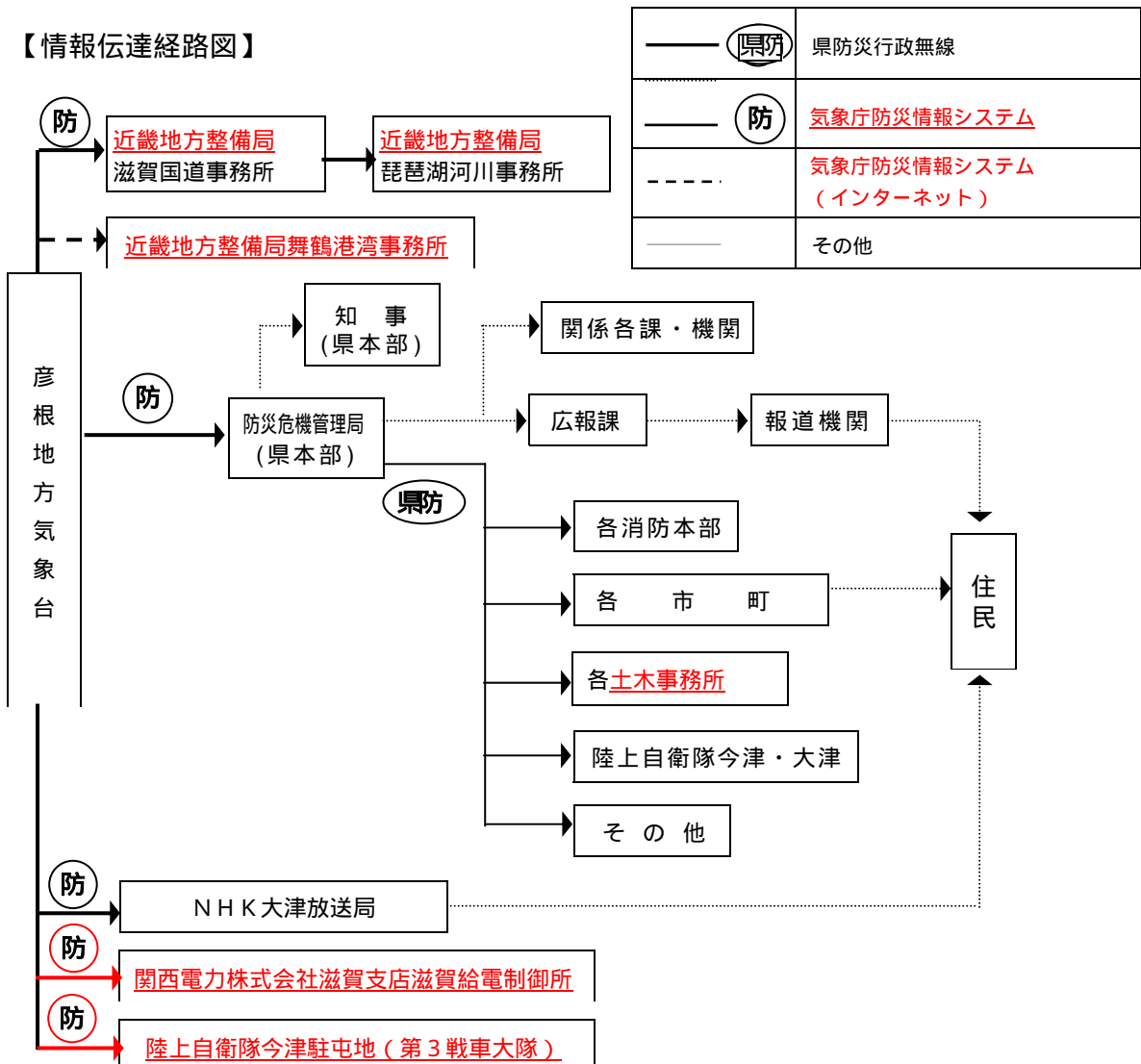
ウ 震央の位置を表すには、国内陸地にあつては、概ね都道府県の東部あるいは西部というような地域をもって示し、日本近海にあつては別図に掲げる海域をもって示すものとする。ただし、特に必要がある場合は、山岳、半島などの名称を用いることもある。

エ 気象庁が、特に地震および津波に命名した場合には、それ以降は、その名称を用いる。

情報の伝達系統

地震情報の経路図は、次に掲げるとおりとする。

【情報伝達経路図】





- (注) 防災危機管理局から各土木事務所、市町、消防本部等への地震情報の音声伝達方法
- ・ 勤務時間内の場合  
防災行政無線により伝達する。
  - ・ 勤務時間外の場合  
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。
- (4) 強化地域に係る大規模な地震に関する情報の収集および伝達
- 基本方針
- 東海地震に対し迅速、的確に警戒体制を整備するため、東海地震注意情報および東海地震予知情報等の収集、伝達を行う。
- 東海地震注意情報の通知
- 彦根地方気象台は気象庁から通報された東海地震注意情報を、速やかに知事へ通報する。
- 東海地震予知情報の通知
- 彦根地方気象台は気象庁から通報された東海地震予知情報を、速やかに知事へ通報する。
- 東海地震注意情報および東海地震予知情報等の伝達
- ア 通報先
- ( )滋賀県防災危機管理局
  - ( )県からの伝達については、県が定める情報連絡計画等により行う。
- イ 情報形式および内容
- 気象庁地震火山部発表全文とする。
- 東海地震注意情報および東海地震予知情報が発表されたときの県の体制
- ア 東海地震注意情報が発表されたとき
- ( )防災危機管理局長の指示により、あらかじめ指定された防災危機管理局員は登庁する。(勤務時間外の場合)
  - ( )東海地震注意情報の解除で待機体制を解く
- イ 東海地震注意情報の続報があった場合
- 続報(判定会の開催を待たずに発表される東海地震注意情報を含む。)が事態の進行を示すものであるときは、防災危機管理局長の指示により、防災危機管理局員は全員登庁する。(勤務時間外の場合)
- ウ 東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき
- ( )防災危機管理監は登庁するとともに、知事、副知事に警戒宣言の内容を連絡し対応協議を行う。
  - ( )防災危機管理局員は本庁および各地方機関の連絡担当者に警戒宣言が発表された旨連絡をし、連絡を受けた担当者は所属長に報告する。
  - ( )各所属長は東海地震の発生に備え、速やかに災害対策を講じられるよう準備体制を整えるものとする。
  - ( )東海地震注意情報(イの続報含む)が発表されずに東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたときは、防災危機管理局長の指示により、防災危機管理局員は全員登庁する。
- (5) 緊急地震速報に関する情報の収集および伝達
- 県庁舎において気象庁が発表する緊急地震速報を受信した際、自動的に館内放送し、来庁者や職員等の身の安全の確保を図る。
- (6) 被害状況等の収集と報告
- 防災関係機関は、相互に連携を保ちつつ、災害の状況に応じた的確な応急対策を実施するため、被害に関する情報の収集および伝達を迅速かつ的確に行う。



は防災危機管理局)への報告径路を基本とする。

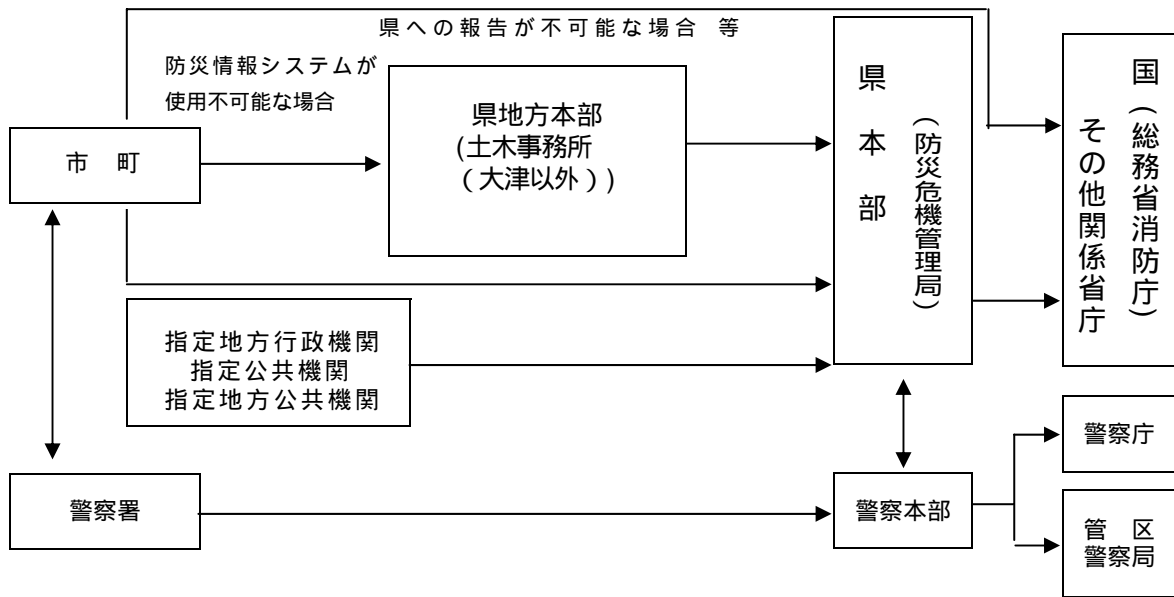
ただし、通信の途絶等のため市町本部から県本部への報告が不可能な場合は、市町本部から直接国(総務省消防庁)に報告するものとする。この場合、市町本部から県本部への通信が回復した段階で速やかに県本部への報告(国へは既に報告した旨を含む)を行うこととする。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通知が殺到している場合は、市町本部は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告するものとする。

( )指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、県本部(設置前は防災危機管理局)に報告を行い、県本部は速やかに国(総務省消防庁)に報告することとする。

【被害即報の伝達系統】



【総務省消防庁への報告先】

〔平常時 消防庁応急対策室〕

( N T T 回線 )

03-5253-7527

03-5253-7537 ( F A X )

( 消防防災無線 )

42-90-43414

42-90-49033 ( F A X )

( 地域衛星通信ネットワーク )

6-048-500-90-43414

6-048-500-90-49033 ( F A X )

〔夜間・休日時 消防庁宿直室〕

( N T T 回線 )

03-5253-7777

03-5253-7553 ( F A X )

( 消防防災無線 )

42-90-49101

42-90-49036 ( F A X )

( 地域衛星通信ネットワーク )

6-048-500-90-49101

6-048-500-90-49036 ( F A X )

エ 県

( )県は、勤務時間外において地震が発生した場合においても常に市町等からの被害即報や以下の手段等により自ら収集した情報を国(総務省消防庁、内閣府)をはじめ必要に応じ関係府省庁に対して適時的確に報告するものとする。

( )公共土木施設の被害状況に関する初期情報収集

県は、公共土木施設の被害状況に関する情報を早期に収集するため、県土木関係職員を対象として、住所地の近隣においてあらかじめ指定された公共土木施設の被害状況を確認した上で登庁する体制を整備する。

( )緊急初動対策班員の参集途上における情報収集

緊急初動対策班員は、参集途上において入手した被害状況等を登庁後速やかに情報班

へ報告する。

( )ヘリコプターによる情報収集

大規模地震が発生した場合は、県防災ヘリコプターおよび県警ヘリコプターは、直ちに被災地上空に赴き被災状況の情報収集活動等を行う。

なお、県警ヘリコプターにあつては、ヘリコプターテレビシステムにより、現場の映像を、警察庁、近畿管区警察局、**県警察**等へ伝送する。また、県防災ヘリコプターにあつては、ヘリコプターテレビシステムにより、現場の映像を県庁へ伝送する。

( )連絡員による情報収集

情報収集のため市町に派遣された連絡員は、市町において収集した情報や市町の活動状況等を県本部あて報告する。被害甚大で市町による情報収集が困難な場合は、連絡員は地方本部（大津市の場合は県本部）と連携し、市町に代わり情報収集にあたる。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

( )県本部は、市町本部からの被害即報を待たず、自ら被害情報を収集した範囲において、直ちに国（総務省消防庁）に対して被害即報の報告に努める。

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

( )県庁機能の大幅な低下が予想されるため、県内の被災市町は、被害即報を県本部に報告するとともに、国（総務省消防庁）への報告に努める。

オ 警備業者からの被害情報の収集

警察は被害状況を早期に把握するため、無線設備を有する警備業者等から被害情報を収集するものとする。

(7) 災害活動情報の収集

県本部は、各防災機関が行っている災害情報を収集し、その調整を図るものとする。なお、主な収集事項は次のとおりとする。

初期における火災発生状況および消火活動情報  
要救護情報および医療活動情報  
道路などの主要公共施設の被害状況  
避難の必要の有無および避難所等の状況  
その他災害活動上必要ある事項

(8) 災害地調査要領

市町本部

ア 被害状況等の把握および被害調査は、関係機関、諸団体、住民組織の応援を求めて実施する。特に初期の状況は、住民組織等を通じて直ちに市町役場に通報されるよう、市町地域防災計画において体制を整えておくものとする。また、職員が庁舎等に参集する途中で収集できる情報を活用するように努めること。

イ 地震が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況を調査するものとする。

ウ 被害調査にあつては「災害の被害認定基準」に基づき判定するものとする。

エ 被害が甚大なため市町本部において被害状況等の把握および被害調査が不可能なとき、あるいは被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求めて実施するものとする。

オ 状況の把握、被害調査については、警察、県機関および他の関係機関との密接な連絡をとるものとする。

カ 最終的には、概ね「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じた総括表にまとめておくものとする。

地方本部

ア 地方本部長は、被害即報等により被害の発生を覚知したときは、緊急初動対策班が設置されている場合には情報班の班長、それ以外の場合には各班長に命じ積極的に状況把握にあたらせるものとする。また状況に応じ調査班を編成する等により、総合的に被害

調査に努める。

- イ 地方本部長は市町から被害調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。
- ウ 地方本部長は、各班長が把握した被害報告により、「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じて管内状況の総括的なとりまとめを行うものとする。

県本部（緊急初動対策班体制の場合）

- ア 各機関は、自ら収集した被害報告を「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じてとりまとめ、取りつつある措置の概要とともに県本部（情報班）に連絡するものとする。
- イ 情報班長は、被害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたときは、要員を派遣して被災現地の調査を行う。
- ウ 県本部は自ら収集した情報および各機関から受けた情報を、「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じてとりまとめるものとする。

県本部（1課1班体制の場合）

- ア 各班長は、本部事務局から連絡される被害即報および、自ら収集した被害報告を様式3に準じてとりまとめ、取りつつある措置の概要とともに各部幹事班に連絡するものとする。
- イ 各部幹事班は、部内の所掌事務に関する被害状況およびとられつつある措置をとりまとめ、本部事務局に通知するものとする。
- ウ 各班長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。調査班を派遣するときは直ちに本部事務局にその旨連絡する。
- エ 本部事務局は自ら収集した状況および各幹事班から受けた事項を、「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じてとりまとめるものとする。
- オ 各部長は、災害が拡大し、政府その他に対する要望書等を作成する必要があると予想されるときは、それぞれ所管事項に関し本部事務局に通知するものとする。本部事務局は、本部長の命令を受けてこれをとりまとめる。

#### 4 災害広報計画（広報課）

##### (1) 基本方針

地震時において、被災地や隣接地域の住民に対し、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。

##### (2) 広報活動の内容

###### 広報活動

前項の「地震および災害に関する情報の収集および伝達」により集約された情報およびその他災害に関し住民に広報すべき事項につき、次の活動を行う。

###### ア 紙面広報

広報紙、ビラ、チラシ、ポスター等を発行し、正確な情報を提供する。

###### イ 電波広報

テレビ、ラジオの放送枠に協力を要請し、速やかに情報を提供する。この際、災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮し、聴覚障害者のための手話通訳放送や字幕放送、外国人のための多言語による放送を検討するなど、配慮を行うよう努める。

###### ウ インターネット等による広報

県ホームページへの掲載やしらせる滋賀情報サービス「しらしが」等のメール配信システムなどを活用し、災害状況や被災者向け情報の提供を行う。この際、災害時要援護者に対する情報提供への配慮に努める。

###### エ その他

その他必要に応じて、関係部局の協力を得て、被災地内外に向けて情報を提供する。

#### 報道機関への対応

報道機関に対して、正確かつ迅速な情報提供を図るため、県庁内にプレスセンターを設置し、災害関連県政情報の受発信を一元化する。

また、県職員の中から専任の報道官を任命し、毎日定時に記者発表を実施するなどにより、報道機関に対して適時に的確な情報を提供する。

#### 広聴活動

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。また、被災地住民の要望等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。

また、必要に応じて被災者相談所等を設置し住民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

#### 【広報すべき事項の例】

- ア 危険地域住民への呼び掛け
- イ 余震、二次災害危険の見通し
- ウ ガス漏れ、漏油への対処方法、火器使用注意、電線の感電注意等の留意事項
- エ ライフラインの復旧状況
- オ 食料・生活必需物資等の供給状況
- カ 不要不急電話自粛の呼び掛け
- キ 車利用者への呼び掛け
- ク 交通規制情報（通行不能区間等）
- ケ 個人安否情報
- コ その他避難時の一般的注意事項 等

---

#### 【参考編参照】

- ・ 災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定  
（西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社）
- ・ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定  
（日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ放送株式会社）
- ・ 緊急警報放送の放送要請に関する覚書  
（日本放送協会大津放送局）
- ・ 地震情報伝達関係
- ・ 被害即報および被害報告要領
- ・ アマチュア無線による災害時応援協定（一般社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部）

## 第8節 通信および放送施設応急対策計画

( 県知事直轄組織、**県警察**、各機関 )

### 1 計画方針

地震の発生に際しては、通信および放送施設を災害から防護するとともに、これら施設が被災した場合には応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に通信および放送の機能回復を図る。

### 2 県防災行政無線通信施設応急対策計画（防災危機管理局）

#### (1) 基本方針

通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県本部と市町本部および防災関係機関相互間の通信回線の確保に当たる。

#### (2) 応急対策

災害の発生が予想される場合には次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源用燃料の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 車載型地球局の配置
- オ 局舎、機器等の保護強化

通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 車載型地球局による臨時通信回線の設定
- イ 職員による仮復旧の実施

### 3 通信設備応急対策計画（西日本電信電話株式会社**等通信各社**）

#### (1) 基本方針

地震時における電気通信サービスの確保に関わる基本的な考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を図ることであり、迅速かつ的確な応急復旧対策を講じる。

#### (2) 応急対策の基本

地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

- ア 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
- イ 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ウ 特設公衆電話の設置（西日本電信電話株式会社）
- エ 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

#### (3) 通信確保のための応急措置事項

##### 回線の復旧順位

最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。

##### ア 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係ある機関

#### イ 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者および第1順位以外の国または地方公共団体

#### ウ 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

電気通信設備に対する応急措置

交換機をはじめとする所内設備および加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合には、代替設備として、被災地等に非常用交換機、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

臨時電話等受付所の開設

避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。

特設公衆電話等の開設（西日本電信電話株式会社）

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。

通信の利用制限

次の理由により、通信のそ通が著しく困難な場合、またはその恐れがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

ア 通信が著しく輻輳する場合

イ 通信電源確保が困難な場合

ウ 回線の安定維持が困難な場合

利用者への周知

地震のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

ア 通信途絶、利用制限の理由および内容

イ 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等

ウ 通信の利用者に対し協力を要請する事項

エ その他、必要な事項

非常・緊急通話の取扱

天災、事変その他の非常・緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、予防もしくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について非常・緊急通話を取り扱う。

#### (4) 復旧計画の方針

地震により被災した通信回線の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を次のとおり行う。

原状に復する工事を行う。

被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

#### 4 放送施設応急対策計画（日本放送協会天津放送局、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀、その他各放送事業者）

##### (1) 基本方針

日本放送協会天津放送局

地震が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速、的確に必要な措置をとる。

なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、衛星放送中継車を安全な場所に速やかに移動させ、放送を継続するよう努める。

びわ湖放送株式会社

地震発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。

株式会社京都放送



非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。

株式会社エフエム滋賀

地震発生時には、「非常事態対策要項」に基づき、非常事態対策本部を設置し、特別放送実施要領に基づき放送を継続する。

その他各放送事業者

地震発生時には、各局が定める対策要領等に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続および特別放送の実施に努める。

## (2) 応急対策

日本放送協会大阪放送局

### ア 放送設備

空中線給電線、放送機、電源等の各個所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。

### イ 会館設備

( )演奏設備が回復不能と判断される場合は、衛星中継車で放送を行う。

- a 連絡系統確保、非常無線通信の利用
- b 施設の応急対策
- c 非常持出機材・書類の搬出および設備、保管
- d その他電波確保に必要な事項

( )局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し、または併用する。

- a 打合せ専用回線（V・H・F回線も含む）
- b 加入電話
- c NHKの基地局、陸上移動局、および簡易無線局
- d NTT専用線（試験打合線、専科線借用）
- e 放送回線
- f 非常通信協議会加盟通信網
- g 放送電波

ウ 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

- ( )常設、臨時掲示板による情報提供
- ( )サービスカーの派遣、避難所等への拡声装置の取付
- ( )受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設
- ( )地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

びわ湖放送株式会社

### ア 本社設備

( )演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。

( )本社 送信所間の中継回線が不能の時は、番組中継用設備を設置して回線を確保する。

( )本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

### イ 放送所設備

放送機、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

ウ 被災者に対する情報提供のため次の措置を講ずる。

- ( )災害情報の中に手話を挿入
- ( )災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布
- ( )地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

#### 株式会社京都放送

放送施設の被害箇所を優先的に復旧するとともに、自主放送の継続および行政当局の要請による義援告知、情報伝達等に協力する。

施設被災の臨時応急措置を可能な限り復元安定化し、保護対策を講ずる。情報収集活動は、緊急取材体制に基づき実施する。その他被災の程度に応じ対策本部が指示を行い復旧に努める。

ア 演奏所が被災したときは、残存機械の能力に応じ臨時の機器構成において放送を継続する。

中継回線が不能のときは、予備機器を送信所へ移設し、仮スタジオを設営して非常放送を続行する。

イ 送信所が被災し、一号機、二号機とも運転できない場合は、非常用送信機を稼働する。空中線が倒壊したときは、臨時空中線を仮設し、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。

ウ 中継局が被災したときは、その状況を把握するとともに現地の応急処置を指示して、復旧救援に出向する。

エ その他非常災害対策要領に従い、災害応急措置に努める。

#### 株式会社エフエム滋賀

##### ア 送信所設備

( ) 給電線、空中線等の被害については、NHKと協力して応急措置を行う。

( ) 送信機が被災した場合は、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。

( ) 自家発電設備が被災した場合は、他局から電力供給を受け放送を継続し、電源設備の復旧作業にあたる。

##### イ 本社放送設備

( ) 本社放送設備が被災した場合は、応急措置により復元に努めるとともに、使用可能な機器を使用して放送の継続に努める。

( ) 本社演奏設備が使用不能な場合は、仮設機材で放送の継続に努める。

( ) 本社演奏所 送信所間の番号伝送装置が使用不能な場合は、仮設機材を送信所へ搬入し、仮設スタジオを設置して放送の継続に努める。

ウ 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

( ) 見えるラジオ（文字多重放送）を通じて耳の不自由な人に文字情報を提供する。

エ 災害および被害状況の取材に努め、放送するとともに、行政や防災関係機関の要請による義務告知、情報伝達、広報活動等に協力する。

#### 5 警察通信施設応急対策計画（県警察、近畿管区警察局滋賀県情報通信部）

##### (1) 基本方針

早期に被害実態を把握し、必要な場合には臨時中継所等を設置し、通信の確保に努める。

##### (2) 応急対策

###### 通信施設の被害実態の把握

警察本部および各警察署に設置されている全電話回線および全無線電話について被害実態を把握するための通信試験を実施する。

###### 応急通信設備等の設置

通信施設が被災した場合、被災状況や災害警備活動の状況に応じて、次の通り応急通信対策を実施する。

ア 応急通信所（県間通信）の開設

イ 臨時中継所の設置

ウ 臨時基地局の設置

エ 有線応急架設、W I D E 通信システムによる臨時電話の設置およびF A X、パソコン等の設置

オ 非常用通信車、衛星通信車の配置（近畿管区警察局へ要請）

予備電源の使用

停電に際しては、発動発電機、可搬型発動発電機を運転する。

## 6 郵便施設応急対策計画（[日本郵便株式会社](#) 大津中央郵便局）

### (1) 基本方針

地震時においては、被災地域の通信の孤立化を防ぐため、通信設備の災害防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、[郵便業務](#)の早期回復をめざす。

### (2) 応急対策

被災地における郵便の運送および集配の確保または早期回復を図るため、災害の態様および規模に応じて運送または集配の経路または方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便または臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保および窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講ずる。

---

### 【参考編参照】

- ・ 災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定  
（西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社）
- ・ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定  
[（日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ放送株式会社）](#)
- ・ 緊急警報放送の放送要請に関する覚書  
[（日本放送協会大津放送局）](#)

## 第9節 警備計画（県警察）

### 1 計画方針

防災関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、地震が発生し、または被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命および身体の保護を第一とした災害警備活動等に努める。

### 2 警備活動の実施

#### (1) 警戒区域等の周知

県警察は、市町が避難等の指示等を行ったときは、市町等と連携し、パトカー、交番・駐在所の拡声機、W A N等を活用した住民等への情報伝達により、その周知を図るものとする。

#### (2) 災害時要援護者等住民の避難誘導

県警察は、警察署、交番・駐在所を活動拠点とし、防災関係機関と連携して避難誘導活動を行うものとする。

また、被災地の居住者数および災害時要援護者の状況等により、避難経路となる幹線道路の交通容量が不足する等速やかな避難ができないおそれがある場合は、関係機関と連携し船舶、ヘリコプター等避難手段の確保に努めるものとする。

#### (3) 災害時要援護者等住民の救出・救助

県警察は、防災関係機関と連携し、警察署、交番・駐在所に配備された装備資機材を活用して災害時要援護者等住民の救出・救助活動を行うものとする。

#### (4) 行方不明者の搜索等

県警察は、県、市町、防災関係機関と連携して行方不明者の搜索活動を行うものとする。

#### (5) 検視活動および遺族支援等

##### 関係機関との連携

県警察は、県、市町、防災関係機関と連携し、遺体の収容に必要な施設等を迅速に確保するとともに、検視、身元確認等を行うものとする。

##### 遺族に対する支援

県は、県警察、市町と連携し、遺族の心のケア等（グリーフケア）を行う等適切な遺族支援を実施するものとする。

#### (6) 治安の確保

##### 被災地における各種犯罪防止

県および県警察は、県民の安全・安心を確保するため、市町と連携し、避難所、仮設住宅等における盗難等各種犯罪に対する防犯活動を推進するものとする。

また、県および県警察は、サイバー関連の事業者等と連携し、被災地に限らず、地震災害に乗じたサイバー犯罪等に関する情報収集および住民への適切な情報提供を行う等社会混乱の抑制に努めるものとする。

##### 関係機関との連携

県および県警察は、防犯活動を推進するにあたっては、市町、ボランティア、事業者と連携を図るものとする。

#### (7) 情報通信の確保

県警察は、近畿管区警察局滋賀県情報通信部と連携し、被災地およびその周辺にある無線施設を保全し、電源供給を確保する等災害警備活動に必要な情報通信の確保に努める。

#### (8) 警備体制等

県警備本部の編成等については、滋賀県警察大震災警備計画（平成8年3月15日 滋警例規第7号）の定めるところによる。

【県警備本部の編成及び任務内容】

本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容
警察本部長	警備部長	生活安全部長	総括班	警備第二課長	ア 警備本部の運営、各班の調整に関する事 イ 警備対策の総括指揮に関する事。 ウ 警察庁、管区警察局等への報告・連絡に関する事。 エ 他府県警察に対する援助要請に関する事。 オ 県災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関する事。
			実施班	(兼) 警備第二課長	ア 警備部隊の招集、編成配置運用に関する事。 イ 負傷者の救出救護、行方不明者の検索に関する事。 ウ 避難誘導に関する事。 エ 二次災害防止、警戒区域の設定に関する事。 オ 広域緊急援助隊等県外警備部隊の受入れに関する事。
			情報班	警備第一課長	ア 被災情報の集計・提供に関する事。 イ 地震情報の受理、伝達に関する事。 ウ その他治安情報の収集に関する事。
			交通班	交通企画課長	ア 交通部隊の招集、編成、配置運用に関する事。 イ 交通関係被災情報の収集に関する事。 ウ 道路管理者、運輸機関その他関係機関、団体との連絡に関する事。 エ 緊急交通路・う回路の確保、交通規制に関する事。 オ 緊急通行車両優先通行の確保に関する事。 カ 広域緊急援助隊等県外交通部隊の受入に関する事。
			捜査班	刑事企画課長	ア 捜査部隊の招集、編成、配置運用に関する事。 イ 遺体の収容に関する事。 ウ 死体の検視、身元確認に関する事。 エ 震災時における犯罪の捜査に関する事。 オ 県外捜査部隊の受入れに関する事。
	警務部長	交通部長			

本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容
		情報通信部長	地域安全班	生活安全企画課長	<p>ア 一般治安部隊の招集、編成、配置運用に関する事。</p> <p>イ 被災地の警戒活動に関する事</p> <p>ウ 避難所・避難住民対策等地域安全活動に関する事。</p> <p>エ 悪質商法、暴利行為等震災便乗事犯の取締まりに関する事。</p> <p>オ 県外一般治安部隊の受入れに関する事。</p> <p>カ 警備業者の運用に関する事。</p>
			県民対策班	警察県民センター所長	<p>ア 被災者・県民等からの相談・苦情等に関する事。</p> <p>イ 行方不明者相談所の設置</p>
			装備班	警務部監察官	<p>ア 装備隊の招集、編成、運用に関する事。</p> <p>イ 車両、装備資機材の調達・補給に関する事。</p>
			補給班	会計課長	<p>ア 補給隊の招集、編成、運用に関する事。</p> <p>イ 宿舎、給食、燃料の調達・補給に関する事。</p> <p>ウ 警察施設の被害調査、防護に関する事。</p>
			広報班	広報官	<p>ア 報道対策に関する事。</p> <p>イ 広域活動に関する事。</p> <p>ウ 現場活動の記録に関する事。</p>
			訟務・情管班	監察官室長	<p>ア 被災情報管理に関する事。</p> <p>イ 被留置者の取扱いに関する事。</p>
			通信班	機動通信課長	<p>ア 機動警察通信隊の招集、編成、運用に関する事。</p> <p>イ 通信施設の被害状況の把握に関する事。</p> <p>ウ 通信施設の架設・保守に関する事。</p> <p>エ 通信機器の受援に関する事。</p> <p>オ 県外通信部隊の受入れに関する事。</p>

=====

【参考編参照】

- ・ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定  
（一般社団法人滋賀県警備業協会）

## 第10節 交通規制計画（県警察）

### 1 計画方針

県警察は、緊急輸送および避難が円滑に行われるよう、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限して緊急交通路および避難路を確保するものとする。

### 2 交通規制実施要領

#### (1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機、光ビーコン等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

#### (2) 緊急交通路等の確保

##### 緊急交通路の指定

県警察は、道路の被災状況を考慮して、高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定するものとする。

##### 交通規制

県警察は、県、市町、関係機関等と連携し、緊急交通路に指定した道路について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに、被災状況を考慮し適切な迂(う)回路への誘導を行うものとする。

また、避難が安全かつ円滑に行われるよう、避難経路についても必要に応じて交通規制を行うものとする。

##### 交通障害物の除去

県警察は、道路管理者等との連携し、放置車両その他交通障害物の除去に努め、緊急通行車両の円滑な通行を確保するものとする。

##### 警備業者等への派遣要請

県警察は、被災状況により必要があるときは、交通整理、避難誘導等の災害警備を行うため、協定を締結している警備業者等に対し、同協定に基づく派遣要請を行うものとする。

#### (3) 広域交通規制の実施

県警察は、大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通規制を実施するものとする。

また、緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣要請を行うものとする。

#### (4) 情報の提供

県警察は、緊急交通路の確保、迂(う)回への誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板、道路交通情報センター、光ビーコンにより、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、可能な限り最新の交通情報を提供するものとする。

#### (5) 緊急通行車両の確認等

災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付するものとする。

---

#### 【参考編参照】

- ・ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定  
(一般社団法人滋賀県警備業協会)
- ・ 緊急通行車両申請様式

## 第 11 節 輸送計画（各機関）

### 1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。さらに、地震発生後の経過時間毎に想定される各輸送方法の状況を考慮し緊急輸送実施計画を定める。

#### (1) 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- 人命の安全確保
- 被害の拡大防止
- 災害応急対策の円滑な実施

#### (2) 輸送対象の優先順位

地震発生後 24 時間程度まで

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
- ウ 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資

#### カ 食料、水等生命の維持に必要な物資

地震発生後 3 日程度まで

上記 に加えて

- キ 傷病者および被災者の被災地域外への移送

#### ク 遺体の搬送

地震発生後 4 日目以降

上記 に加えて

- ケ 災害復旧に必要な要員および物資

- コ 生活必需品

#### サ 災害廃棄物

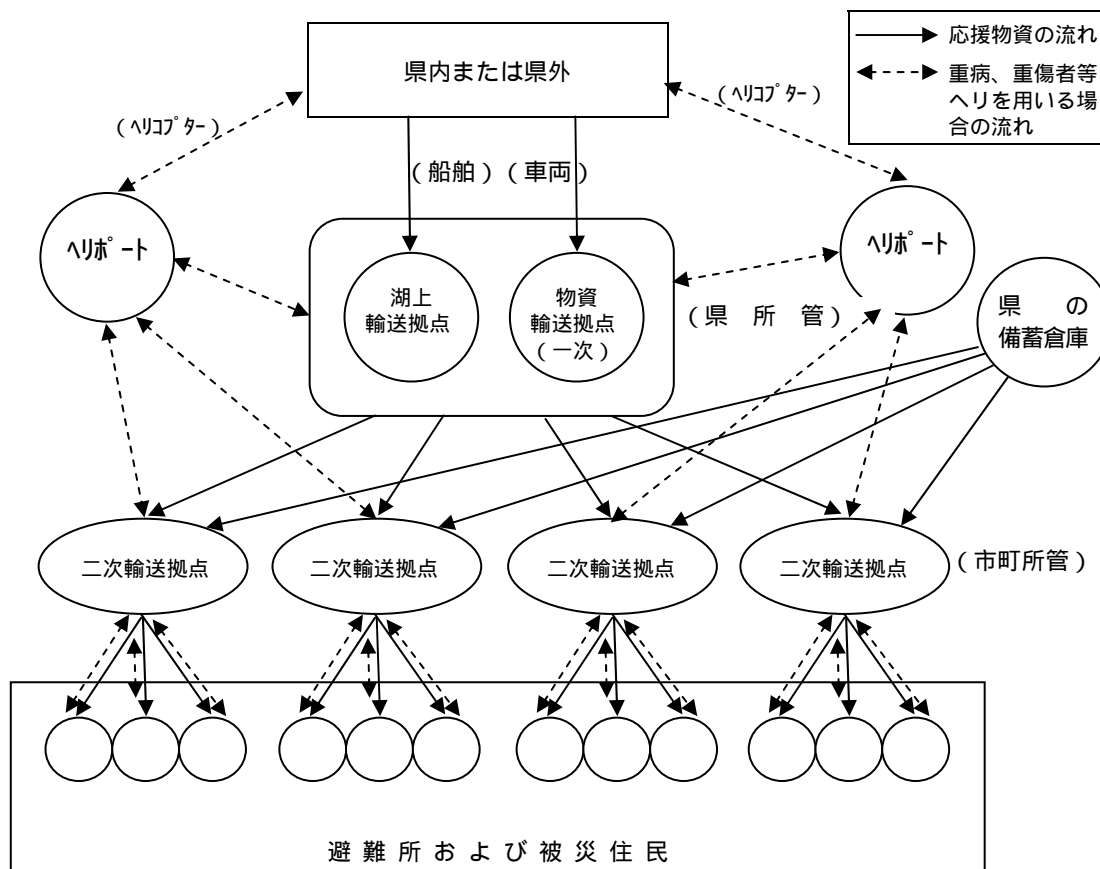
### 2 緊急輸送ネットワークの確保

#### (1) 緊急輸送ネットワークの確保

県外などからの緊急物資等の受け入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う物資輸送拠点、および県有船や民間船舶等を利用した湖上輸送を行うための湖上輸送拠点、さらにはヘリポート（場外離着陸場）等を車両、船舶、ヘリコプターで有機的に結ぶ緊急輸送ネットワークの確保を図る。



## 【緊急輸送ネットワークのイメージ】



### (2) 緊急輸送道路

「災害予防計画第10節」で定めた緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、必要な道路がネットワークとして機能するよう早期確保を図る。(第13節参照)

#### 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）

#### 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

#### 第3次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路（市町地域防災計画において計画）

### (3) 輸送拠点

#### 物資に係る輸送拠点

（第2編第18節3(3)「輸送拠点の考え方と活用」参照）

#### 人員輸送に係る輸送拠点

避難住民や傷病者・患者の輸送においては、湖上輸送および航空輸送においては物資に係る輸送拠点（湖上輸送拠点・場外離着陸場）を同様に利用する。陸上輸送においては、多数の住民の広域避難を行う等、特に輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じて駅、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

### (4) 輸送調整所

「災害予防計画第18節」に基づき、県本部の一部として一般社団法人全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会、一般社団法人滋賀県トラック協会を中核とした輸送調整所を設置し、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を利用した官民共同による緊急輸送を行う。

### 3 交通の確保

#### (1) 道路交通の確保

地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は次の要領により行動し、避難のために車両は使用しない。

ア できる限り安全な方法により車両は道路の左側に停車する。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両をにおいて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーはつけたままとし、窓を締め、ドアロックはしない。

情報の収集

県下で地震が発生した場合に、県本部は、道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て主要道路の被害状況について情報の収集を行う。

交通規制の実施、緊急交通路の指定

「第 10 節交通規制計画」に定められた要領により、迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合および緊急交通路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。

緊急道路応急復旧の実施

「第 13 節道路施設応急対策計画」に定められた要領により道路の応急復旧を実施する。その際、緊急交通路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力するものとする。

緊急通行車両の取扱い

ア 道路整備特別措置法第 12 条の規定により料金を徴収しない緊急自動車で災害時に緊急輸送等のため通行するときは、緊急通行車両として知事または県公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書および標章によることとし、通行取扱いについては滋賀県道路公社、西日本高速道路株式会社または中日本高速道路株式会社の指示によるものとする。

イ 道路整備特別措置法施行令第 6 条の規定に基づく国土交通省告示（昭和 31 年建設省 1695 号）による災害救助、水防活動または消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて通行証の交付を受けるものとする。

災害派遣等従事車両証明の取扱い

県本部は、災害後、緊急交通路としての緊急通行車両以外の通行規制が解除された後、災害復旧活動等に従事する車両については、道路整備特別措置法の規定により高速自動車国道、一般有料道路（以下、有料道路等という。）の通行料を免除することができる。

通行料の免除を実施する場合にあっての手続きは次のとおり。

ア 県内で災害が生じた場合

県本部は、速やかに滋賀県道路公社および西日本高速道路株式会社等の各高速道路会社と取扱いを協議を整え、各都道府県および県内市町あて災害派遣等従事車両証明の取扱いについて通知するとともに、県本部と市町本部は、証明発行の体制を整える。

イ 県外で災害が生じた場合

県本部は、被災都道府県から災害派遣等従事車両証明の取扱いについての通知があったときは、県内市町あて証明の取扱いについて通知する。この場合において、証明の発行は県で行うことを原則とし、災害の規模・態様に応じて市町に証明発行の協力を求めるものとする。

#### (2) 航空交通の確保

情報の収集

県下で地震が発生した場合には、県本部は、ヘリポートおよび臨時ヘリポートの指定地（場外離着陸場）の被害状況等について情報の収集を行う。

ヘリポートの開設

県本部およびヘリポートの管理者は、必要に応じてヘリポートおよび臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

ヘリポート開設情報の伝達

県本部はヘリポートの開設状況に関する情報を国、自衛隊、関西広域連合、応援主管府県等に迅速に伝達する。

自衛隊に対する支援要請

県本部は、場外離着陸場の開設および運用のため必要なときは、自衛隊に場外離着陸場の開設のための人員および機械力による支援、運用のための誘導員等の派遣を要請する。

### (3) 湖上交通の確保

情報の収集

県内で地震が発生した場合には、県本部は、湖上輸送拠点を優先して施設管理者等から港湾施設、漁港施設の被害状況等について情報の収集を行う。その際、必要であれば滋賀県漁業協同組合連合会等の協力を受ける。

港湾施設等の応急措置

港湾および漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

自衛隊に対する支援要請

県本部は、港湾および漁港が損壊し、応急的な措置では湖上輸送機能の回復が図れない場合には、自衛隊に緊急輸送の実施に必要な仮設栈橋等の設置を要請する。

### (4) 鉄軌道交通の確保

情報の収集

県内で地震が発生した場合には、県本部は鉄道事業者等の協力を求め鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

鉄道施設の応急復旧の実施

「第 12 節 鉄道施設応急対策計画」に定められた要領により鉄道施設の応急復旧を実施する。

帰宅困難者に対する対応

「第 27 節 帰宅困難者対策」参照。

## 4 輸送手段の確保

県本部および市町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により輸送手段を確保する。

### (1) 陸上輸送手段の確保

人員の輸送

消防、救助、救急、医療救護等については「第 5 節 消防計画」および「第 6 節 救急救助および医療救護計画」、避難については「第 14 節 避難計画」による。

上記計画により、または上記計画のほか、人員の輸送が必要なときは次のとおりとする。

ア バスによる輸送

一般社団法人滋賀県バス協会に対し、会員企業保有のバスによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県バス協会から斡旋を受ける。

イ タクシーによる輸送

一般社団法人滋賀県タクシー協会に対し、会員企業保有のタクシーによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県タクシー協会から斡旋を受ける。

ウ 福祉車両による輸送

福祉車両を有する県内の福祉事業者、福祉有償運送事業者（福祉有償運送運営協議会）、県タクシー協会に対し、福祉車両（介護タクシー含む）による輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合、事業者が不明な場合は、国土交通省近畿運輸局に対し協力を求める。

エ 鉄道による輸送

( ) JR による輸送

緊急輸送の要請は、最寄り駅長を通じて行う。要請を受けた JR は、防災関係機関

等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。

( ) 私鉄輸送

緊急輸送の要請は、当該会社と協議して行う。

オ 自衛隊による輸送

至急を要するとき、民間事業者等では対応が困難なときは、自衛隊に対し「第4節 自衛隊災害派遣計画」に基づき、人員輸送の支援要請を行う。

カ 県等公用車による輸送

その他至急の対応が必要で代替手段の無い場合、県等の保有する公用車（バス含む）を確保し、人員輸送にあてる。

遺体の搬送

遺体の搬送については、「第6節 救急救助および医療救護計画」による。

応援物資の輸送

ア 民間事業者への委託

県との災害時応援協定に基づき、全国物流ネットワーク協会および滋賀県倉庫業協会、滋賀県トラック協会に対し物資輸送の委託を行う。協定締結団体だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県トラック協会等から斡旋を受ける。

イ 自衛隊への要請

アの民間事業者への委託が困難なとき、または至急であるときは、「第4節 自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に対し物資輸送の支援要請を行う。

ウ 県等公用車による輸送

その他至急の対応が必要で代替手段の無い場合、県等の保有する公用車（バス含む）を確保し、人員輸送にあてる。

その他、上記 から に規定する手段による輸送が困難なとき、またはその他必要がある場合は、国、関西広域連合、応援主管府県に対し輸送の支援要請を行う。

(2) 航空機（ヘリコプター）輸送手段の確保

県本部および市町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を確保する。なおこの場合、(2)航空交通の確保が図られている必要がある。

県等保有のヘリコプターによる輸送

県の保有する防災ヘリコプターを確保するとともに、県警察と協議の上、県警察の保有する県警ヘリを確保する。

民間ヘリコプターによる輸送

県と災害時応援協定を締結している民間企業等に対し、ヘリの応援要請を行う。

自衛隊による輸送

自衛隊に対して、航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。

その他、上記 から に規定する手段による輸送が困難なとき、またはその他必要がある場合は、国、関西広域連合、応援主管府県に対し輸送の支援要請を行う。

(3) 船舶の確保

県本部または市町本部が県本部に要請して実施する緊急輸送のため、次の方法により船舶による輸送を確保をする。なおこの場合、(3)湖上交通の確保が図られている必要がある。

県有船等による輸送

県、市町など防災機関の保有する船舶を確保する。

漁船による輸送

災害時応援協定に基づき、滋賀県漁業協同組合連合会に対し、漁船による輸送要請を行う。

旅客船による輸送

災害時応援協定に基づき、琵琶湖汽船株式会社および近江トラベル株式会社に対し、旅客船による輸送要請を行う。

## 5 緊急輸送実施計画

### (1) 基本方針

県内で大規模な地震が発生した場合には、地震発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するために、それらを検討の上、緊急輸送を実施する。

なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、湖上輸送および航空輸送、鉄道輸送が道路輸送の補助的役割を担うものとする。また、湖上輸送における人員の輸送は県などの公共機関保有の船舶または運輸会社保有の船舶によるものとし、物資等の輸送はこれら船舶および漁船によるものとする。

### (2) 時間軸による検討

地震発生後 24 時間程度まで

地震発生後 24 時間程度の間は道路交通の機能が十分に回復しないことが想定されるため、人命救助の観点から最優先で輸送すべき救急救助要員およびその活動に必要な資材については、道路輸送の他、ヘリコプターおよび船舶を用いて輸送する体制を確保するとともに、消防用車両や救助に用いられる重機などについては、最優先で道路交通によって輸送する。

また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行、被災者に対する水、食料、毛布等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を行う。

#### ア 道路輸送

まず第一に、緊急の避難が必要な者がいる場合は、避難関係車両の通行を最優先する。

一方、消防車両、消防要員および救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機および医療スタッフと医療資機材を最優先で被災地に通行させる。

次に緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧のための物資および要員を被災地に通行させる。

以上の活動が一段落した後に、被災者に対する水、食料、毛布等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を開始する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行を行う。

#### イ 航空輸送

主に医療スタッフおよび医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病患者などの後方搬送を行う。

#### ウ 湖上輸送

必要に応じて救急救助要員および携行救出機材、医療スタッフおよび医療資機材を被災地に輸送する。

その他、被災者に対する水、食料、毛布等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を行う。

地震発生後 3 日目程度まで

地震発生後 2 日目からは道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため応急対策に必要な車両、傷病者や被災者の被災地外への輸送および被災者に対する救援物資の輸送を行う。

また、船舶を用いて傷病者や被災者の被災地外への輸送を開始する。さらに、漁船等を用いて、避難者に対する救援物資の輸送を行う。

#### ア 道路輸送

引き続き、消防車両、消防要員および救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機および医療スタッフと医療資機材を最優先とするが、それに加えて避難者に対する水、食料、毛布等の救援物資の輸送、傷病者や被災者の被災地外への輸送などの応急対策を目的とする車両などを通行させる。

#### イ 航空輸送

主に医療スタッフおよび医療資機材等の緊急性を要する要員および物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病患者などの後方搬送を行う。

#### ウ 湖上輸送

避難者に対する水、食料、毛布等の救援物資の輸送を行う。また、必要に応じて救急救助要員および資機材等の輸送および傷病者や被災者の被災地外への輸送を行う。

#### エ 鉄道輸送

地震発生後しばらくは施設の損壊等により輸送が困難になることが想定されるが、運転再開した区間については、帰宅困難者の解消を進めるとともに、応援人員や避難者等の輸送に協力する。

地震発生後4日目以降

地震発生後4日目以降は道路交通の機能が安定することが想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行させる。

また、緊急性を要する要員、物資の輸送にはヘリコプターを活用するものとする。

ア 道路輸送

応急対策のために必要な車両や復旧活動のために必要な車両の通行を行う。

イ 航空輸送

緊急性を要する要員および物資の輸送および重傷者や重病者などの後方搬送等を行う。

ウ 湖上輸送

必要に応じて避難者に対する水、食料、生活必需品等の輸送を行う。

エ 鉄道輸送

必要に応じて応援人員や避難者の輸送に協力する。

### (3) 対象別緊急輸送実施計画

#### 人員の輸送

消防、救助、救急、医療救護等については「第5節 消防計画」および「第6節 救急救助および医療救護計画」、避難については「第14節 避難計画」による。

#### 応援物資の輸送

県本部は、県の備蓄倉庫にあらかじめ確保している食料、生活必需品等の緊急物資について、また県内外からの被災者に対する応援物資を物資輸送拠点で受け入れ、民間事業者等の協力を得て、各市町本部が開設する地域内輸送拠点に輸送する。

上記実施のため、県本部は災害時応援協定に基づき、全国物流ネットワーク協会および県倉庫業協会、県トラック協会に対し物資輸送の委託を行う。

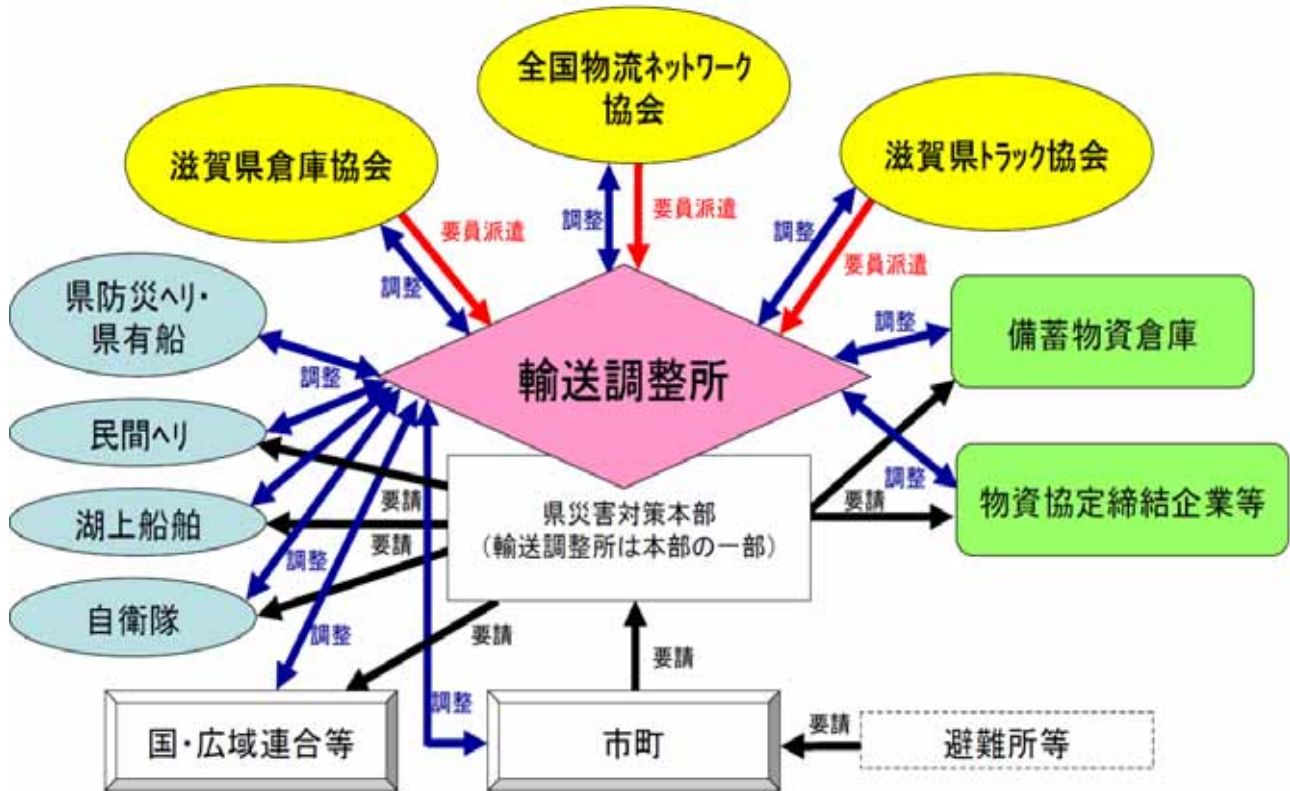
#### ア 輸送調整所の設置と運営

県本部は、物資の効率的な輸送を図るため、全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会、滋賀県トラック協会を中核とし、応援物資輸送に係る諸機関、団体等との連絡、情報連携、調整を行う輸送調整所を県庁に設置し運営する。

#### イ 物資輸送拠点の開設と運営

滋賀県倉庫協会および全国物流ネットワーク協会は、倉庫等の空き状況や被災有無、輸送先との地理関係等を考慮したうえで使用する物資輸送拠点を決定し、運営する。

【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】



ウ 輸送の実施

応援物資の輸送は、市町からの要請に基づく「プル型による輸送」を原則とするが、地震直後は、被災地との通信途絶や市町庁舎の損壊、被災の程度や避難者情報の不足等により、被災市町から県へ物資の応援を適切に要請することが困難な場合があることから、「プッシュ型による輸送」も計画する。

なお応援物資の輸送にあたっては、電子システム等の積極的な利用により、効率的かつ確実な輸送体制の確立を図る。

( )プッシュ型による輸送の実施

県本部は、的確な情報が無くとも被災地に確実に物資を供給するため、いわゆるプッシュ型による輸送を次のとおり実施する。

a 県内の被災市町について、当該市町における観測震度から推定される避難者数を、県の地震被害予測調査に基づいて確認する。(総則第6節参照)

b 避難者多数と見込まれ応援物資の供給が必要と思われる市町に対し、物資供給要請の有無を確認する。

この際、市町本部がおよそ確実に管内の被災状況を把握したうえで、県に対し物資供給の要請を行わない判断をしたとの確認がとれた場合を除き、県備蓄物資の払い出し要請および災害時応援協定締結事業者からの食料等の調達の手配を行う。

なお数量は、避難者数がおよそ確実な数で把握できている場合はその数を、不明な場合は推定される最大避難者数をもって対応する。

c 物資の供給先について、市町本部からの指定がある場合はその場所を、指定が無いもしくは市町本部との連絡がつかない場合は、防災情報システムに登録の避難所に対し輸送する。この場合において、適切な輸送先や状況等が判明次第、順次輸送の適正化を図る。

d 市町による応援物資輸送体制が確立した際は、速やかに( )のプル型による輸送に移行し、プッシュ型による輸送は終了する。

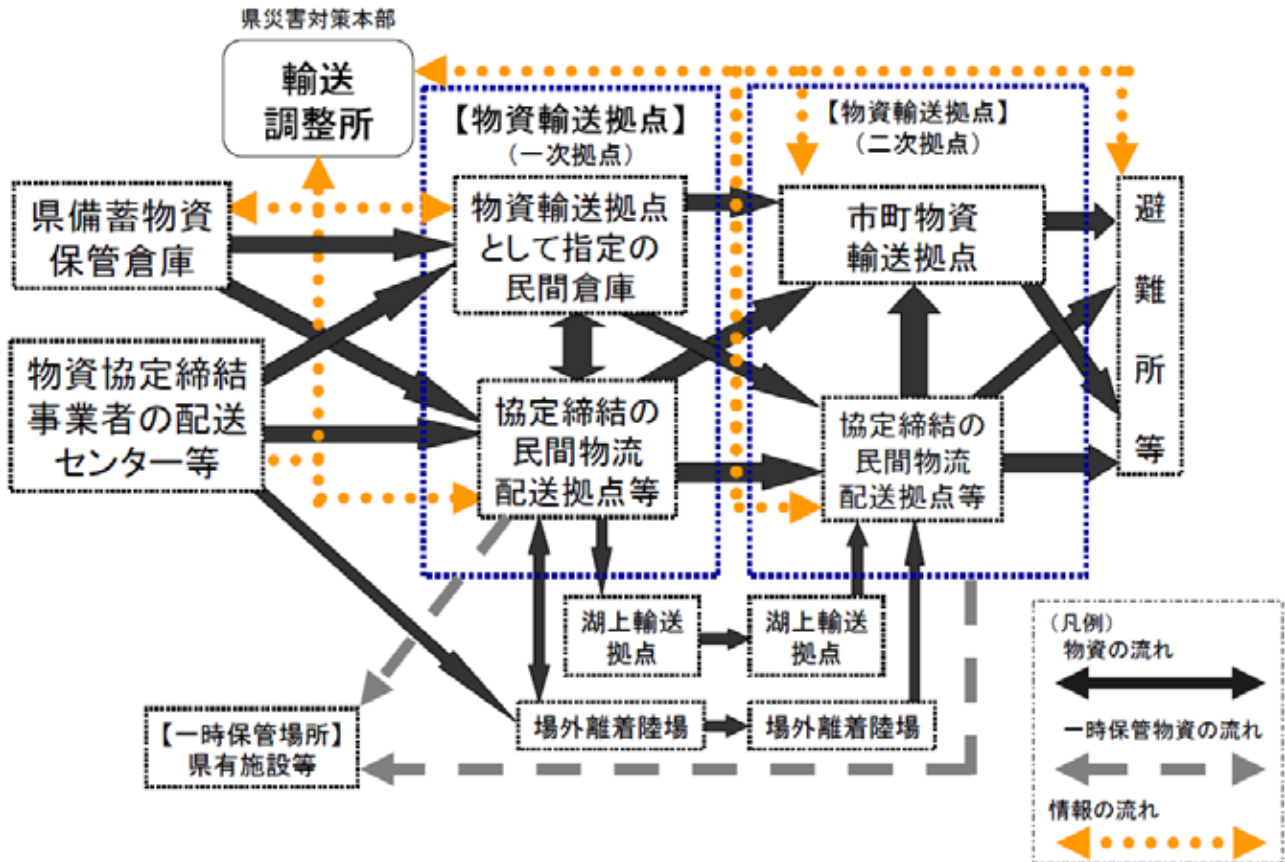
( )プル型による輸送

県本部は、市町からの要請による応援物資の輸送を実施する。

この場合において、県本部は、物資輸送拠点と市町の輸送拠点間だけでなく、県本部の輸送調整所や避難所等も含めた総合的な情報連携体制を構築し、必要な物資を、

必要な数量、必要な場所へ運べる輸送体制の確立を図る。

**【応援物資輸送のイメージ】**

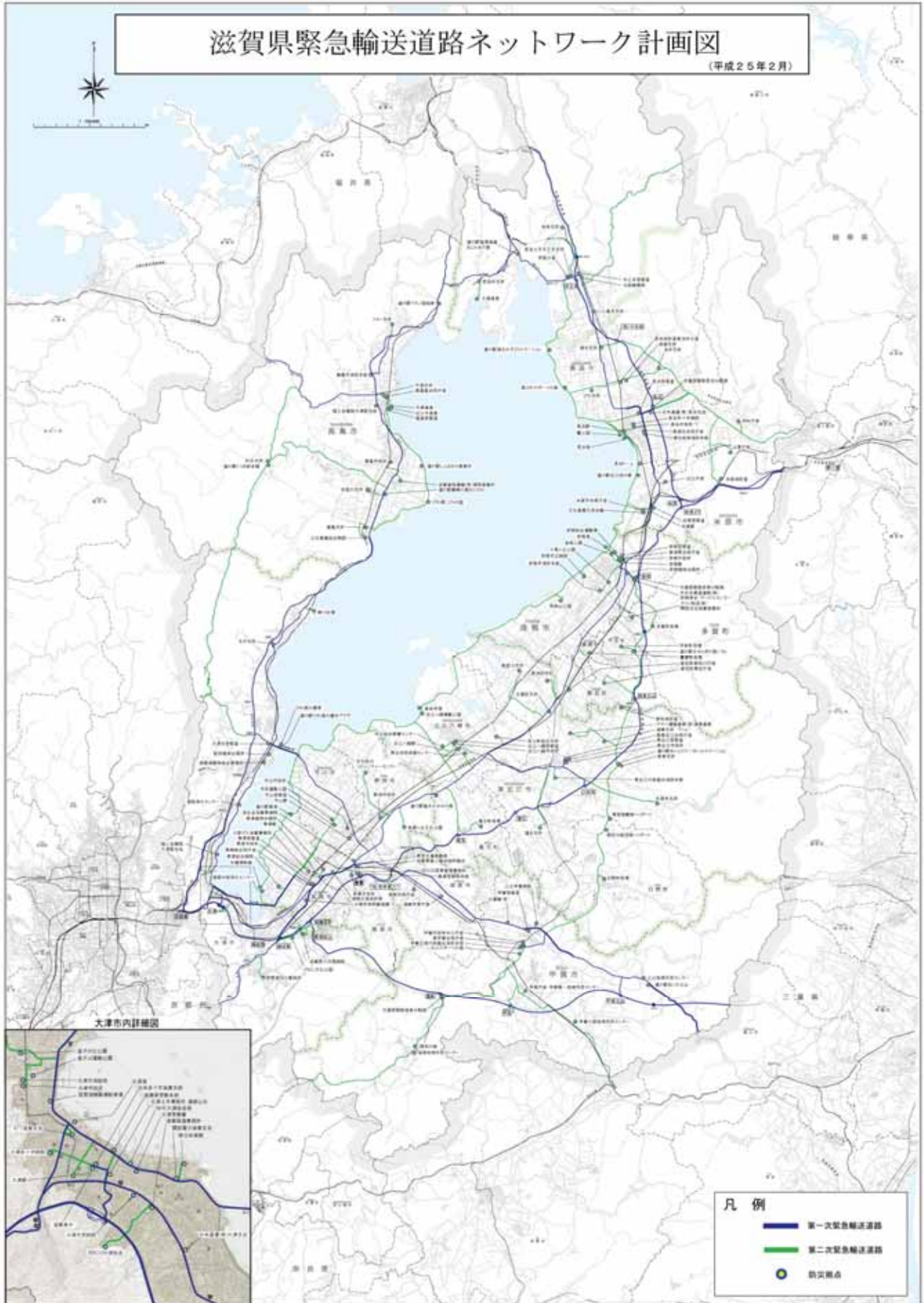


**【参考編参照】**

- ・ 災害時における物流業務に関する協定書  
(一般社団法人全国物流ネットワーク協会)
- ・ 災害時における物資の保管等に関する協定書  
(滋賀県倉庫協会)
- ・ 災害時における物資等の輸送に関する協定書  
(一般社団法人滋賀県トラック協会)
- ・ 災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書  
(滋賀県漁業協同組合連合会)
- ・ 災害時における人員や物資等の輸送に必要な船舶等の応援に関する協定書  
(琵琶湖汽船株式会社、株式会社近江トラベル)
- ・ 災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書 (株式会社ノエビア)
- ・ 災害時におけるヘリコプターの運航に関する協定書  
(朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社)
- ・ 災害時等における相互協力に関する協定書
- ・ 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画総括表
- ・ 広域輸送拠点一覧表
- ・ 緊急通行車両申請様式



【滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図】（平成25年2月）



## 第 12 節 鉄道施設応急対策計画

### 1 計画方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために必要な対策計画を確立する。

### 2 JR 鉄道施設応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社）

#### (1) 基本方針

##### J R 西日本

地震発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故および災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

##### J R 東海

地震発生の場合、災害時運転規制等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

#### (2) 応急対策

##### J R 西日本京都支社

#### ア 地震時の運転規制基準と警備

##### 【運転規制値（地震）】

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
<p>地震計が 40 ガル以上 79 ガル以下を示したとき。 (標準) 規制区間内を初列車は 15 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は 45km/h 以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。 ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</p>	<p>地震計が 80 ガル以上を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度 4 以下のときは、15 km/h 以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。 その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は 30km/h で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</p>

#### イ 運転事故等が発生したとき

京都支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

##### 【事故対策本部等の種別、設置標準および招集範囲】

種 別	設 置 の 標 準	招 集 範 囲 (支社内間接社員)
第 1 種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大な事故等が発生したとき</li> <li>・ お客様、行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき</li> <li>・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・ 特に必要と認めたとき</li> </ul>	招集可能者の全員

第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大な事故等が発生したとき</li> <li>・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・ 特に必要と認めたととき</li> <li>・ その他特に必要と認めたととき。</li> </ul>	招集可能者の半数
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他必要と認めたととき（台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき）</li> </ul>	必要最小数

招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

#### J R 東海 東海鉄道事業本部

##### ア 危険防止措置

- ( ) 乗務員は、地震を感知した場合、橋りょう、がけ地、トンネル等の危険な場所を避け、ただちに列車を停止させる。
- ( ) 輸送指令または駅長は、地震を感知した場合にその震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせ等の必要な措置をとる。
- ( ) 保守担当区長は、一定の震度以上の場合および被害発生のおそれがある場合、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施して列車運転の可否を決定する。

##### イ 対策本部、復旧本部の設置

地震発生の場合、部内規程の定めるところにより、東海鉄道事業本部に対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

##### ウ 地震発生時の動員体制

地震発生時の緊急出動は、部内規程等に定める非常招集計画による。

##### エ 資機材および車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともにその確保に努めるものとする。

#### J R 東海 新幹線鉄道事業本部、関西支社

##### ア 地震発生により、テラスが作動した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

##### イ 災害対策本部の設置

地震の規模および地震計作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

##### ウ 社員の非常招集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常招集計画に基づき、非常招集を行う。

##### エ 関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

- ( ) 関係社員の非常招集計画
- ( ) 応急復旧用資材の所在、および数量の把握
- ( ) 関係協力会社へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握
- ( ) 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握
- ( ) その他、関係機関への連絡、方法等の確立

### 3 私鉄等施設応急対策計画（京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社）

#### (1) 基本方針

##### 京阪電気鉄道株式会社

地震が発生した場合、大津鉄道事業部地震災害対策心得により、初動対応し点検を行う。点検の結果、災害の発生を知った場合には、非常対策本部を設置し、直ちに災害対策活動に入るが、人命の尊重を最優先にした施策を講ずる。

施設の復旧については、復旧本部を設置して直ちに復旧にかかる。

近江鉄道株式会社

地震が発生した場合、運転取扱心得および鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

信楽高原鐵道株式会社

地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、その状況を冷静に判断し、災害時運転取扱の手続を守り、被害の拡大防止と旅客の安全確保に努め、被害を早急に復旧して輸送の早期再開を図る。

## (2) 応急対策

京阪電気鉄道株式会社

二次災害の防止・早期復旧を図るため次の措置を講ずる。

- ア 地震発生時の連絡はあらかじめ定められた通信系統によるが、震度 5 以上の地震時には、呼び出しが無くてもあらかじめ指定された場所に出勤し、定められた業務に就く。
- イ 地震の程度に応じてあらかじめ定められた基準により、駅長あるいは技術各部が施設を点検し、運転取扱いを行う。
- ウ 本部は各関係機関に被災状況を報告するとともに、必要に応じて応援を求める。ただし、初期段階では運転指令者が情報収集・伝達を行う。
- エ 旅客に死傷者が出た場合、緊急時救急体制指導心得に基づく救助活動に入る。
- オ 災害の状況により、救援列車を整え、現場に急行する。
- カ 不通個所の代行、振替輸送の手段検討を行う。

近江鉄道株式会社

ア 地震発生時の運転規制と警戒

- ( ) 震度計が 40 ガル（震度 3）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士ならびに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。
- ( ) 震度計で 40 ガル～80 ガル（震度 4）の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長ならびに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、25km/h 以下で対向列車のある駅または先行列車のあった駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。
- ( ) 震度計が 80 ガル（震度 5 弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、線路施設等の点検を行う。

イ 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

ウ 本部の任務内容

本部は次の業務を行う。

- ( ) 情報の収集、伝達
- ( ) 職員の非常招集
- ( ) 災害箇所の調査、報告
- ( ) 救護活動の支援
- ( ) 応急復旧用の資材調達
- ( ) 振替輸送および代行輸送の手配

信楽高原鐵道株式会社

ア 災害対策本部の設置

被害が発生した場合、その状況により本社に災害対策本部をまた、被害発生地には現地復旧本部を設置する。

イ 本部は次の業務を行う。

- ( ) 被害情報の収集と現地本部への伝達
- ( ) 職員の非常招集
- ( ) 災害箇所の調査および報告

- ( ) 応急復旧工事用機器材料の調達
  - ( ) 振替輸送
- ウ 運転指令は、地震が発生して列車の運転が危険と判断した場合は、直ちに列車無線により列車の停止手配を指令して、次の処置をとる。
- ( ) 停止した列車の位置を把握し、被害情報確認に努める。
  - ( ) 震度階が4以下の場合は、運転再開する。ただし注意運転とする。(25km/h以下)
  - ( ) 震度階が5弱以上の場合は線路の状態を総点検し、必要な対策を講ずる。
- エ 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、危険箇所の点検後、安全を十分確認した後、運送業務にあたる。

## 第 13 節 道路施設応急対策計画

### 1 計画方針

地震により被災した地域の救援活動や消防・生活物資を輸送する車両の円滑な通行を確保するため、被害を受けた道路施設、交通安全施設等を速やかに復旧し、交通の確保に努める。応急復旧にあたっては、緊急輸送道路ネットワークが機能するよう、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行うものとする。

### 2 基本計画（道路課）

#### (1) 基本方針

道路管理者は、地震発生後の道路状況をそれぞれの初動態勢において的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

#### (2) 情報連絡

道路管理者は、地震発生後それぞれの初動態勢に基づき、直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路の状況、通行の状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

##### 道路管理者間の情報連絡

地震発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部（土木交通部道路班）へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

また、隣接府県の道路管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路網の状況把握に努める。

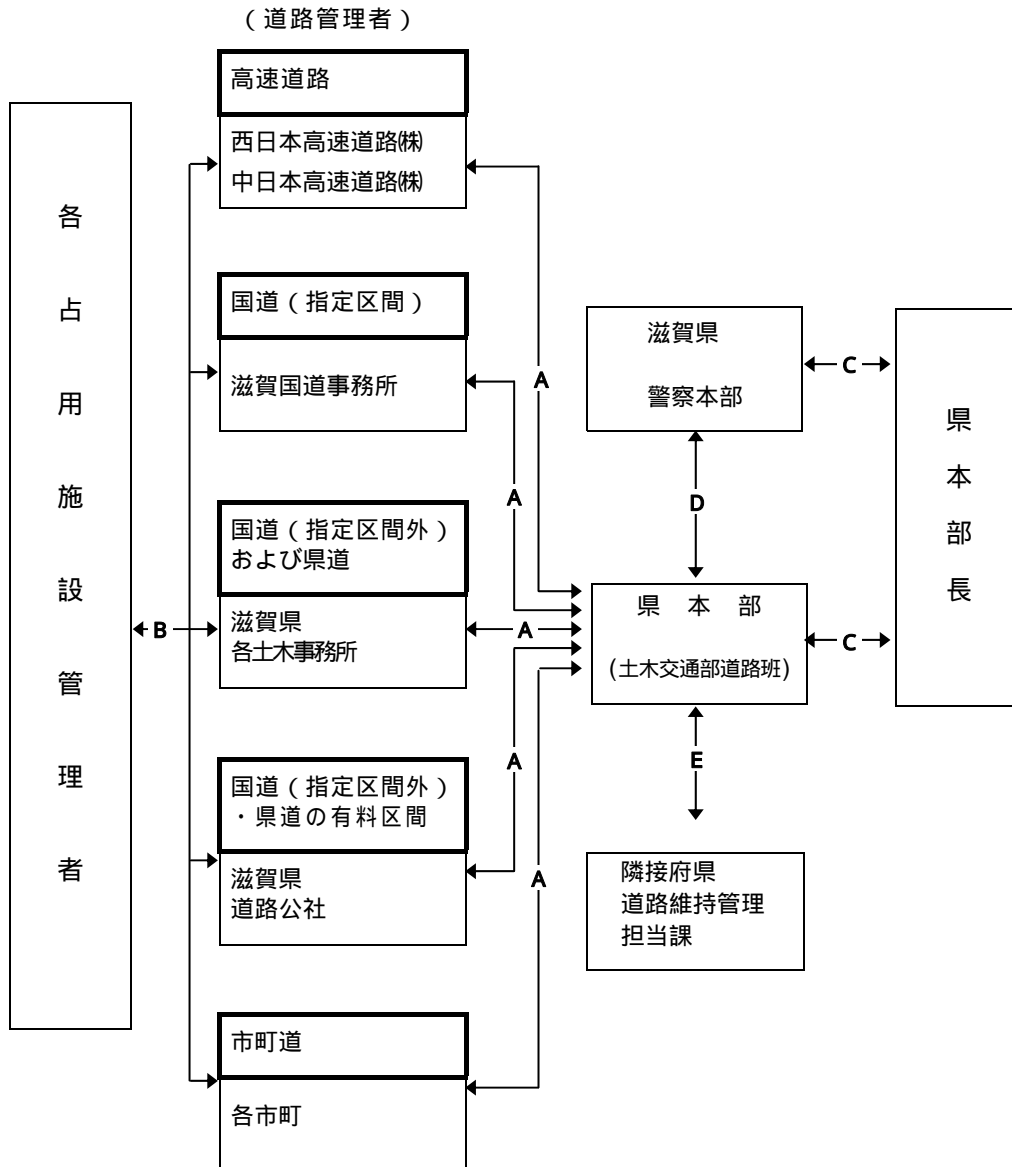
##### 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用物の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

##### 警察との情報連絡

道路管理者は、警察本部および所管の警察署との連絡を密にし、被害状況、通行規制状況等の情報を交換する。

【道路応急復旧活動体制】



(情報連絡内容)

- A: 道路被害状況等の情報収集、県本部への情報の一元化
- B: ライフライン等の道路占有施設の被害状況等の通知と早期復旧の指示
- C: 緊急に確保すべきルートを選定  
 県本部長は道路管理者と**県警察**と協議の上、緊急に確保すべきルートを選定する。  
 これに基づき、**県警察**は道路被害状況、交通規制状況を踏まえ、通行の禁止および**制限**を行う。道路管理者は次のページに示す優先順位で応急復旧にあたる。
- D: 道路被害状況、通行規制状況等の連絡調整を行う。
- E: 通行禁止および**制限**の連絡のほか、被害状況等の情報を交換する。

(3) 通行の禁止および制限

道路管理者は、道路の破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止または制限する。(道路法による通行禁止)

通行の禁止および制限を行った場合には、その内容を警察本部や他の防災機関および関係する隣接府県に速やかに連絡する。

(4) 応急復旧の優先順位

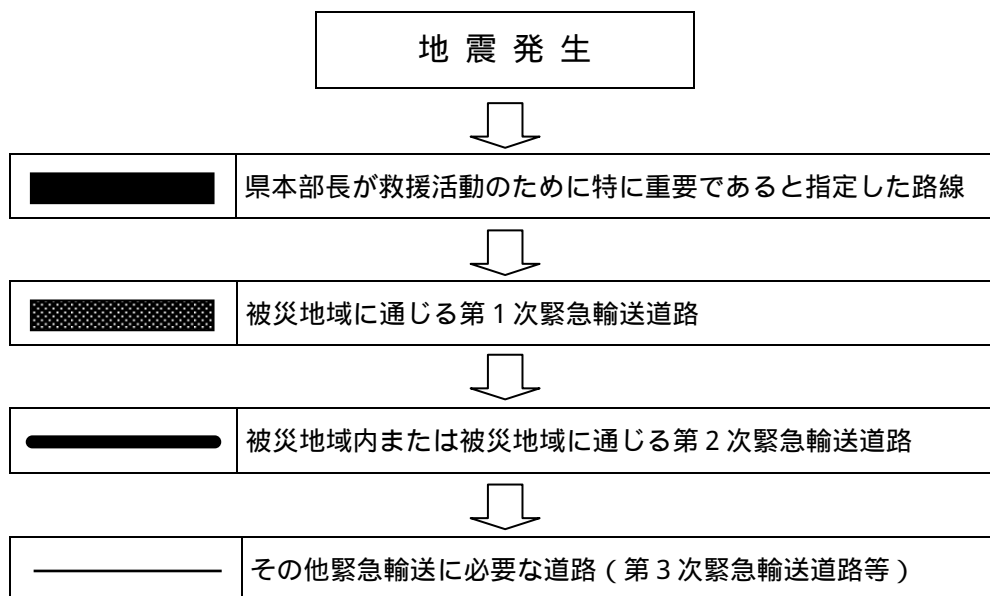
県本部長は、地震発生直後における道路の被害状況・通行確保状況等の情報をもとに、

「災害予防計画第9節」で定めた緊急輸送道路ネットワーク計画を基本に県警察ならびに道路管理者と協議して、緊急に確保すべきルートを選定する。

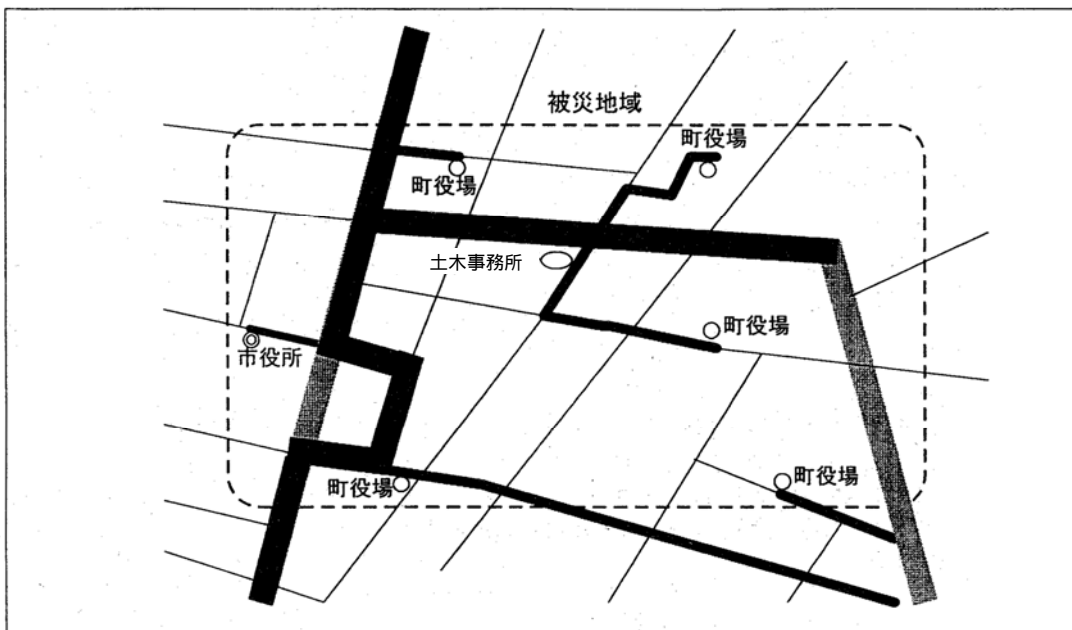
道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

- ア 県本部長が、救護活動の緊急輸送のために特に重要であると指定した路線
- イ 被災地域に通じる第1次緊急輸送道路
- ウ 被災地域内または被災地域に通じる第2次緊急輸送道路
- エ その他緊急輸送に必要な道路(第3次緊急輸送道路)

【応急復旧の優先順位】



【緊急輸送道路ネットワーク模式図】



第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）

第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路



### 第3次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路（市町地域防災計画において計画）

#### (5) 道路管理者の相互協力

それぞれの道路管理者は、県本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートへの検討作業を行う。

また、応急復旧作業の実施にあたっては、互いに協力して緊急に確保すべきルートの早期確保に努める。

### 3 指定区間外国道、地方道応急対策計画（道路課）

#### (1) 基本方針

県本部および市町本部は、地震発生後の応急対策活動を円滑に行うため、県本部長が選定した緊急に確保すべきルートの早期確保に努める。

#### (2) 応急対策

市町本部

##### ア 情報収集

それぞれの計画の定めるところにより、地震発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する情報を収集する。

また、収集した道路情報は、速やかに県地方本部（各土木事務所）に連絡する。

##### イ 応急復旧

( ) 収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

( ) 応急復旧は、原則として県本部長が選定した緊急に確保すべきルートを優先的に行う。

県本部

##### ア 情報収集

あらかじめ定めた緊急初動態勢に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路等の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。

また、市町本部や所轄の警察署等から収集した情報も集約して情報の一元化を図る。

##### イ 応急復旧

( ) 収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

( ) 応急復旧は、県本部長が選定した緊急に確保すべきルートを優先的に行う。

( ) 復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供を求める。

( ) 道路占用物の被害については、地方本部と連携し、その管理者に早期復旧を指示するとともに、必要に応じて通行の禁止、または制限、あるいは被害箇所付近への立入禁止の必要な措置を講じる。

### 4 国道応急対策計画（近畿地方整備局）

#### (1) 基本方針

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

#### (2) 応急対策

道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

道路上の車両、道路上への倒壊物または落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路および緊急交通路から優先的に実施する。

上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、または制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

## 5 名神高速道路等応急対策計画（西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社）

### (1) 基本方針

地震が発生した場合は、西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社の非常災害対策本部等設置要領の定めるところにより、非常災害対策本部長による非常体制を指令し、非常出勤体制による災害応急活動に入る。

### (2) 応急対策

#### 防災機関等への連絡

西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

#### 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

#### 交通規制

地震の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

#### 初期消火および火災防止活動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

#### 救出および応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

#### 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

## 6 主要林道応急対策計画（森林保全課）

### (1) 基本方針

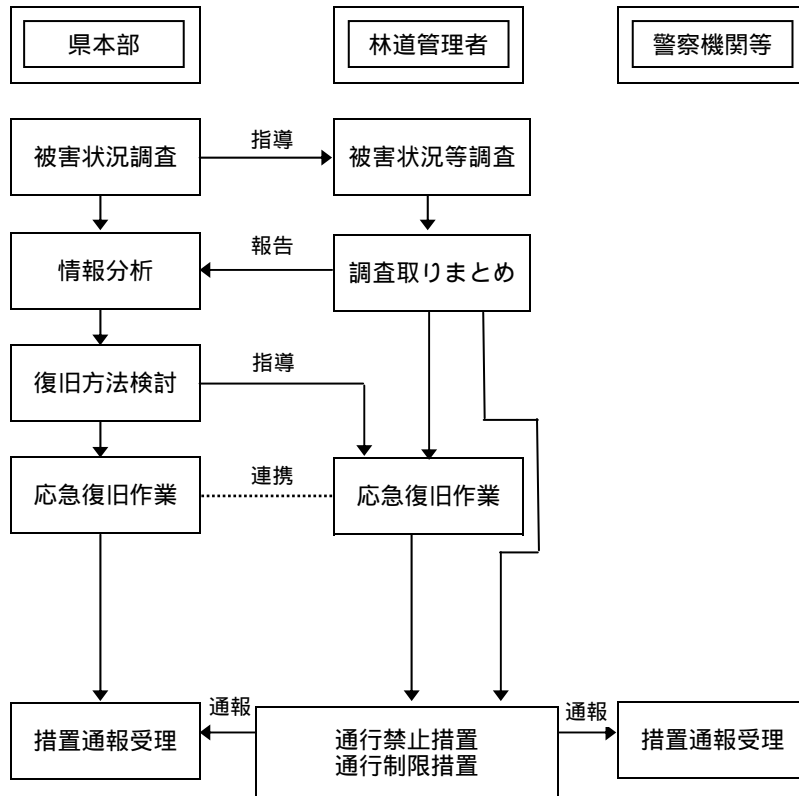
地震により被災した林道を、速やかに復旧する。また路上の崩落、倒壊による障害物については林道管理者、消防機関等の協力を得て除去する。特に集落との連絡林道については優先して行い、その交通確保に努める。

### (2) 応急対策

県本部は、特に集落との連絡林道について、その交通を確保するために、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、林道管理者に対し、迅速な措置をとるように指導する。

林道管理者は、所管する林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を県本部に速やかに報告するとともに、応急復旧および障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、通行が危険な林道については、県本部、市町本部、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

【主要林道の応急復旧活動フロー】



(注) 森林組合等が管理主体の場合は県と市町は同じ立場となる。

7 基幹農道応急対策計画（耕地課、農村振興課）

(1) 基本方針

基幹農道について被災状況を速やかに調査し、応急復旧の必要なものについては、迅速な対応を図り、農道の緊急通行道としての確保に努めるものとする。

(2) 応急対策

基幹農道の管理者等は、その被災状況等を速やかに調査把握し、県本部・地方本部の関係機関に連絡するとともに、通行車両の制限等必要な処置を行い、県の指示・支援等を得て道路機能維持のための復旧に努める。

また、基幹農道占用物件の被災については、管理者が占有者に通報し、安全確保等必要な措置を講じる。

8 交通安全施設応急対策計画（土木交通部、県警察、国土交通省近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社）

(1) 基本方針

交通安全施設が損壊し、または故障した場合、応急復旧に迅速に対応し、被災地および関連道路における交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を図る。

(2) 応急対策

信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、または故障した場合は、迅速な復旧に努める。また、交通信号機等電源付加装置の点検、燃料補給等を行う。

主要交差点における交通整理

被災地域内および関連道路の主要交差点に交通整理員を配置し、必要な交通整理を行う。

---

【参考編参照】

- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県建設業協会）
- ・ 災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書（社団法人滋賀県測量設計技術協会）
- ・ 災害時における相互協力に関する協定書（中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）
- ・ 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画総括表
- ・ 物資輸送拠点一覧表

## 第 14 節 避難計画

### 1 計画方針

地震時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮する。また、外国人については平常時より避難所等に関する多言語による情報提供に努めるものとする。

### 2 避難のための勧告および指示（防災危機管理局）

避難の勧告および指示の実施責任者、措置、実施の基準は次のとおりである。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
(1) 避難 の勧告	市町長 (災害対策基本法 第 60 条)	立退きの勧告お よび立退き先の 指示	災害が発生し、または発生する恐れ がある場合において、特に必要があ ると認めるとき。
(2) 避 難 の 指 示 等	知事およびその命 を受けた職員 (水防法第 29 条、地すべり等防 止法第 25 条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が 切迫していると認められるとき。
	市町長 (災害対策基本法 第 60 条)	立退きおよび 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそ れがある場合において、特に必要があ り、急を要すると認めるとき。
	警察官 (災害対策基本法 第 61 条、警察官 職務執行法第 4 条)	立退きの指示 警告 避難の措置	市町長が避難のための立退きを指示 することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるとき は、警告を発し、または特に急を要す る場合において危害を受けるおそれ のある者に対し、必要な限度で避難の措 置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 第 94 条)		災害により危険な事態が生じた場合 において、警察官がその場にいない場 合に限り、災害派遣を命じられた部隊 等の自衛官は避難について必要な措置 をとる。
(3) 知事による避難の指示等の 代行（災害対策基本法第 60 条第 5 項）		知事は、市町長がその全部または大部分の事務を行うこ とができない時は、避難のための立ち退きおよび指示に関 する措置の全部または一部を代行する。	

- 3 避難の勧告または指示の内容（防災危機管理局）  
 避難の勧告または指示は、次の内容を明示して行う。

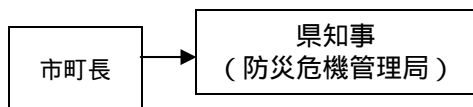
要避難対象地域	避難先	避難理由
避難経路	避難時の注意事項等	

- 4 避難の勧告または指示の周知（防災危機管理局）

(1) 関係機関への通知

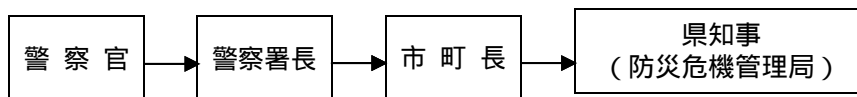
避難の勧告または指示を行ったものは、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

市町長の措置

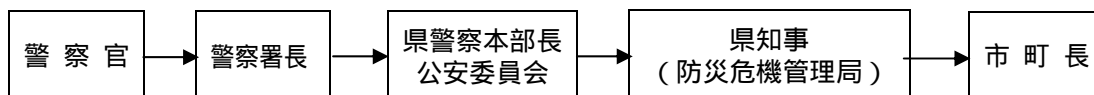


警察官の措置

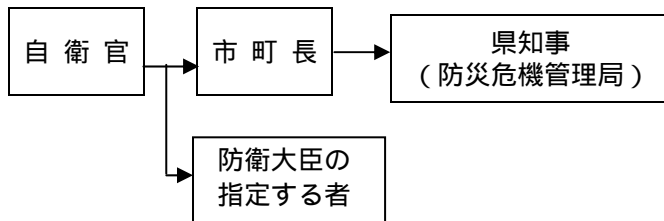
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



自衛官の措置



(2) 住民への周知

県本部および市町本部は、自ら避難の勧告または指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対し周知する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

## 5 警戒区域の設定等（防災危機管理局）

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立ち入り禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市町長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合において、市町長もしくはその委任を受けた市町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第 4 条
自衛官	災害全般	市町長等、警察官および海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第 63 条
消防吏員または消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
水防団長、水防団員、または消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急に必要な場所において。	水防法第 21 条
県知事による応急措置の代行		市町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第 73 条

（注）警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があったときは警戒区域を設定できる。

## 6 避難誘導（防災危機管理局）

避難の勧告または指示が出された場合、市町本部は県警察および消防署等の協力を得て、一時集合場所に避難者を集合させた後、できるだけ自治会・町内会等ごとの集団の形成を図り、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。その際には、災害時要援護者の避難を優先する。

## 7 災害時要援護者の避難に関する配慮

（健康福祉政策課、健康長寿課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局）

### (1) 在宅の災害時要援護者の避難

在宅の災害時要援護者については、平常時より在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。

#### 発見と避難支援

市町本部は、避難支援プラン個別計画に基づき、自主防災組織や地域住民、民生委員・児童委員等の協力を得て、迅速な避難支援を実施する。

また、避難支援者が定まっていない等、個別計画が作成されていない要援護者について

も、県警察、消防署・団、民生委員児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、行政の保有する災害時要援護者名簿（在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者、難病患者等の特別な医療を必要とする在宅療養者、についてとりまとめた母集団リスト）を利用することにより、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

なお、この際、行政の保有する名簿は、個人情報保護条例の緊急時例外規定により外部へ提供することができる。

#### 措置

災害時要援護者の避難にあたっては、自主防災組織等の支援により、一時集合場所や避難所等へ移動する。

なお、市町本部は、在宅での生活の継続や指定避難所での避難生活が困難な災害時要援護者について、9(2)に規定する福祉避難所へ移送する。

また、福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、医療機関への入院等により対応を行うものとする。

#### (2) 社会福祉施設等の被災状況等の把握（医療機関については第6節に記載）

社会福祉施設等（デイサービスセンター・共同作業所等を含む）の被災状況については次の方法により把握を行うものとする。

老人ホーム等入所施設については、地方本部は市町本部と連携し、被災状況を把握するものとする。

保育所等通所施設については、市町本部が、その被災状況について把握し、地方本部へ報告を行う等、その詳細は、「洪水等避難計画作成支援マニュアル：第3章 災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を参考にし、対応をする。

なお、把握する被災情報は次のとおり。

施設入・通所者の被災状況

避難が必要な入所者数、移送車両の有無等

施設・設備の被災状況

他施設等からの被災者の受入可能人数

ライフライン・食料等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

#### (3) 社会福祉施設等の災害時要援護者の避難等（医療機関については第6節に記載）

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、県本部、市町本部は、食料・飲料水の確保、近隣施設および近隣市町への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行うものとする。

社会福祉施設においては、平常時から地震防災訓練の実施や地域団体、ボランティアの地震時における援助の協力を求めるなどの取り組みに努めるものとする。

入所者の相互受入

県内の社会福祉施設が被災し、その入所者を避難させる必要が生じた場合、県本部および地方本部、市町本部はそれぞれ次のような措置を講ずる。

ア 県本部および地方本部

( ) 地方本部は、市町本部と連携し、域内の要援護者関係の各社会福祉施設等における被災状況について把握するとともに、受入可能人数を把握し、県本部に報告をする。

( ) 県本部は、市町域を超え避難が必要な入所者数、その心身の状況等から受入先施設の検討・調整を行い、地方本部を通じて市町本部に指示を行うものとする。

イ 市町本部

( ) 市町本部は、域内の社会福祉施設の被災状況、避難が必要な入所者数を把握し、地方本部に報告する。

( ) 市町域を超え避難が必要な者について、県本部からの指示を社会福祉施設に伝えるとともに、県本部、地方本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係



機関と協力し、移送等を行う。

#### 在宅要援護者の受入

在宅の要援護者および避難所等へ避難した被災者のうち介護等を必要とする者が発見された場合、県本部および地方本部、市町本部はそれぞれ次のとおり措置を講ずるものとする。

##### ア 県本部および地方本部

( )地方本部は、市町本部と連携し、域内の要援護者関係の各社会福祉施設等における被災状況について把握するとともに、受入可能人数を把握し、県本部に報告をする。

( )県本部は、避難所等へ避難した被災者のうち介護等を必要とする者が市町域を超えて避難する場合は、市町本部からの報告に基づき、入所先の検討・調整を行う。

( )社会福祉施設等への一時的な入所先等について、市町本部に指示を行う。

##### イ 市町本部

( )介護等を要する被災者の心身の状況等を取りまとめ、県本部に報告する。

( )市町本部は、市町域を越える避難の場合は、県本部の調整により災害時要援護者を避難所等から社会福祉施設等へ移送を行う。この場合、市町本部は、県本部および近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、要援護者の心身の状況に配慮した移送等を行うものとする。

#### 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から地震を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との地震災害に備えた連携の強化、入所者の実態に応じた一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄などに努める。

### 8 避難所の設置と運営（健康福祉政策課、健康長寿課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局）

#### (1) 避難所の設置

市町本部は、避難が行われるときには直ちに避難所を開設するものとし、設置場所等を速やかに被災者に対し周知するとともに、収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。（設置基準：第2章「災害予防計画」-第18節「広域避難・避難収容体制の整備」）

市町本部が避難所を設置した場合には、速やかに県本部に連絡することとする。

市町本部は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の鍵の管理について取り決めを行うものとする。

#### (2) 福祉避難所（福祉避難室）の設置

市町本部は、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者のために特別に配慮された福祉避難所について、福祉施設等との協定や指定に基づき設置する。

また、福祉避難所の設置にあたっては、避難者の特性や状況により一般の避難所の一部を福祉避難室（福祉避難区画）とすることが望ましい場合も多いことから、柔軟に対応するものとする。

さらに、福祉避難所だけでなく、必要に応じて被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅や旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を行う。

市町本部が福祉避難所や福祉避難室を設置した場合には、速やかに県本部に連絡することとする。

#### (3) 避難所の運営

市町本部は、避難所を開設した場合には、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難所に派遣するものとし、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するほか、男女のニーズの違

い等男女双方の視点等に配慮するとともに、要援護者用の相談窓口を設置し、要援護者等からの相談対応を行うものとする。

なお、市町は「市町地域防災計画」に担当者の派遣人数、派遣方法、連絡体制および業務内容について記載するものとし、併せて、避難所のニーズ等の調整を行う部署をあらかじめ定めるものとする。

市町本部は、避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、災害時要援護者名簿とを照らし合わせ、未確認の要援護者を市町、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。

避難所の運営にあたっては、被災者の健康の維持に努めるとともに、特に災害時要援護者について、次のような措置を講じる。

- ア 担当職員、訪問介護員（ホームヘルパー）、民生委員児童委員等の訪問等による実態調査の実施
- イ 被災者の障害や心身の状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配
- ウ 避難者の障害や身体の状態に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師・訪問介護員（ホームヘルパー）・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市町は、平素からこれらの有資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
- エ 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

各避難所運営管理者は、避難所の運営にあたっては、男女双方の要望や意見を反映するため、女性を管理運営する者に入れるよう努める。

また、避難所における女性への配慮としては、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における安全の確保など、女性や家庭のニーズに配慮した避難所となるよう努める。

#### (4) 県本部の措置

県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、調整を行う部署を設け、市町本部の報告により、避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。

また、必要に応じて状況の把握を行うため、県本部および地方本部担当職員を現地に派遣する。

県本部は、市町本部の要請等から県による避難所の設置が必要であると考えられる場合、県有施設および県有船等を避難収容施設として活用し、避難所を設置する。その際、必要に応じて琵琶湖汽船株式会社および近江トラベル株式会社等から大型船舶を調達する。

県本部は、市町本部の要請等から福祉ニーズに対応するための有資格者の派遣が必要と考えられる場合、関係団体等との協定に基づき派遣を行う。

避難所に収容された被災者のうち、住家が滅失して他に居住する住家がなく、自己の資力では新たに住宅を確保することのできない者に対しては、県が応急仮設住宅を設置し供与するものとし、その詳細は第 17 節に定める。

## 9 広域一時滞在（防災危機管理局、健康福祉政策課）

### (1) 基本方針

県本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市町域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）の実施の必要があると認められるとき、または他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第 86 条の 2 から 6 に基づき、広域一時滞を実施する。

(2) 県内における広域一時滞在の実施

被災市町の実施事項

被災した市町本部（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。

協議先市町の実施事項

ア 被災市町から アの協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

（ ）自らも被災していること

（ ）被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと

（ ）地域の実情により災害時要援護者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

（ ）その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(3) 県外における一時滞在

被災市町の実施事項

被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

県本部の実施事項

ア 被災住民の他府県等への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。

このときあらかじめ協議しようとする旨を、総務大臣を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、南海トラフによる巨大地震等で、関西広域連合の枠組みによる受け入れ調整が困難なときは、隣接府県または応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。

イ 県本部は、関西広域連合等から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知するとともに、総務大臣を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

(4) 他府県等からの協議

県本部の実施事項

ア 県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。

イ 県本部は、県内市町から受け入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。

(5) 県外避難者の受け入れ

(4)の他府県等からの協議による広域一時滞在を実施するとき、もしくは災害対策基本法には基づかないが県外からの避難者が現に発生し対応が必要なときは、次のとおりとする。

県による広域避難所の設置と運営

広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定する避難所の利用を原則とし、

県は運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等を鑑み、市町による避難者の受入体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。  
この場合、市町による避難所が開設されていない県有施設等を用いる。

#### 相談窓口の設置

県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。

#### (6) 避難者への支援

##### 県外避難者情報の収集

県本部は、避難者の支援に資するため、市町本部を通じて県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

##### 県外避難者への総合的な支援

県本部および市町本部は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

##### 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県本部および市町本部は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

#### (7) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難勧告等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努めるものとする。

#### 10 避難所の開設期間（健康福祉政策課）

災害救助法による避難所の開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事（県本部長）の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む）を受けなければならない。

---

#### 【参考編参照】

- ・ 洪水等避難計画作成支援マニュアル
- ・ 災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定書（社団法人滋賀県生活衛生協会、財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター）

## 第 15 節 飲料水・食料・生活必需品・燃料等の供給計画 ( 県知事直轄組織、健康福祉部、商工観光労働部、農政水産部 )

### 1 計画方針

大規模地震が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予想されるため、県民に対する飲料水・食料・生活必需品等の供給に大きな支障が生ずる恐れがある。

このため、2日程度に相当する量の物資は、各家庭および自治会、自主防災組織と市町が一体的に確保するものとし、おおむね1日に相当する量の物資は公的備蓄または流通在庫方式によって県が確保する。さらに、県外から輸送される緊急物資によって県民への物資供給を行う。また、県民の生活の安定確保のために物価の監視および苦情相談等の体制整備に努める。

### 2 給水計画 ( 生活衛生課 )

#### (1) 基本方針

市町本部は、地震発生後速やかに応急給水計画を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し応急給水を行う。また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、隣接市町、県等に応援を要請する。

県本部は、市町本部から応援の要請があった場合、他の市町、社団法人日本水道協会等の水道関係団体、関西広域連合、応援主管府県、自衛隊又は国等へ支援を要請し、これら機関と連携して飲料水等の確保・輸送など市町本部の応急給水活動を支援する。

なお、市町は、平時より各家庭や自治会、自主防災組織が市町と一体となって、住民1人1日当たり約3リットルを目安として2日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においては飲料水だけでなく、大量の水が業務に必要となることから、水の備蓄が可能な施設等の整備に努めるとともに、災害時の水の受給について、市町等と検討を図る。

#### (2) 地震発生後の時間経過毎の給水計画

[地震発生後の時間経過毎の給水計画]

	住 民	市町本部	県 本 部
地震発生後 24 時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（1人1日3リットルを目安に備蓄）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握</li> <li>給水班の編成</li> <li>給水場所の設置</li> <li>給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先）</li> <li>県本部への応援依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備</li> <li>市町、応援主管府県、自衛隊または国等へ応援要請</li> </ul>
地震発生後 3 日目程度まで	上記(1)に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水により飲料水等を確保</li> <li>家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各給水場所において飲料水・生活用水の給水を実施（給水車等を使用）</li> <li>ろ水機による給水場所を設営し、給水を実施</li> <li>給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接市町、応援主管府県、自衛隊または国等と連携して市町本部の給水活動を支援</li> </ul>
地震発生後 4 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記(2)に加え</li> <li>応急給水活動に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記(2)に加え</li> <li>地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水</li> </ul>	( 同上 )

### (3) 応急給水資器材調達計画

市町、一部事務組合等が保有している給水資器材は資料編に掲げるとおりであるが、市町は地震発生時に応急給水資器材の必要量が調達できるよう、近隣市町と調整を図りながら保有計画を確立する。

## 3 食料供給計画（健康福祉政策課、商工政策課）

### (1) 基本方針

市町は、平素から災害時に備え、各家庭や自治会、自主防災組織が市町と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制整備に努める。そのため市町における保存食料の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。

地震発生後は必要に応じて食料供給体制を確立し、備蓄食料の払い出し、炊き出し、災害時応援協定締結企業等からの調達により、食料の供与を速やかに実施する。

県は、平素から地震時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の食料について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めるものとする。（注1）

地震発生時には、県本部は、市町本部の要請に基づき備蓄物資の払い出しや災害時応援協定締結企業等からの調達、輸送体制の確立等の必要な措置をとるとともに、国、関西広域連合や応援主管府県に要請を行うなど必要な食料の確保に努める。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても実態に応じた必要な量の食料の備蓄に努める。

（注1） 県の備蓄物資一覧については、第2編災害予防計画 - 第18節「物資の確保と緊急輸送体制の整備」(3) イ【県の備蓄物資一覧】を参照。

### (2) 配慮すべき事項

市町本部は、「市町地域防災計画」において、備蓄する食料の種類および量、備蓄食料の供出、炊き出しの実施方法等につき具体的に定めておくものとする。

地震発生時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、地震発生後3日間程度は、備蓄食料の払い出しおよび流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。

地震発生後4日目程度からは、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等によって食料を供給する。

食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障害者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達・供与に配慮する。

食料の給与は・避難所に収容された者、住家の半壊等により炊事ができない等の者を対象とする。

### (3) 食料供給の実施

食料の供給は、市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、地震直後は、被災地との通信途絶や市町庁舎の損壊、被災の程度や避難者情報の不足等により、被災市町から県へ食糧供給の応援を適切に要請することが困難な場合があることから、「プッシュ型による供給」も計画する。（第11節「輸送計画」5「緊急輸送実施計画」参照）

(4) 地震発生後の時間経過毎の食料供給計画

[地震発生後の時間経過毎の食料供給計画]

	住 民	市町本部	県 本 部
地震発生 後 24 時間 程度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として各家庭の備蓄食料で対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況、住民避難状況等の把握</li> <li>備蓄食料の払い出し</li> <li>食料供給班の編成</li> <li>県本部に備蓄食料の払い出しおよび食料等の供給を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的備蓄物資の保管契約を締結している倉庫業者に物資払い出しの準備を指示(注2)</li> <li>輸送調整所の開設</li> <li>(一社)滋賀県トラック協会、(一社)全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会に輸送および保管等の協力要請(注3)</li> <li>流通業者への協力要請(流通在庫の供出)</li> <li>市町の状況に応じて、市町に代わり食料供給を行うプッシュ型輸送を実施</li> <li>必要に応じて広域応援依頼</li> </ul>
地震発生 後 3 日目 程度まで	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>市町等による供給により食料を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料供給場所の設置(避難所等)</li> <li>県備蓄物資の受け入れ</li> <li>避難所等への食料輸送</li> <li>避難所等での食料供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき備蓄食料の払い出しを実施</li> <li>国、関西広域連合、応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、市町本部の食料供給活動を支援</li> </ul>
地震発生 後 4 日目 以降	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>可能な範囲で炊事、調理を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え</li> <li>県外から輸送された食料を避難所等に輸送・供給</li> <li>炊き出しの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外から輸送される物資の受け入れ</li> <li>市町本部の食料供給活動を支援</li> </ul>

(注2) 県の備蓄場所および保管委託業者一覧については、第2編災害予防計画 - 第18節「物資の確保と緊急輸送体制の整備」(3) イ【備蓄物資および保管委託業者一覧】を参照。

(注3) 輸送調整所および緊急輸送体制については、第2編災害予防計画 - 第18節「物資の確保と緊急輸送体制の整備」(4) 【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】、第3編災害応急対策計画 - 第11節「輸送計画」5「輸送実施計画」を参照。

4 主食供給計画(農業経営課)

(1) 基本方針

災害時において食料の販売等の一時的な混乱あるいは食生活の確保を欠く事態になった場合における、被災者および災害応急対策要員等に対する主食の確保はこの計画の定めるところによる。

(2) 計画の内容

災害時における応急用米穀の緊急引渡しは、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく「緊急食料調達・供給体制整備要綱」および「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施し、応急用米穀の引渡し、販売の方法は次のとおりとする。

災害地域が災害救助法の適用を受けない場合

ア 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づく米穀の引渡し

( )市町長または作業実施責任機関(以下「取扱者」という。)は、被災者等に応急用

米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、知事あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。

( )知事は、取扱者からの要請に基づき、災害救助に必要な物資の調達に関する協定を締結している関係業者から手持ち精米等を調達し供給するものとする。

イ 「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づく米穀の引渡し

( )知事は、アによる応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づき、農林水産省に対し必要とする数量の要請をするものとする。

( )知事は、農林水産省の要請を受けた米穀販売事業者から手持ち精米を調達し供給するものとする。

災害地域が災害救助法の適用を受けた場合

ア 知事は、アによる応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に必要とする数量の政府所有米穀の供給を「災害救助用米穀の引渡要請書」により要請するものとする。

イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀および引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結するものとする。

ウ 知事または知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者より災害救助用米穀の引渡しを受け、米穀販売業者等に委託してとう精し、直接または市町を通じ供給を行うものとする。

エ 市町長は、交通・通信の途絶のため知事に連絡が取れない場合にあっては、緊急に引渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、生産局長に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

なお、市町長は、生産局長に対して直接引渡しの要請を行った場合には、すみやかに知事にその旨を連絡するものとする。

## 5 生活必需品等供給計画（健康福祉政策課、商工政策課）

### (1) 基本方針

市町は、平時より、生活必需品等の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置を講じるものとし、地震発生時には、速やかに生活必需品等供給計画を確立し、それに基づき被災者に対し生活必需品を給与または貸与することにより、被災者の生活の安定を図る。また、必要とされる生活必需品等の量が市町の備蓄量を超える場合には、県本部に備蓄物資の払い出しを要請する。

県は、平素から地震時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の生活必需品について、公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めるものとする。地震発生時には、県本部は市町本部の要請に基づき備蓄物資の払い出し等必要な措置をとるとともに、応援主管府県に要請を行うなど必要な生活必需品の確保に努める。

### (2) 生活必需品等供給計画において配慮すべき事項

市町は、「市町地域防災計画」において、備蓄する生活必需品等の種類および量、生活必需品等の調達方法、備蓄している生活必需品等の供出等の実施方法等につき具体的に定めておくものとする。その際、次に掲げるような品目の生活物資を備蓄し、給（貸）与するものとする。

#### 【生活物資の備蓄例】

ア 寝具	イ 衣服	ウ 身回り品	エ 炊事用具	オ 日用品
カ 食器	キ 光熱材料	ク 衛生用品(紙おむつ、生理用品等)		

災害救助法による生活必需品等の給与または貸与は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失または毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状況にある者を対象とする。



災害救助法による生活必需品等の給与のため支出できる費用の基準額は、季別および世帯区分により別に定めるものとする。

(3) 地震発生後の時間経過毎の生活必需品等の供給計画

【地震発生後の時間経過毎の生活必需品供給計画】

	住 民	市町本部	県 本 部
地震発生後 24 時間程度まで	・住民相互支援により対応	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄物資の供出 ・生活必需品供給班の編成 ・県本部への応援依頼	・公的備蓄物資の保管契約を締結している倉庫業者に物資払い出しの準備を指示 ・ <u>輸送調整所の開設</u> ・ <u>(一社)滋賀県トラック協会、(一社)全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会に輸送および保管等の協力要請(注3)</u> ・流通業者への協力要請(流通在庫の活用) ・必要に応じて広域応援依頼
地震発生後 3 日目程度まで	上記(1)に加え ・市町等による供給により生活必需品を確保	・供給場所の設置 ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への物資輸送 ・避難所等での物資供給	・「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき備蓄物資の払い出しを実施 ・ <u>関西広域連合</u> 、応援主管府県、自衛隊等との連携のもと、市町本部の活動を支援
地震発生後 4 日以降	(同上)	上記(2)に加え ・県外から輸送された物資を避難所等に輸送・供給	上記(2)に加え ・県外から輸送された物資の受け入れ

6 燃料供給計画

(1) 基本方針

県と市町は、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、地震により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

(2) 燃料供給計画

状況の確認と連絡体制の確保

県と市町は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、市町は各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、県と市町は優先供給すべき車両を選定する。

燃料の供給

県は、滋賀県石油協同組合(以下、組合という。)に対し、燃料供給の依頼を行うとともに、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。

組合は、県の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

燃料の確保

県は、滋賀県石油協同組合等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避ける

ため、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

県民への広報

県と市町は、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

## 7 義援金品配分計画（健康福祉政策課）

### (1) 基本方針

県および被災市町は、地震発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受け入れを行う。

また、義援金品の受付については、県、被災市町その他関係機関が受付窓口を設けて行う。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

### (2) 義援金の募集

#### 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分に考慮しながら、県、被災市町および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に被災市町においても行う。

#### 義援金の受付

義援金の受付に当たっては、県、市町および関係機関において、必要に応じ受付窓口を開設し受付を行うものとする。

義援金を受け付けた場合には、各機関は義援金についてその都度県単位機関へ引き継ぎを行うものとし、それにより難しい場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行うものとする。また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備するものとする。

#### 義援金の配分

協議会は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各市町に配分を行う。

市町は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて被災者に対し配分を行う。

なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障害者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、協議会で協議のうえ決定するものとする。

### (3) 義援物資の募集

#### 義援物資の募集

県および市町は地震発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、県および市町は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

#### 【義援物資募集の際の広報内容】

- |                       |
|-----------------------|
| ア 被災地において必要とする物資      |
| イ 被災地において不要である物資      |
| ウ 当面必要でない物資           |
| エ 義援物資送付の際の留意事項       |
| ・ 送付者において仕分を徹底すること    |
| ・ 腐敗物、危険物等の送付を差し控えること |
| ・ その他の留意事項            |

#### 義援物資の受付

県および市町は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、第 11 節「輸送計画」に規定され

ている広域輸送拠点および地域内輸送拠点にボランティア等の協力により仕分を行う体制を整備する。

市町において、物資の搬入、集積および仕分等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請するものとする。

県は、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れについて、被災市町と連携し、受け入れ、配分等の調整を行う。

#### 義援物資の配分

市町は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。市町は配分に当たって被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

県本部は、各市町の状況に応じて、義援物資を市町本部に引き継ぐものとする。

---

#### 【参考編参照】

- ・ 米穀の買入れ・販売等に関する基本事項（抄）
- ・ 災害用備蓄物資管理払出要領
- ・ 災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（滋賀県生活協同組合連合会）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（合同会社西友）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社平和堂）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（イオンリテール株式会社イオン近江八幡店）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（イオン株式会社東近畿カンパニー）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社近鉄百貨店草津店）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（ユニー株式会社）
- ・ 災害時における飲料の提供協力に関する協定書（コカ・コーラウェスト株式会社）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社ローソン）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）
- ・ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（富士産業株式会社）
- ・ 災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書（株式会社ファミリーマート）
- ・ 災害時における物流業務に関する協定書（一般社団法人全国物流ネットワーク協会）
- ・ 災害時における物資の保管等に関する協定書（滋賀県倉庫協会）
- ・ 災害時における物資等の輸送に関する協定書（一般社団法人滋賀県トラック協会）

## 第 16 節 廃棄物処理計画（循環社会推進課）

### 1 計画方針

地震発生地域においては、日常型廃棄物（地震発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な対策が必要である。

これらのごみ、し尿の処理処分等を迅速、適正に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保等を図るため、県本部は被災状況によっては近隣市町または県外の地方公共団体に対し応援要請を行う。

市町は、それぞれ所管の区域内における被災状況を想定し、廃棄物処理計画および作業計画を策定する。

### 2 ごみ処理計画

#### (1) 県本部

##### 排出量の推計

県本部は被害情報等に基づきごみの排出量の推計を行う。その際、非日常型廃棄物として排出されるごみとしては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋上塔等の破損落下物等を想定する。また、排出量については、家屋一戸あたり概ね 20 t とする。また、日常型廃棄物については平常時における排出量をもとに推計する。

##### 廃棄物処理体制の検討

県本部は収集した情報や想定されるごみの排出量等の考慮の上、次のアからウのうち、いずれかを行う。その判断を行うために平素から各市町より基本情報の報告を受けることとする。

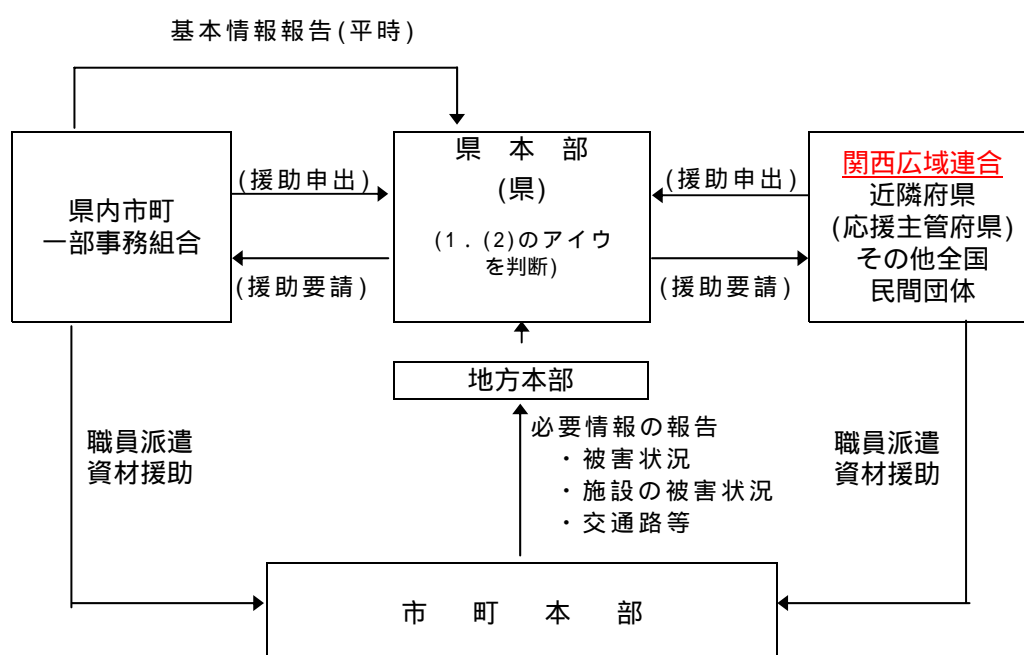
ア 被災市町本部において処理を行うよう当該市町本部に伝達する。

イ 県下の他の市町に援助要請を行う。

ウ 県下の民間団体に援助要請を行う。

エ 応援主管府県に援助要請を行う。

#### 【県の活動フロー】



(注 1) 市町単位の基本情報とは、(1) ア～ウのいずれを実施するかを判断するための県下の各市町の処理能力等の情報である。

(注2) 地震時の必要情報としては、「被害区域」「倒壊家屋等の数量」「廃棄物処理施設等の被害状況」「交通の状況」等の情報が考えられる。

(注3) 市町から地震時の必要情報の報告が入り次第、(1) ア～ウのいずれを実施するかについて迅速に判断を行い対策を図るものとする。なお、対応すべき事項としては、「要員の派遣」「資材の援助」等が考えられる。

## (2) 市町本部

### 被害情報の収集・伝達

市町本部は区域内で地震による被害が発生した場合には、被害状況、施設の被害状況等の必要情報の収集を行う。収集した情報は迅速に県本部に伝達するものとする。

### 一次保管場所の確保

地震時に備えて平素から指定された、環境保全に支障のない大規模休閉地（仮設置場）を一次保管場所として確保し、非日常型廃棄物および日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は出来る限り分別して積み置きすることとする。

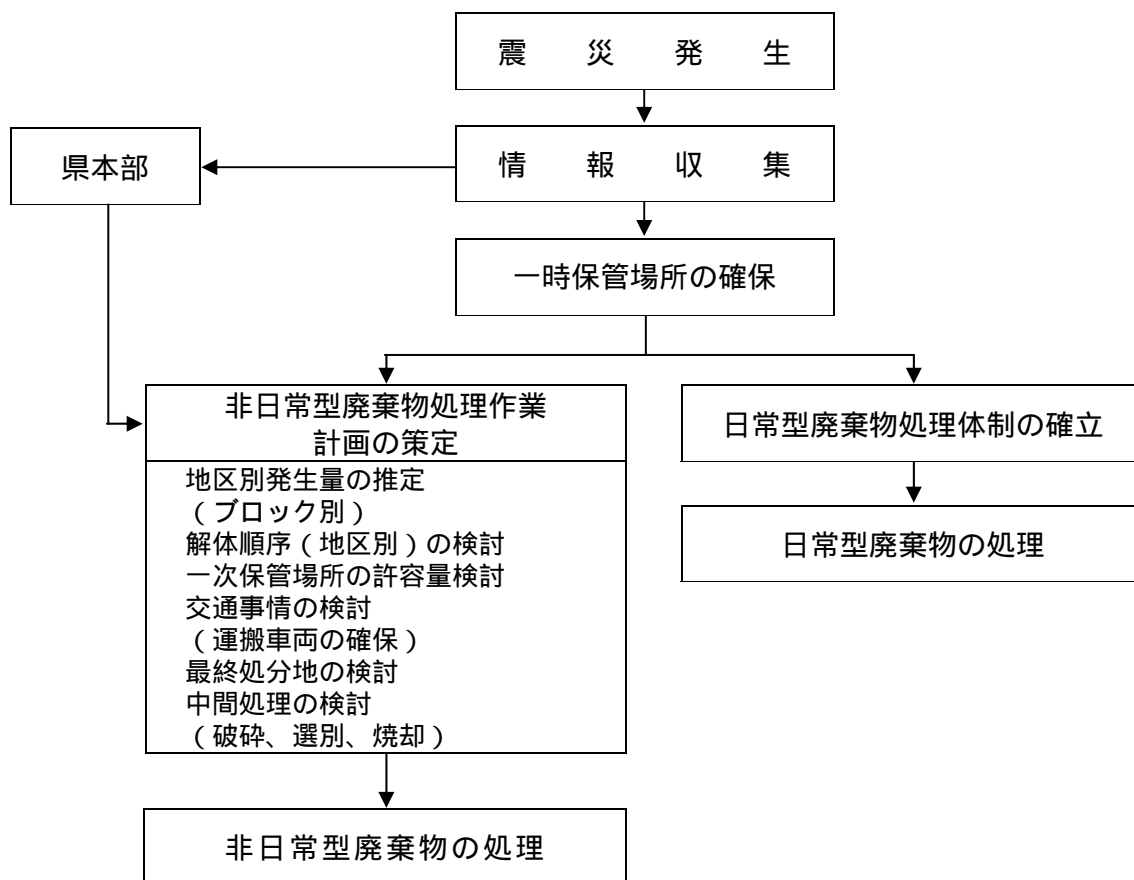
### 日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇上げ、または応援職員等による応援体制を確立し、その処理にあたる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

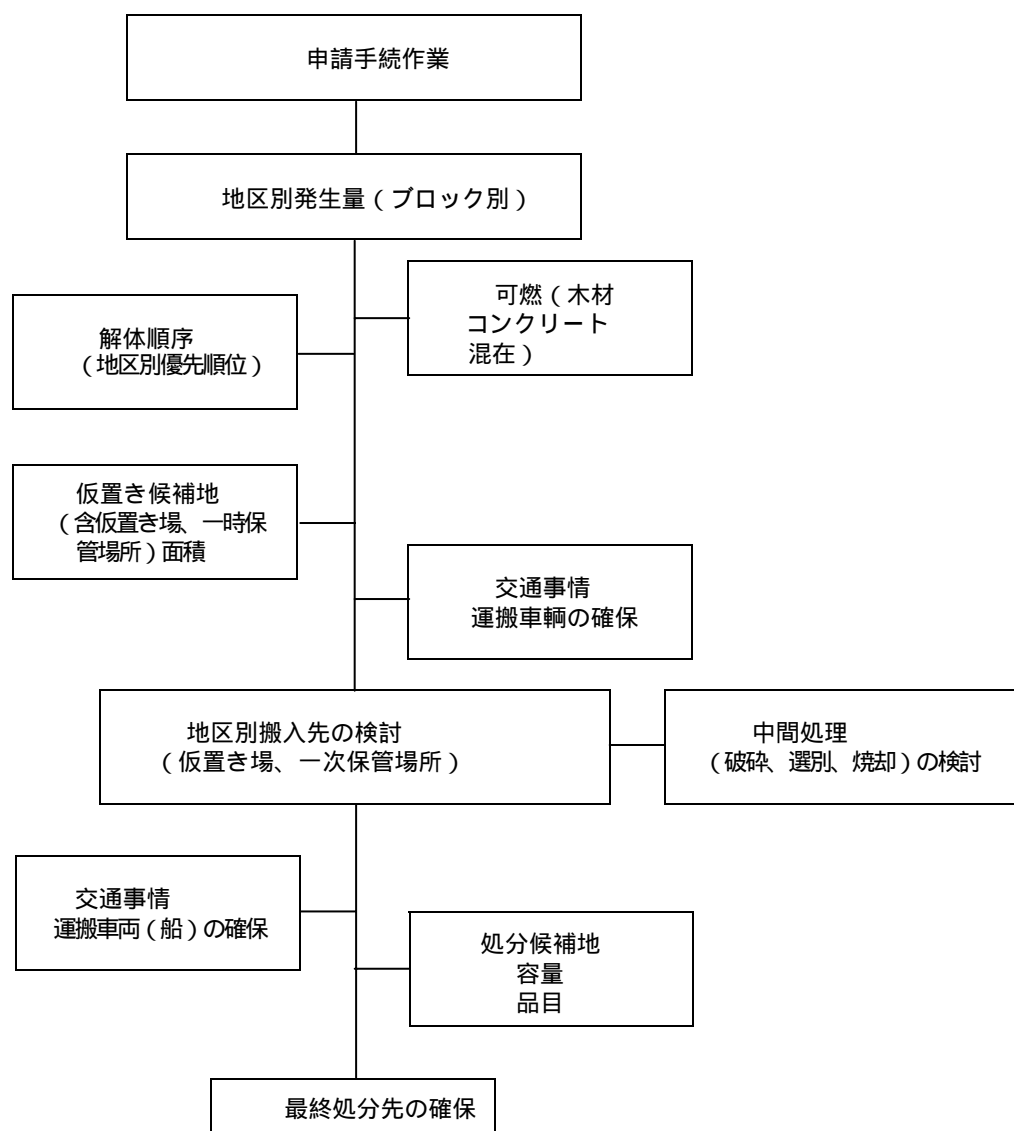
### 非日常型廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地および県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無などについても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

## 【市町の活動フロー】



## 【非日常型廃棄物処理作業計画フロー】



### 3 し尿処理計画

#### (1) 基本方針

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿および浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶により、トイレが使用できなくなることが想定されるために、仮設トイレを迅速に設置する。それらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

#### (2) 県本部

県本部は、市町本部からの要請に基づき、し尿処理活動に関する職員および機材の応援、一時的な処理の受入等について他市町、民間団体または関西広域連合、応援主管府県に対して応援要請を行う。

#### (3) 市町本部

市町本部は、被災地における防疫面から、不用となった便槽等に貯留されているし尿、汚泥等についても、早急に収集が行われるよう人員、器材等を確保する。

水洗トイレを使用している地域においては、上水道の途絶によってトイレが使用できなくなることが想定されるために、市町本部は、地域毎に必要な数の仮設トイレを設置する。そのため、平素から仮設トイレの備蓄に努めるほか、必要に応じて近隣市町等から借用でき

るよう県本部に援助の要請を行う。

被災地域の避難所には多数の被災者が避難することが想定されるために、市町本部は、迅速に仮設トイレを設置する。そのため、避難所に指定されている公共建築物には平素から必要数の仮設トイレを備蓄する。

また、仮設トイレ等のし尿の収集処理については、処理場への搬入に係る計画処理をくずさないよう努力し、収集運搬に支障をきたす場合には、県に応援要請を行う。

水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、平素から水の汲み置きを行う等を指導する。

近隣市町等からの応援作業は、被災市町の収集体制が可能になった状態から7日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

#### 4 廃棄物処理施設の確保および応急対策計画

廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、適正な維持管理および運営が困難となり、管内の廃棄物処理対策に支障を来すこととなるので、市町本部は平素から施設の管理を十分に行い、被害が生じた場合には迅速に応急復旧を図る。また、収集作業に影響が及び、管内処理施設に搬入できない場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動が行われるよう万全を期す。

---

#### 【参考編参照】

- ・ 災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書  
(滋賀県環境整備事業協同組合)
- ・ 災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書(湖北環境協同組合)

## 第 17 節 住宅対策計画（土木交通部）

### 1 計画方針

地震が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し二次災害の防止に努めることが必要である。

また、地震により住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅を**設置**・供与することは、被災者の生活の早期安定を図る上で極めて重要である。そのため、県本部または市町本部は応急仮設住宅の**設置**・供与に係る計画を確立し、それに基づいて応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の**設置**・供与にあたっては、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。

### 2 被災建築物・宅地応急危険度判定（住宅課、建築課）

大規模災害時には、被災家屋等による二次災害を防止するため、速やかに建物・宅地の被害状況を調査し、その倒壊・崩落等に関する危険度判定の実施が必要となる。

広範囲の被災状況調査を迅速かつ的確に行うため、「被災建築物応急危険度判定士」および「被災宅地危険度判定士」の養成を推進し、当該判定士をあらかじめ知事が認定登録して、危険度判定実施主体となる市町への派遣調整等の支援を実施する。

#### (1) 判定実施決定

市町は、管内の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

#### (2) 支援実施決定

前項の連絡を受けた県は、直ちに支援実施を決定し、支援本部を設置するとともに、登録した各危険度判定士、近隣府県、国土交通省等に対しこの旨を連絡する。

#### (3) 支援要請

市町の実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、各危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

#### (4) 支援実施

前項の支援要請を受けた県の支援本部は、複数の市町に対する支援計画を調整したうえで、各危険度判定士を各市町の実施本部へ派遣する等の必要な措置を行う。

県は、被災の規模等により、市町の実施本部の業務についての支援が必要であると認めるときは、職員の派遣等の措置を講じることができる。

#### (5) 判定業務

市町の実施本部は、各応急危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部のその実施状況を報告する。

#### (6) 他の都道府県に対する支援要請

県は、被災の規模等により必要があると認めるときは、近隣府県等に対し各危険度判定士の派遣を要請する。

### 3 応急仮設住宅の設置・供与（住宅課）

#### (1) 入居対象者

##### 入居対象者

地震により、住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

ア 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。



イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ウ 住宅を賃借し、または、購入するための資力がない。

災害救助法による応急仮設住宅に收容される者

災害により、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。

## (2) 入居者の選定

市町本部は、十分な調査を基として行い、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

県本部は、災害救助法が適用された場合、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は、必要に応じ市町本部に選定事務を委託することができる。

## (3) 応急仮設住宅の設置

県本部は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を設置する。市町本部は、県本部の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

### 応急仮設住宅の建設

市町は、あらかじめ2次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。

地震が発生した場合には、県本部は、社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人滋賀県建設業協会等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅を建設する場合は、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障害者に配慮した構造とするように努める。

また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上收容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を設置するように努める。

### 賃貸住宅等の借上げによる設置

地震が発生した場合には、の応急仮設住宅の建設のほか、公営住宅や民間賃貸住宅等を県が借上げ、住宅を失った被災者に提供することが有効である。

県本部は、県や市町等の公営住宅、また、災害時応援協定を締結している公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として提供する。

## (4) 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

県本部および市町本部は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

## (5) 規模、費用の限度、着工期間等

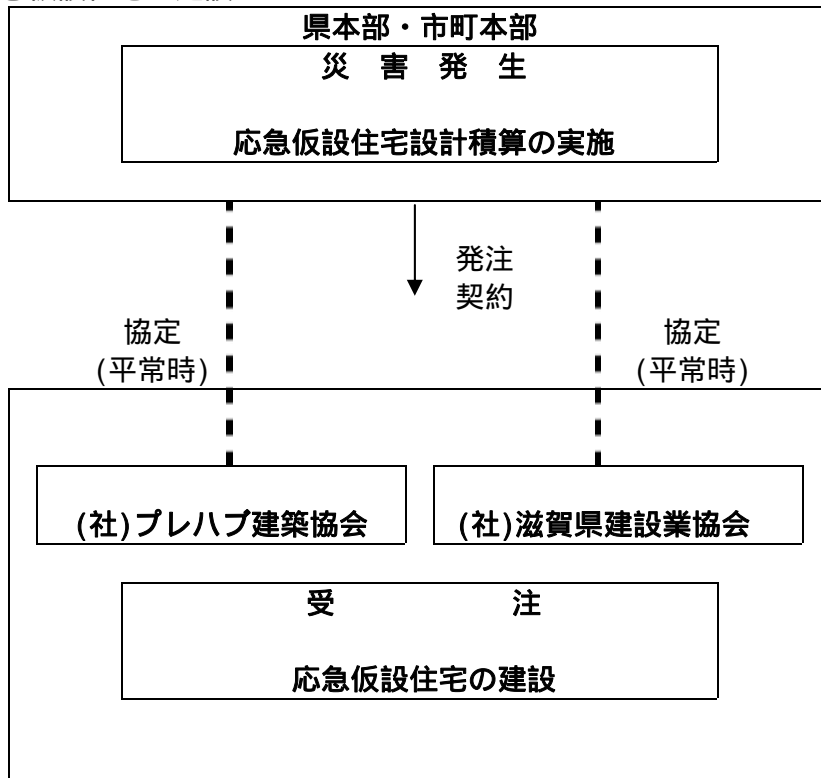
応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、着工期間等については、資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

## (6) 応急仮設住宅からの退去

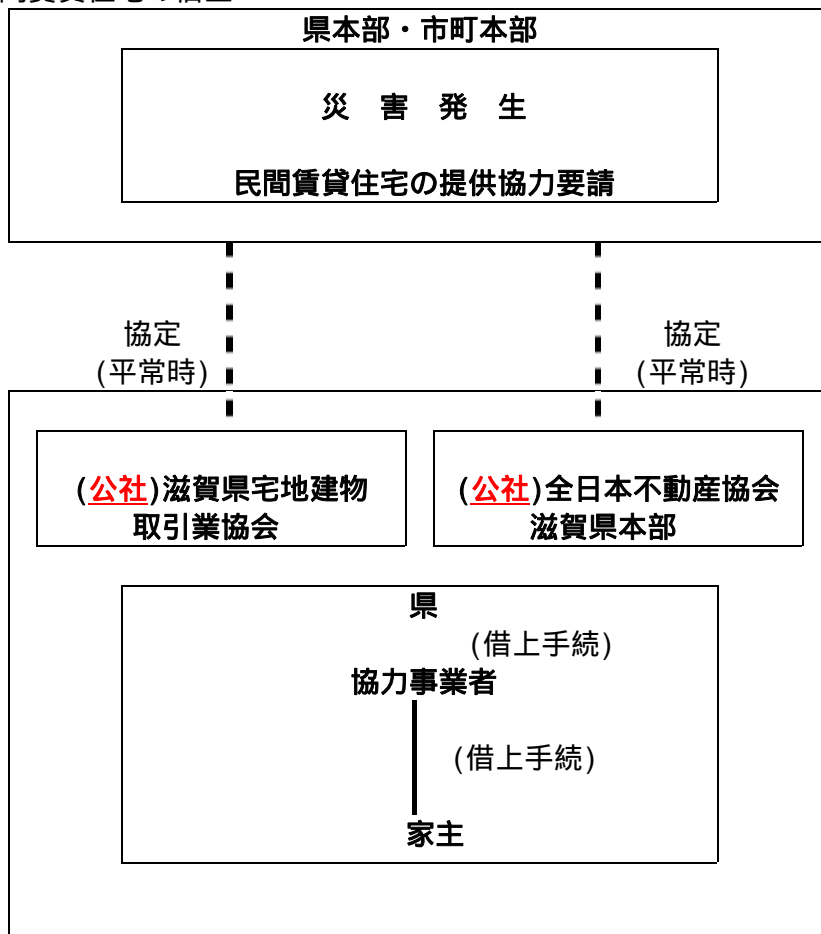
応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立に向けて住宅の斡旋等を積極的に行う。

【応急仮設住宅設置のフロー】

応急仮設住宅の建設



民間賃貸住宅の借上



#### 4 被災家屋の応急処理（住宅課）

##### (1) 応急修理対象者

地震のため住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者で応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の借り上げを含む。）を利用しない者。

##### (2) 応急処理

市町は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

県は、災害救助法が適用された場合、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、市町にその業務を委任することができる。

##### (3) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

---

#### 【参考編参照】

- ・ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（[社団法人](#)プレハブ建築協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（[一般社団法人](#)滋賀県建設業協会）
- ・ 災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定（[公益社団法人](#)全日本不動産協会滋賀県本部）（[公益社団法人](#)滋賀県宅地建物取引業協会）

## 第 18 節 電力・ガス施設応急対策計画(各機関)

### 1 計画方針

地震により電力、ガス施設に被害のあった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としてこの機能を維持する。

### 2 電力施設応急対策計画（関西電力株式会社）

#### (1) 基本方針

地震による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

#### (2) 応急対策

##### 対策要員の確保

ア 地震の突発性に即応できるよう、応急対策（工事）に従事可能な人員を、協力会社も含めて、把握しておく。

イ 地震時における組織的動員と連絡体制を確立するとともに、協力会社に応援を求める場合の連絡体制についても確立しておく。

ウ 対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

なお供給区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づきただちに所属する事業所に出動する。

エ 交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

##### 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想されまたは発生した時は応援の要請を行う。

##### 地震時における広報

ア 災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

( ) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

( ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

( ) 断線垂下している電線に絶対触らないこと。

( ) 浸水、雨漏り等により冠水した家屋配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

( ) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。

( ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

( ) その他の事故防止のため留意すべき事項。

イ 広報の方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

##### 地震時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、関西電力は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

#### (3) 復旧計画

##### 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

復旧用資材置場等の確保

地震時において、復旧用資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、下記に定める各施設の復旧順位によることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況、各設備の災害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

ア 水力発電設備

( ) 系統に影響の大きい発電所

( ) 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所

( ) 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になる恐れのある発電所

( ) その他の発電所

イ 送電設備

( ) 全回線送電不能の主要線路

( ) 全回線送電不能のその他の線路

( ) 一部回線送電不能の主要線路

( ) 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

( ) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所

( ) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所

( ) 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）

エ 配電設備

( ) 病院、交通・通信・報道機関、水道ガス、官公庁等の公共機関、避難所その他の重要施設への供給回線

( ) その他の回線

オ 通信設備

( ) 給電運用、監視制御および系統保護回線

( ) 非常災害対策用回線、電力復旧用仮回線

( ) 保安用回線

### 3 ガス施設災害応急対策計画（大津市企業局、大阪ガス株式会社）

#### (1) 基本方針

供給区域内で気象庁震度階5弱以上の地震が発生した場合およびガス施設に被害の発生もしくは発生が予想される場合、ただちに対策本部を設置し、ガス漏れによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

#### (2) 応急対策の内容

災害発生時には、「災害対策規程」等に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

情報の収集伝達および報告

ア 地震震度・気象予警報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

a 地震情報

供給区域内の主要地点に予め設置された地震計により地震情報を収集する。

b 気象情報

気象収集システム、河川、地域総合情報システム等により気象情報を収集する。

#### イ 通信連絡

- a 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。
- b 事業所間の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- c 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

#### ウ 被害状況の収集、報告

管内施設および顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先へ緊急連絡を行う。

##### 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機および非常招集に基づく動員を行う。また、迅速な参集を可能にするため自動呼出装置等を活用する。

震度5弱以上の地震発生した場合、本社および当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。

大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、災害を免れた事業者からの協力体制を活用する。

##### 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客および一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

##### 危険防止策

#### ア 地震災害対策

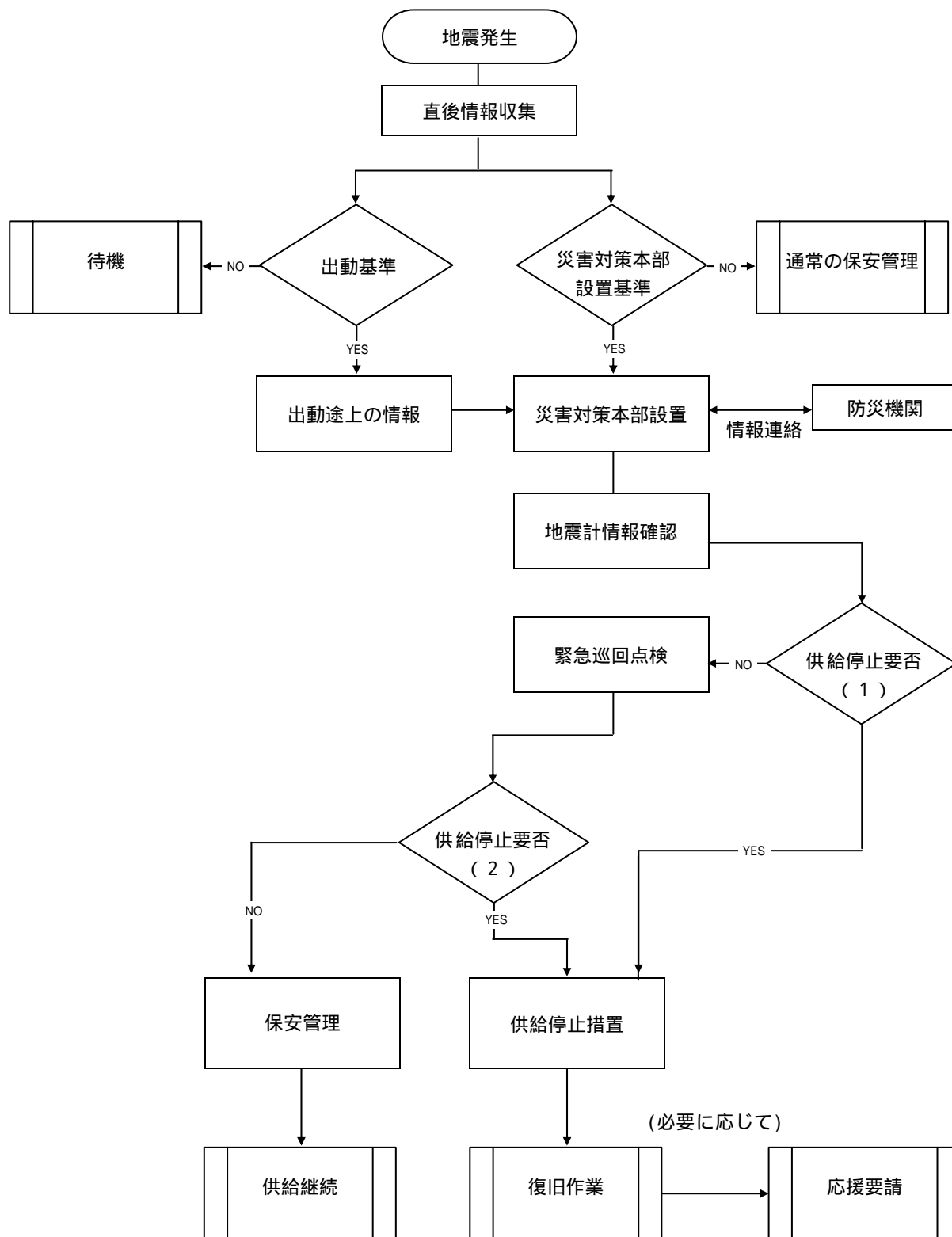
- a 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
- b 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報および巡回点検等により判明した被害情報から行う。
- c ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

##### 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い安全を確認した上で、ガス供給を再開する。

災害復旧計画の策定および実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

【ガス応急復旧の活動フロー】



(注) 震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策組織を編成し応急対策を実施する。出動基準は休日・夜間に供給区域内で気象庁震度階5弱以上の地震が発生した場合、直ちに指定された各対策本部に自動的に出動するものと定めている。

4 LPガス設備応急対策計画（一般社団法人滋賀県エルピーガス協会）

(1) 計画方針

地震発生時における被害の拡大を防止し、二次災害防止のための緊急措置（初期点検）およびLPガス供給先の応急措置と被害地住民への応急供給の円滑な対策に努める。

## (2) 計画の内容

地震発生時の対策については「滋賀県LPガス災害対策要綱」に基づき、大地震の発生の時には災害対策本部および現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

### 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 大地震等の災害が発生したとき、ならびに気象庁より震度5以上の地震発表があった場合は、災害対策本部および現地対策本部を設置し、緊急出動体制および災害規模に応じた特別出動体制を整備し、災害規模に応じた特別出動体制を整備する。

イ 連絡、通報の精度を高めるため、消防機関および関係機関相互の通信体制の確立を図るものとする。

### 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災状況を災害対策本部へ報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努めるものとする。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとるものとする。

### LPガス供給停止およびLPガス容器等の供給設備の撤去の判断基準

LPガス供給停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断して、ガス爆発防止または消火活動上緊急にガス供給を停止およびLPガス容器等の供給設備の撤去する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断およびLPガス容器ならびに供給設備の撤去を行うものとする。

ア．火災が延焼拡大中であること。

イ．震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があること。

ウ．漏洩箇所が不明で広範囲にわたってガス臭があるとき。

また、LPガスによる二次災害を防止するため、震度5以上でマイコンメーターによりガスの遮断を行う。

### LPガス供給の停止後の措置

LPガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、LPガス使用者に周知徹底を図るものとする。

### LPガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講じるとともに、LPガス使用者に供給再開の旨を周知した後にガス供給再開を行うものとする。なお、この場合消防機関と協議するものとする。

### 現場活動の調整

現地対策本部長は本部および防災関係機関との協議を迅速にかつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。

### 警戒区域の設定

災害警戒区域（原則としてガス漏れ場所から100メートルの範囲）および爆発危険区域の設定は消防機関が行うものとする。

### 広報活動

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときはガスの使用者および一般県民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

### 応急復旧対策

LPガス供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、LPガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、災害復旧計画の策定および実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧を総合的に判断して、これを実施するものとする。

### 避難措置等の指示および解除

市町長および警察等は、必要に応じ「第14節 避難計画」に従って避難勧告を行うものとする。

### 避難所等へのLPガス支援業務



地震発生時に避難所等が設置された場合、炊き出しや給湯および暖房用等に供するため、LPガスの供給と保安業務を支援するものとする。

## 第 19 節 上水道施設および下水道施設応急対策計画 (琵琶湖環境部、健康福祉部、企業庁)

### 1 計画方針

地震により被害を受けた水道施設・下水道施設については、速やかに復旧して飲料水の確保および下水の処理を図る。

### 2 上水道施設応急対策計画（生活衛生課、企業庁）

#### (1) 基本方針

水道事業体は、単独で速やかに水道施設の応急復旧ができない場合、隣接水道事業体、または県本部に速やかに応援を要請するものとする。

県本部は水道事業体から応援の要請を受けた場合、速やかに応援主管府県または国等へ応援要請を行うものとする。

#### (2) 事前対策

水道事業体は被害想定をもとに、既存施設等の耐震化対策を推進するとともに、被災時において、復旧が円滑に行えるよう、復旧に必要な資材を近隣水道事業体と調整を図り備蓄する。

水道事業体は関係事業者および他の水道事業体等と事前に協議調整（相互応援体制の整備等）し、被災時における行動指針の策定や体制の整備に努める。

水道事業体は水道管路図等の整備を行うとともに、分散保管を行うよう努めるものとする。

#### (3) 応急復旧対策

水道事業体は、被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後病院、避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

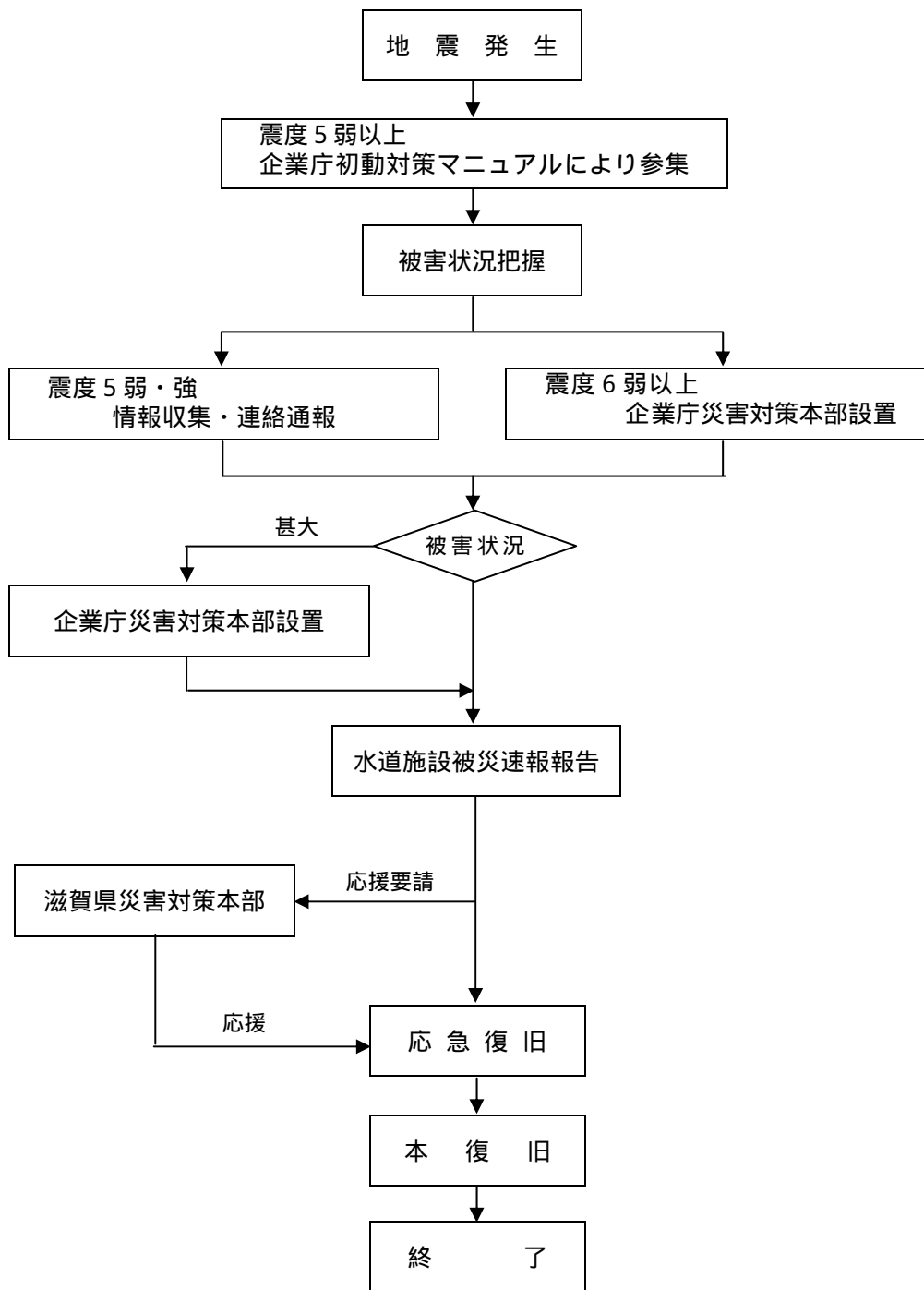
水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

水道事業体は管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について下水道管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を取る。

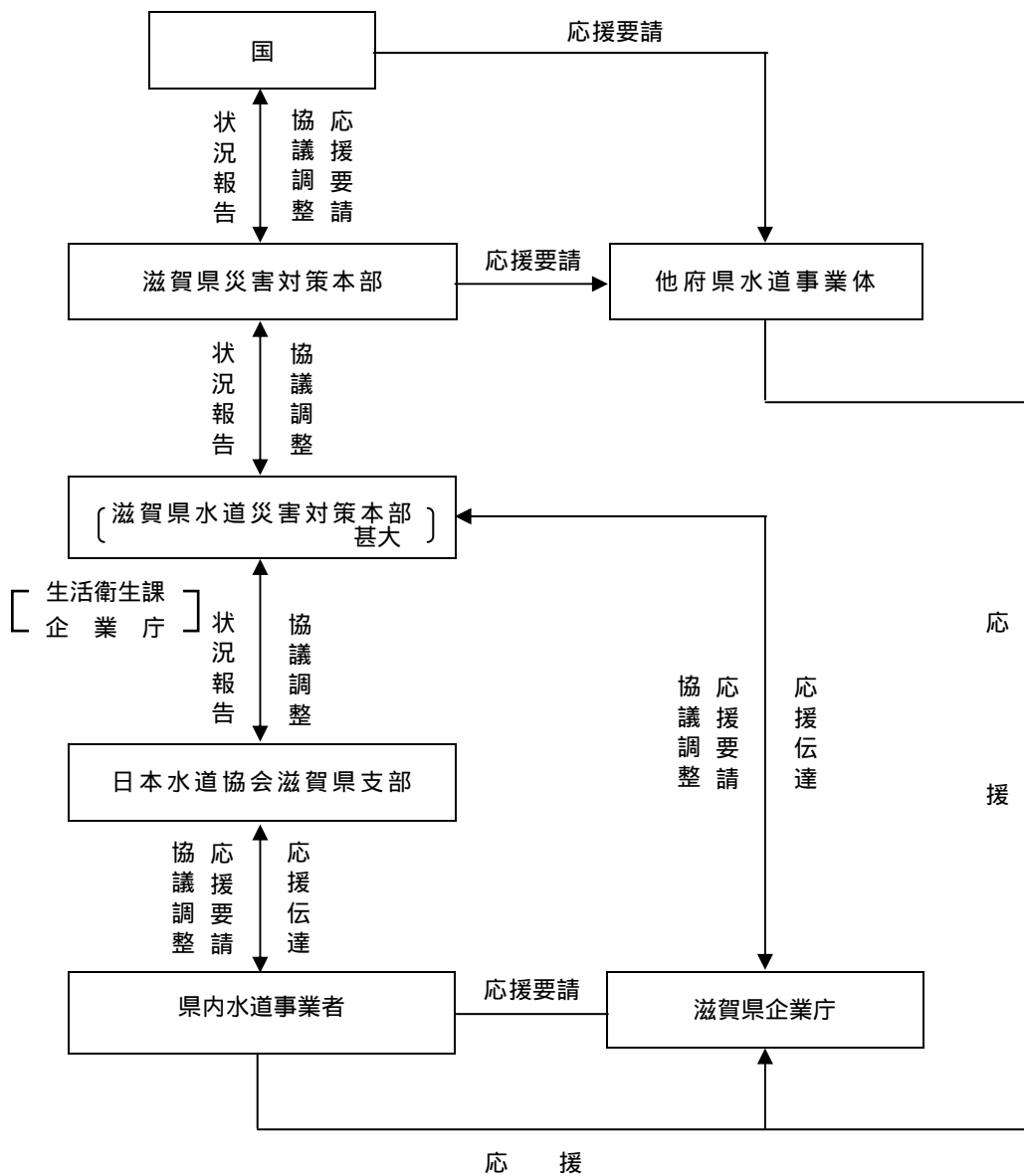
水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

また、企業庁は滋賀県企業庁災害対策要綱および滋賀県企業庁地震対策要領に基づき応急復旧を行うとともに、他事業体の復旧にも協力する。

【企業庁応急復旧対策フロー】



(4) 災害時の組織・連絡体制(相互応援体制)



### 3 下水道施設応急対策計画（下水道課）

#### (1) 基本方針

下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、県民の生活に与える影響が大きい。このため、地震をはじめとする災害に対応できるよう、滋賀県流域下水道災害等対策要綱、業務継続計画（震災編）等を定め、関係機関との連絡調整を図りつつ、施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、速やかな復旧を行うものとする。

#### (2) 応急対策のための計画等

##### 滋賀県流域下水道災害等対策要綱

県が管理する流域下水道施設および市町が管理する公共下水道施設に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集、伝達および報告ならびに応急対策の基本について定める。

##### 業務継続計画（BCP）

下水道課および各処理区において、被災直後から、緊急点検、緊急調査、緊急措置を行いつつ、概ね1ヶ月で暫定機能を回復するために必要な事項等を定めた業務継続計画を策定するとともに定期的な見直しを行う。

##### 滋賀県下水道災害対策本部設置要領

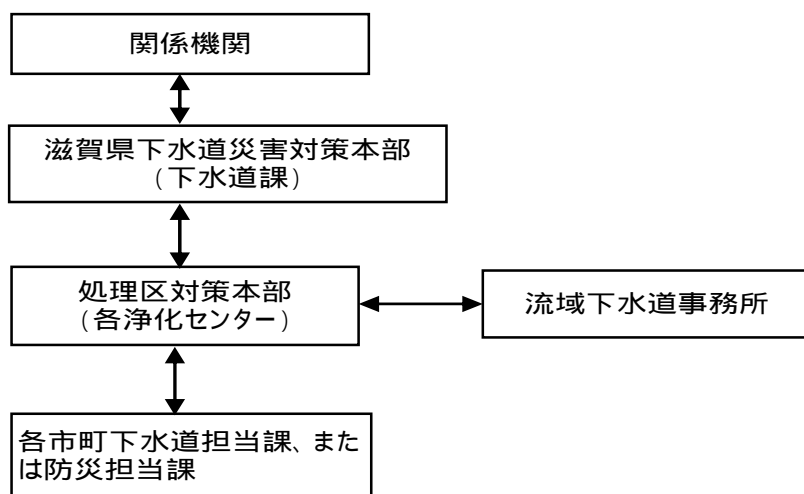
被災した場合の対策を実施する対策本部の設置、構成、業務、連絡調整等について定める。

##### 滋賀県下水道震災対策マニュアル

業務継続計画において定める非常時対応計画の詳細な行動計画等を定める。

(3) 震災時の組織・連絡体制

【下水道応急対策の活動体制】



(4) 関係機関との連絡協力体制

被災時に対策を行う必要がある場合は、下水道課に設置される滋賀県下水道災害対策本部と各浄化センターに設置される処理区対策本部が連携して対応するが、前者の連絡調整については、滋賀県下水道災害対策本部設置要領に、後者については処理区業務継続計画において定める。

(5) 緊急調査・点検と緊急措置

各処理区で定める業務継続計画における非常時対応計画において、被災直後から応急復旧までの概ね1ヶ月の手順を定め、滋賀県下水道震災対策マニュアルでその行動の詳細を定める。

(6) 本復旧

本復旧にあたっては、下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）に基づき、復旧水準や復旧方法を総合的に検討して行う。

=====

【参考編参照】

- ・ 災害時における水道施設の応急復旧の応援協定書  
（滋賀県管工事業協同組合連合会）

## 第20節 危険物施設等応急対策計画

(県知事直轄組織、琵琶湖環境部、健康福祉部、県警察、各機関)

### 1 計画方針

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設、放射線施設等は、地震時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者、および周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

### 2 危険物施設応急対策計画（防災危機管理局）

#### (1) 基本方針

関係事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、県本部、市町本部、消防本部および消防署の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講ずる。

#### (2) 応急対策

関係機関は連携して地震時に次の措置をとる。

危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業および移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止
危険物の移送運搬の中止および車両の転倒防止と出火漏洩の防止
初期消火要領の徹底ならびに混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

### 3 火薬および高圧ガス貯蔵施設応急対策計画（防災危機管理局）

#### (1) 基本方針

火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設において、地震による火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

#### (2) 火薬類貯蔵施設等応急対策

火薬類貯蔵・製造施設等損傷の有無

保安責任者等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視により確認し、次のような応急措置を行う。

ア 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

イ 異常有りの場合には、保安責任者等は次の自主防災活動を行う。

・ 爆発、誘爆の回避措置	・ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
・ 危険区域、立入禁止区域の設定	・ 付近住民等への危険周知および避難誘導
・ 盗難防止措置	・ 警察、消防等への通報

#### (3) 高圧ガス貯蔵施設等応急対策

高圧ガス貯蔵、製造、消費設備等損傷の有無（保安施設を含む）

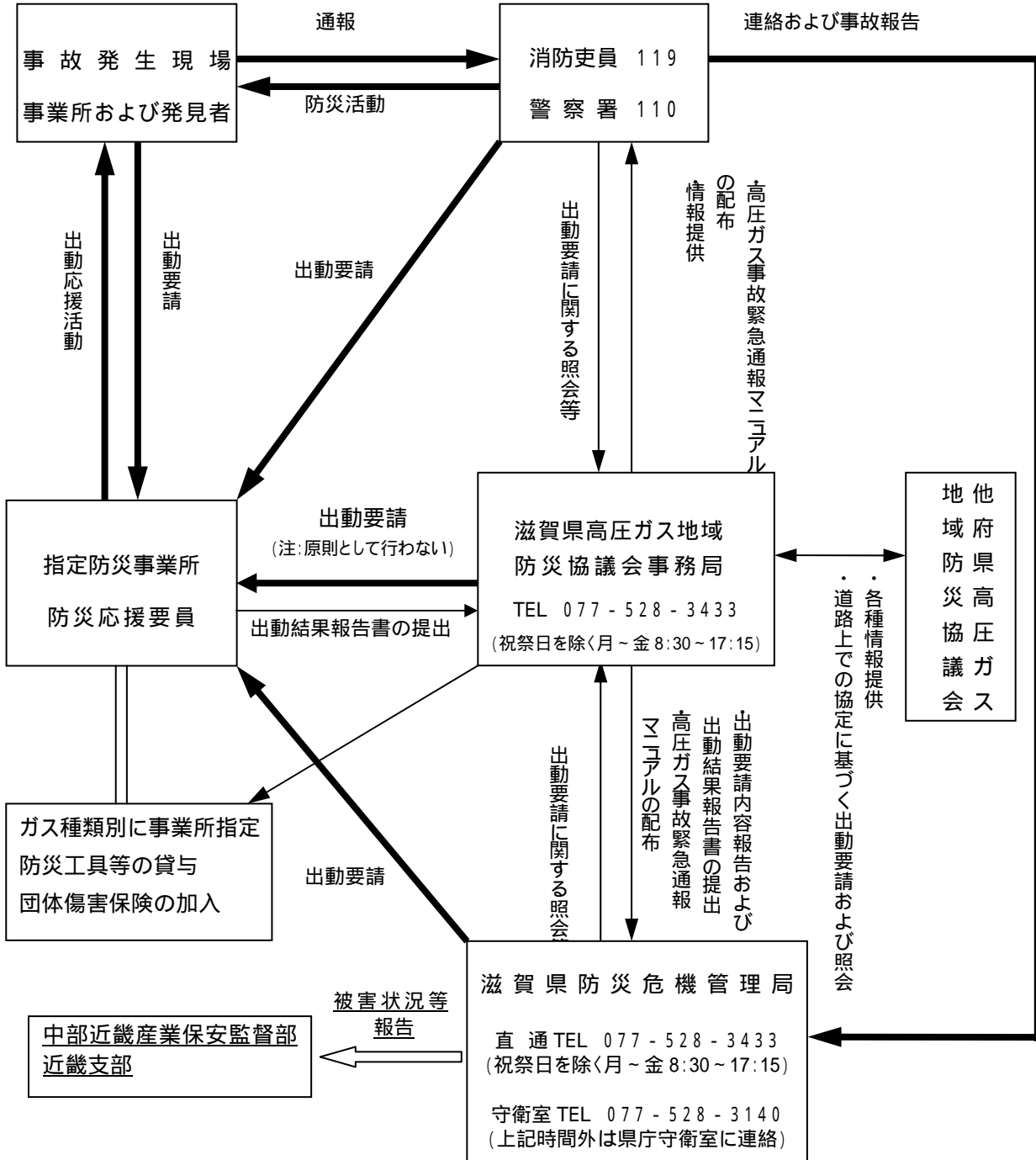
保安係員等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視およびガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を行う。

ア 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

イ 異常有りの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス遮断等緊急措置</li> <li>・ 危険区域、立入禁止区域の設定</li> <li>・ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、県高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報および応援要請</li> <li>・ 付近住民等への危険周知および避難誘導</li> </ul> |
|--|---|

【高圧ガス事故発生時応援活動フローシート】



< 注意事項 >

高圧ガスに関する事故が発生した場合、各指定防災事業所への出動要請および緊急連絡は、発災者、消防署、警察署、行政等から入ることになっています。

滋賀県高圧ガス地域防災協議会は、上記機関等から依頼がない限り、原則として出動要請は行いません。



4 毒物劇物貯蔵施設応急対策計画（医務薬務課）

(1) 基本方針

地震の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。

(2) 応急対策

毒物劇物貯蔵施設の管理者は次の措置をとる。

中毒防止方法の広報活動
毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業（周辺住民の人命安全のため）
毒物劇物の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼす恐れが生じた場合、当該市町長に通報
保健所等防災関係機関への連絡
貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）

5 毒物劇物、危険物等流出応急対策計画（防災危機管理局、医務薬務課、環境政策課）

(1) 基本方針

船舶および陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に被害の拡大を防止し、二次災害の防除に努める。

(2) 応急対策

当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者および通報受理者は、速やかに市町本部または消防機関等に通報連絡する。

当該事故が発生した場合、当該事故にかかる事業者等は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア 続く毒物劇物、危険物等の流出を防止するとともに、拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、網および木材等応急資材等を張る。

イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸い上げまたはくみ取るとともに、必要に応じ化学処理剤により処理する。

ウ 流出した毒物劇物、危険物等について発生する毒性ガス、可燃性ガスの検知および火災の発生防止に必要な措置を講ずる。

当該事故にかかる事業者等による事故処理が困難な場合は、防災関係機関、専門的な知識を有する者、資機材を保有する事業者、船舶関係者等が、相互に連携して、人員および設備、資機材等に関して防除対策が的確に実施できるよう協力体制を確立するとともに、必要に応じて総合的な防除対策を推進する組織を整備するものとする。

市町長および警察署長等は、災害の拡大防止を図るため、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。また、飲料水汚染の可能性がある場合には水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

6 放射性物質取扱施設応急対策計画（防災危機管理局、医務薬務課）

(1) 放射性物質取扱施設災害対策

放射性物質（放射線発生装置を含む）取扱事業者は、施設において放射線障害が発生した場合、またはそのおそれがある場合は、次の緊急措置を実施する。

ア 国（文部科学省）、警察、市町（消防）へ通報・届出

医療機関にあっては県（保健所）、警察、市町（消防）、関係機関へ通報

イ 放射線量の測定

ウ 危険区域の設定、立入禁止措置の実施

エ 被ばく者等の救出救助

オ 消火または延焼の防止

カ 放射性同位元素による汚染拡大の防止および除去

キ その他災害の状況に応じた必要な措置

市町（消防）は、前項の通報を受けたときは関係市町および県に連絡し、放射性物質取扱事業者に対し、災害防止のための措置を取るよう指示し、または自らその措置を講じ必要があるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

県警察は、市町が行う警戒区域の設定に伴う、交通規制を実施することとし、消防等防災関係機関等共同して救出救助その他応急の措置、住民の避難誘導、広報活動を実施する。また、放射性物質取扱施設災害に従事する者については被ばく管理を徹底するものとする。

県は、関係機関との連携を密にして情報収集を行うとともに、必要により放送機関に対し、事故および応急対策の状況、県民のとるべき措置や注意事項に関する放送を要請する。

## 7 危険物等移動搬出計画（防災危機管理局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局、JR各社）

### (1) 基本方針

地震による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者および危険物等を搬送する者はそれぞれ必要な措置を講ずる。

### (2) 応急対策

県警察、消防機関

ア 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材等を必要により整備充実させ、効果的な活動を推進する。

イ 移動可能なものは、周囲の状況により、安全な場所へ移動させる。

指定地方行政機関等

ア 中部近畿産業保安監督部近畿支部

災害の発生および拡大を防止するため、一般高圧ガスおよび液化石油ガスを搬送する者に対し、移動の制限または一時禁止等の緊急命令の措置を構ずる。

イ 近畿運輸局

危険物を移送・運搬する業者に対し、災害時の連絡、応急措置等の指導および訓練の実施を指導する。

ウ JR各社

( )基本方針

危険物輸送に関し、火災、漏えい等の事故が発生した場合は、拡大、併発事故を防止するための諸体制の確立に努める。

( )応急措置

JR各社内における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）にしたがい、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関に通報する。

## 8 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画（生活衛生課）

### (1) 基本方針

災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条別表に掲げる動物））による人への危害を防止するための措置を講ずる必要がある。

また、災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。

### (2) 応急対策

特定動物の逸走対策

県（生活衛生課および動物保護管理センター）は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。

ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、現地へ出動する。

イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、各市町に広報協力を依頼する。

ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。

被災地域における動物の保護

県は、飼い主不明または負傷した犬およびねこの保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。

また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。

### (3) 避難所における動物の適正な飼養

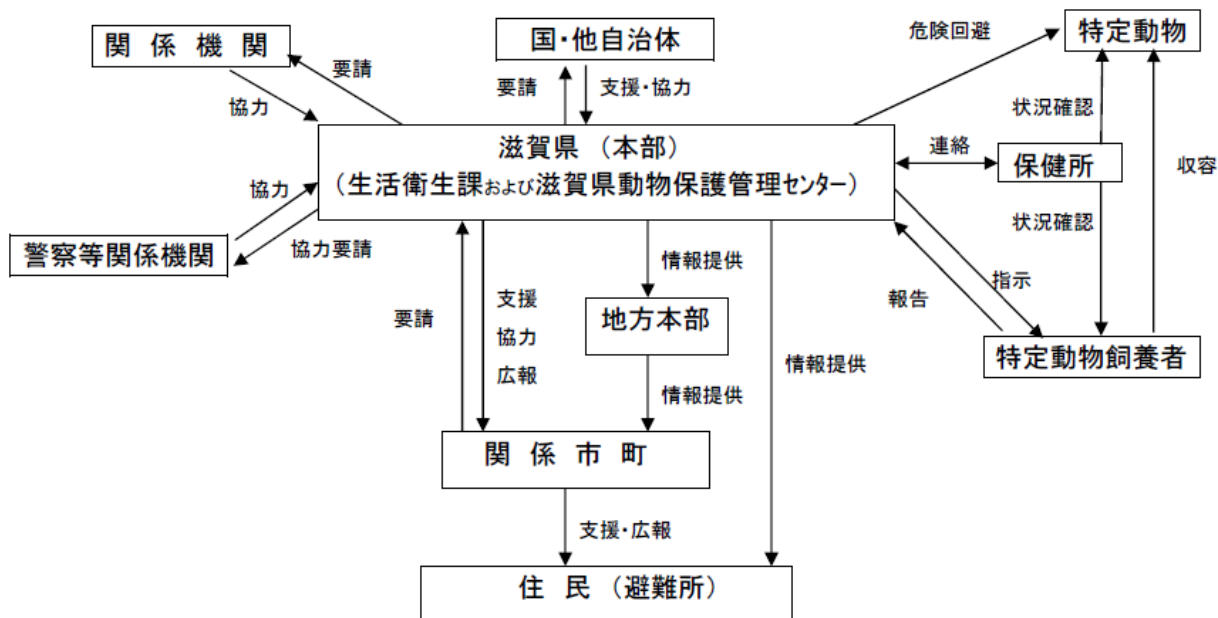
県は、避難所を設置する市町から要請があった場合は、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力をを行うとともに、次のことを実施する。

ア 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。

イ 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。

ウ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。

【特定動物による危害防止および動物救護対策活動フロー図】



## 第 21 節 建造物等応急対策計画

(県知事直轄組織、総務部、土木交通部、教育委員会、**県警察** 等)

### 1 計画方針

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能および一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、社会公共施設は、地震発生後における医療、給食、防疫等県民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

### 2 社会公共施設応急対策計画（各施設管理者、住宅課、建築課）

#### (1) 基本方針

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

#### (2) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。

また、地震時の出火およびパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

地震時における混乱の防止措置を講ずる。

緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講ずる。

避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

#### (3) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生の恐れがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告するものとする。

#### (4) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、県本部（住宅班、建築班）は必要に応じ国および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、施設の継続使用の可否を判定する。

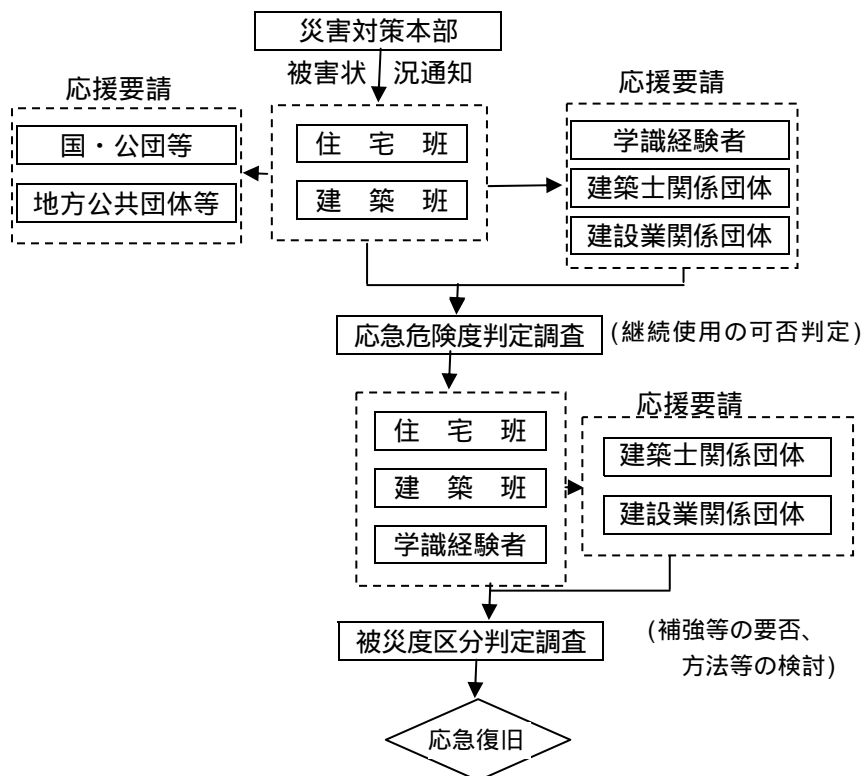
被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

#### (5) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

【社会公共施設等の応急復旧フロー】



3 一般建築物応急対策計画（住宅課、建築課）

(1) 被害状況調査

地震時には、2次災害を防止するため第2の4に準じて被害状況調査を行う。

4 高層建築物応急対策計画（防災危機管理局）

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物「消防法第8条の2」。）は、各テナントの強力な連携を保つため、共同防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

(1) 発生時におけるパニックの防止措置

(2) 出火防止および初期消火活動

(3) 人命の救護

(4) 安全な避難誘導措置

(5) 防火機関や地域防災団体との連絡ならびに災害に関する情報収集および伝達

5 県庁舎等の応急修理計画（総務課、**県警察**、他各施設管理者）

(1) 災害応急対策計画

県内で地震が発生した場合には次の措置を行う。

ア 被害状況の把握

県庁舎等の各施設管理者は速やかに被害状況を調査する。

イ 修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、総務部と協議の上修理を行うものとする。

なお、必要に応じて土木交通部は協力するものとする。

県内で震度5弱の地震が発生した場合には次の措置を行う。

ア 被害状況の把握

県庁舎等の施設管理者は速やかに被害状況を調査し、災害警戒本部へ報告するものとする。

イ 修理の対応

と同様の対応を行う。

県内で震度6弱の地震が発生した場合には次の措置を行う。

ア 被害状況の把握

県庁舎等の施設管理者は速やかに被害状況を調査し、県本部へ報告するものとする。

イ 修理の対応

と同様の対応を行う。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

と同様の措置を行う。

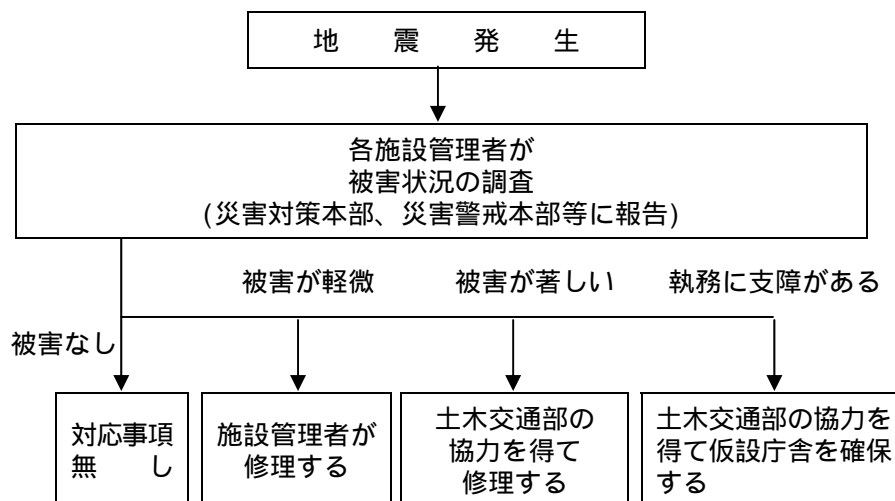
【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

と同様の措置を行う他、次の措置を行う。

ア 仮設庁舎の設置

県庁舎等に著しく執務に支障が出る被害が生じた場合は、行政事務の執行等を考慮し、各施設管理者は必要に応じて仮設庁舎を確保するものとする。

【県庁舎等の応急修理のフロー】



(注) 県内で地震が発生した場合には、各施設管理者が被害状況の調査を行い、その結果を県本部に報告する。被害の軽微な場合は各施設管理者は自らの力で修理を行い、被害の著しい場合は、土木交通部の協力を得て修理を行うと共に執務に支障がある場合には、仮設庁舎の確保を行う。

6 文化財の保護計画（文化財保護課）

(1) 文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、ただちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市町本部（教育委員会）に報告する。市町本部（教育委員会）は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）へ、国指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）を經由して文化庁へ報告しなければならない。

(2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

【参考編参照】

- ・ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（社団法人プレハブ建築協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県建設業協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県電業協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県電気工事工業組合）

## 第 22 節 河川管理施設等応急対策計画 (県土木交通部、農政水産部、近畿地方整備局、水資源機構)

### 1 計画方針

地震により河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

### 2 河川管理施設および砂防設備応急対策計画（琵琶湖河川事務所、流域政策局、砂防課、水資源機構）

#### (1) 基本方針

地震による被害および出水による二次災害を防止するため、市町、消防機関等の水防活動が円滑に十分に行われるよう体制を確保するとともに、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

#### (2) 応急対策

次の水防活動を行う。

水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
河川管理施設および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視
水門もしくは、閘門に対する遅滞のない操作
水防に必要な器具、資材および設備の確保
市町における相互の協力および応援体制の確立
被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧
市町の応急対策に対する技術的な援助

#### (3) 復旧計画

地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともにこれに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。

被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

### 3 港湾施設応急対策計画（流域政策局、水産課）

#### (1) 基本方針

地震により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾（漁港）施設が被害を受けたとき、またはその恐れがあるときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。その際、生活救援物資等の緊急輸送に湖上輸送を活用するために緊急輸送ネットワーク上必要とされる施設を優先的に復旧する。

#### (2) 応急対策

##### 港湾

港湾管理者（土木事務所）は、災害の発生を知ったときは、直接または船会社の協力を得て港内を点検し、必要な場合、関係機関の協力を得て応急措置を講ずる。

##### 漁港

県本部（水産班）は、地震が発生した場合、当該漁港管理者等の報告による被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的指導を行う。

(3) 復旧計画

地震により港湾施設（漁港）が被害を受けた場合において、各施設管理者は被害状況を調査し復旧する。特に公共の安全確保や輸送拠点として緊急に復旧を必要とするものについては、速やかに復旧する。

港湾（漁港）施設の被害のうち、特に公共の安全を確保の上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

係留施設の破損で、船舶の係留または荷役に重大な支障を与えているもの。

臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、または著しく困難であるもの。

水域施設の埋塞で、船舶の航行または停泊に重大な支障を与えているもの。

外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

4 ダム施設応急対策計画（流域政策局）

(1) 基本方針

ダム近傍指定観測点において気象庁震度階4以上の地震が発生した場合、またはダムの堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上である場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認められた場合は応急措置を行い、ダムの安全を確保する。（注1）（注2）

（注1） ダム近傍指定観測点において、気象庁震度階が4、かつダム堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal未満の場合、翌開庁日に平常時の点検とあわせて、1次点検等を実施することができる。

（注2） 余呉湖については、ダム堤体底部に設置した地震計を、川並ゲートに設置した地震計と読みかえるものとする。

(2) 臨時点検

震度4以上の地震が発生した場合は臨時点検を行い、所要の事項を電話等により速報する。

一次点検（地震発生直後）

堤体および取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備およびその他の目視による外観点検を行う。

二次点検（一次点検終了後）

震度5弱以上の場合、または一次点検で変状がある場合には、一次点検に引き続き詳細な外観点検と、漏水量、変位量等の計測項目および放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

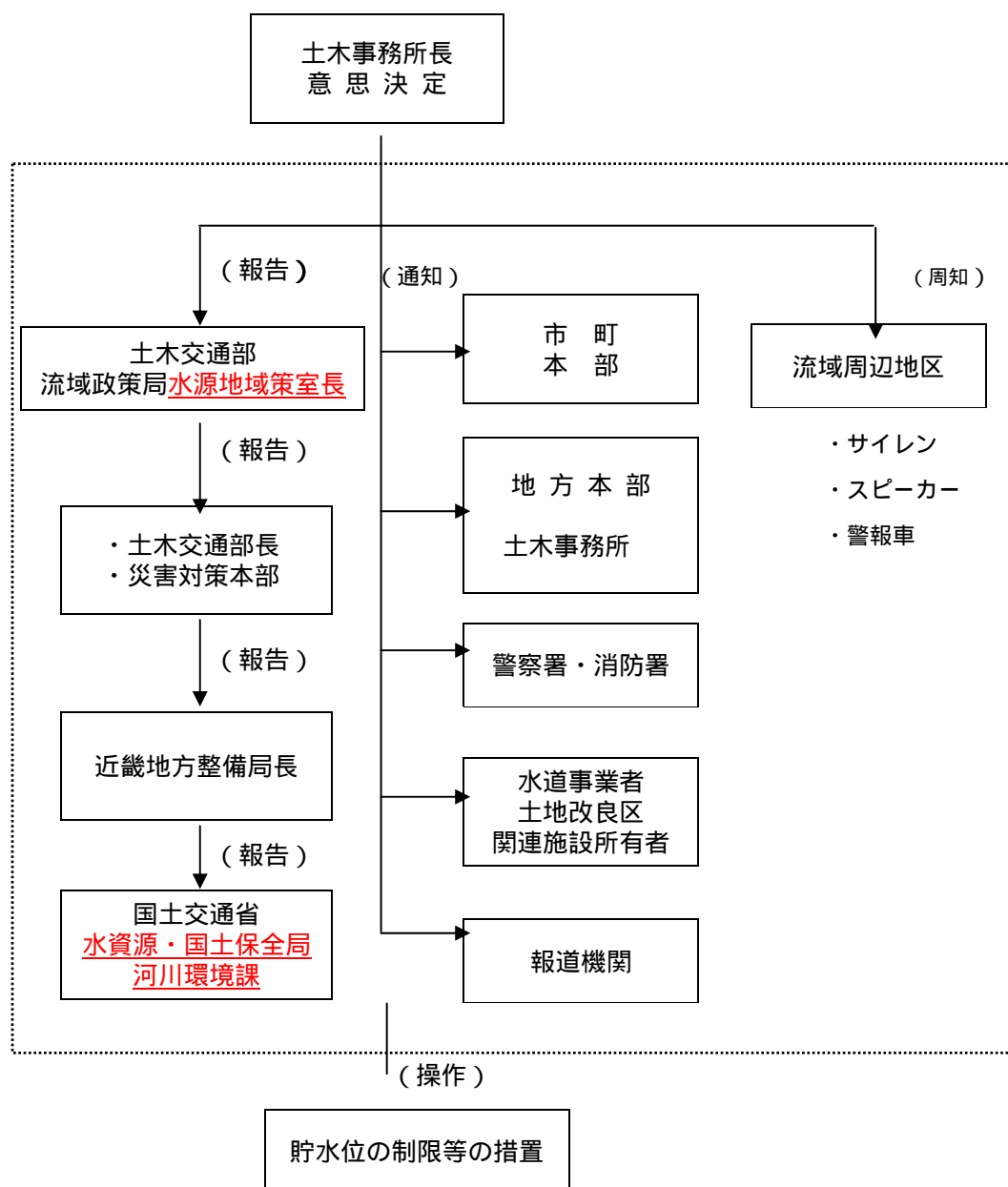
(3) 応急対策

臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水位の制限等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関および一般住民への連絡・通報は各ダムの操作規則により行う。



【治水関連ダム施設連絡通報フロー】



【参考編参照】

- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県建設業協会）
- ・ 災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書  
（一般社団法人滋賀県測量設計技術協会）

## 第 23 節 地すべり危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策計画（森林保全課、農村振興課、砂防課）

### 1 計画方針

地震により、地すべり地においては地すべりが誘発、助長され、急傾斜地にあっては崩壊崩落が発生することが想定されるため、被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の復旧に努める。

### 2 応急対策計画

#### (1) 基本方針

県本部は、地震による被害を軽減するため、市町本部、消防機関等の応急活動が円滑に十分行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに各関係機関と協力し、被害個所の早期応急復旧を図る。

被害状況の巡視

市町における相互協力および応援体制

施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は施設の応急復旧に努める。

#### (2) 応急対策

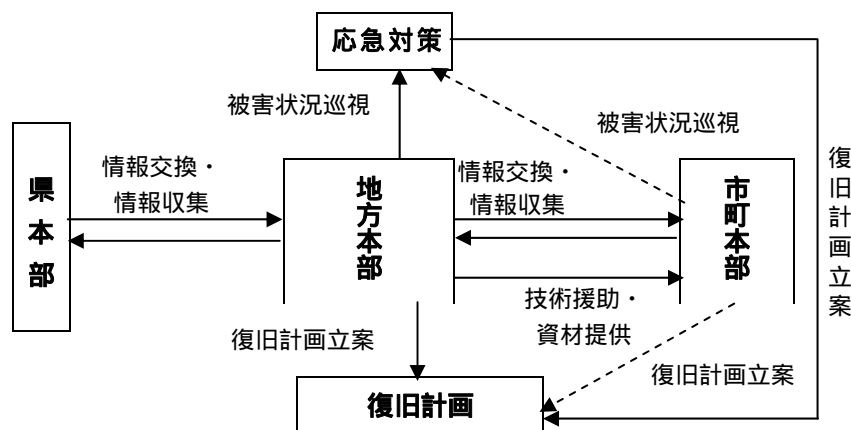
県本部は、情報の連絡、交換を図り、市町本部の応急対策が十分に行われるよう技術的な援助を行う等調整に当たる。また、施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、施設の管理者は被害の状況に応じた応援復旧を行う。

#### (3) 復旧計画

地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。

地震により被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。また、速やかに復旧計画を立てるとともに、被害状況に応じた復旧に努めるものとする。

### 【地すべり危険箇所および急傾斜地危険箇所に対する応急対策の活動フロー】



### 【参考編参照】

- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（[一般社団法人滋賀県建設業協会](#)）
- ・ [災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書](#)  
（[一般社団法人滋賀県測量設計技術協会](#)）

## 第 24 節 農林水産業施設等応急対策計画 ( 琵琶湖環境部、農政水産部、近畿農政局、近畿中国森林管理局 )

### 1 計画方針

農林水産業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

### 2 農業用施設応急対策計画

#### (1) 基本方針

被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行、農業用水の飲料水、消火水としての利用に協力するものとする。

#### (2) 応急対策

対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また危険度の程度により災害対策本部へ支援の要請を行うものとする。

ア 被害情報伝達対象農業用施設は、県、市町、土地改良区等が管理している次表に掲げる施設とする。

#### [被害情報伝達対象農業用施設]

対象施設	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用ダム</li> <li>・ 農業用ため池</li> <li>・ 揚排水機場とその附帯施設</li> <li>・ 頭首工</li> </ul>	犬上川、野洲川、芹川、大原貯水池、奥山、永源寺、蔵王地域防災計画に記載のもの

#### イ 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

#### ウ 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策に当たるものとする。

農業用ダムについては、当該施設管理者は第 22 節 4 「ダム施設応急対策計画」に準じて地震用臨時点検を行い報告するものとする。

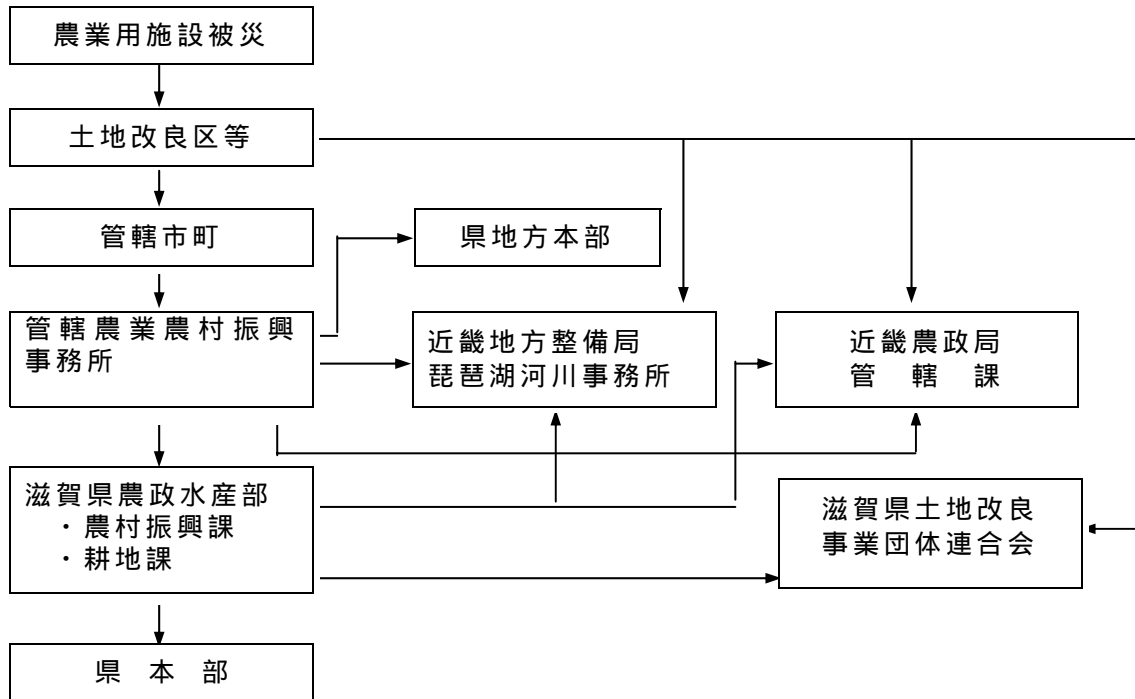
農業用ため池についての地震用臨時点検は次のとおりとする。

ア 堤高 15m 以上のため池については、ため池地点周辺が震度 4 以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。

イ 地域防災計画に記載されたため池は、ため池地点周辺が震度 5 弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うこととする。

【農業用施設応急対策計画情報収集・連絡体制フロー図】



(注) 近畿地方整備局、近畿農政局へのルートは、農業用ダムの情報収集・連絡時に使用する。

3 農業集落排水処理施設・営農飲雑用水施設応急対策計画

(1) 基本方針

農業集落排水処理施設、営農飲雑用水施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいので、被害の状況を速やかに把握するとともに早急に復旧工事を実施するものとする。

(2) 応急対策

施設管理者は、主要施設について、緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。

復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

営農飲雑用水施設管理者は、復旧後の施設の供用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

また、供用の開始に当たっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。

4 畜産施設の応急対策計画

(1) 基本方針

地震発生による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜の死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を構ずる。

(2) 応急対策

畜産農家は、地震により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。

家畜保健衛生所は家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を県本部（農政水産部畜産班）に報告するとともに、関係市町、農協、家畜診療所等の協力により、死亡畜の処分ならびに病気の発生または、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。

被災地域における飼料および家畜用飲料水を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者・乳業メーカー等へ協力要請を行う。

## 5 治山施設応急対策計画

### (1) 基本方針

#### 民有林

地震により堰提、護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

#### 国有林

地震により災害が発生した場合には、近畿中国森林~~管理~~局防災業務計画に定めるところにより、必要があると認められるときは、森林管理~~局~~等に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達および応急対策の実施について、万全の措置を講ずる。

### (2) 応急対策

#### 民有林

ア 施設管理者は、治山施設のうち地震による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。

イ 施設管理者は、雨水の浸透により増破の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

ウ 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

#### 国有林

ア 現地派遣班の編成および派遣

森林管理局長は、管轄区域内に激甚な災害が集中したため、その現地で災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、現地派遣班を編成して被災地に派遣するものとする。

イ 情報の収集および報告

森林管理署長は地震が発生した場合には、関係機関との連絡を密にするとともに、現地職員を中心として治山施設の点検等を行い、その結果を森林管理局対策本部長に報告する。

ウ その他

治山施設に地震災害が発生し、その災害が地元住民との関係上特に緊急対策を要するものについては、関係森林管理署長は、その対策計画をたて、森林管理局長の指示をうけ応急復旧対策を講ずる。

## 第 25 節 ボランティア対策計画（総合政策部、健康福祉部、各機関）

### 1 計画方針

地震時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、県本部および市町本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

### 2 専門ボランティアとの協力に関する計画（各機関）

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合、県本部（担当班）が、関係団体と連携し、専門ボランティアの募集、登録、派遣調整を行い、併せて必要な援助を行う。

### 3 災害ボランティアの支援に関する計画（県民活動生活課、健康福祉政策課）

#### (1) 基本方針

県本部は、県社会福祉協議会等と連携し、市町本部については、当該市町の社会福祉協議会等と連携して、それぞれ災害ボランティアセンターを立ち上げ（県については、平常時から災害ボランティアセンターを設置）、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、災害ボランティア活動を支援する。

また、県本部および市町本部は、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア活動保険制度の普及を図る。

#### (2) 災害ボランティアセンターの設置と運営

県災害ボランティアセンターの運営

##### ア 非常時体制への移行

県本部は、地震発生後、県災害ボランティアセンターを非常時体制に移行し、拠点を原則として県本部が設置される施設内等に移行する。

##### イ 業務内容

- ( ) 災害ボランティアに関する総合案内、相談、支援
- ( ) 災害ボランティアに関する情報発信、連絡調整
- ( ) 市町災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営支援
- ( ) 広域的なニーズへの支援活動
- ( ) 復興に向けたボランティア活動方策の検討

##### ウ 体制

県および社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会は、予め定めた人員配置計画に従い、災害ボランティアセンター運営協議会の協力のもと、予め定めた人員配置計画に従い、事務局として運営業務を行う。

また、運営協議会構成団体は、可能なかぎり職員等を派遣する。

エ 県災害ボランティアセンターの運営にあたっては「滋賀県災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」および、「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

**【大津市域を除く県内で震度 7 程度の地震が発生した場合】**

オ 県災害ボランティアセンターを、速やかに、非常時体制に移行し、県庁内において運営する。

**【大津市域で震度 7 程度の地震が発生した場合】**

カ 県災害ボランティアセンターを、速やかに、非常時体制に移行し、県本部が設置される施設内等において運営する。

**【県本部は設置されないが、県災害ボランティアセンターの設置が必要と判断される場合】**

キ 滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会で非常時対応への移行の有無を検討し、

必要と判断される場合は、県立長寿社会福祉センター内において運営する。

#### 市町災害ボランティアセンターの設置と運営

市町本部は、市町社会福祉協議会と連携して市町災害ボランティアセンターを設置する。市町は、災害ボランティアセンターの設置およびその運営の主体や体制、業務等について市町地域防災計画に規定することとする。

また、市町災害ボランティアセンターおよび市町本部はボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

なお運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」および「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

#### 災害ボランティアの受け入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受け入れ、派遣にあたっては、特に次の事項を遵守するよう努める。

ア その地域の持つ特性や風土、地域に住む人たちの生活様式や気質など、地元の特性をつかむとともに、日常のつながりを活用しながら、被災地の住民・自治会等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受け入れについての意向に配慮すること。

イ 時間の経過とともに変化する被災者の生活課題やボランティアニーズを把握し、被災者のペースに合わせながら丁寧なニーズキャッチに努めること。

ウ ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。

エ ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。

オ ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。

カ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。

キ 市町は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

なお、ボランティアの受け入れ、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

また、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

## 第26節 学校における応急対策計画（県総務部、教育委員会）

### 1 計画方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、地震発生時の応急対策を通じて、幼児・児童・生徒（以下「児童等」と記す。）の生命の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

### 2 公立学校における防災体制

校・園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

#### (1) 緊急避難計画

学校・園内での活動中を想定した計画

- ア 校内防災組織および避難場所を確立する。
- イ 避難訓練のマニュアルを作成する。
- ウ 年間計画の中に学校・園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- エ 発災時における教職員の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
- オ 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- カ 避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法を明らかにする。
- キ 教職員の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

学校・園外での活動中を想定した計画

- ア 地震が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

#### (2) 防災体制

地震の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- ア 児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素地震時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り保護者との連絡方法を確認しておく。
  - イ 教育委員会、警察署、消防署(団)および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
  - ウ 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
  - エ 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
    - ( )各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
    - ( )学校・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
    - ( )職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし県教育委員会または市町教育委員会に登録するとともに、県教育委員会または市町教育委員会を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
    - ( )このマニュアルはあくまで初動体制(発生 5 日間以内)に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。
- 幼児、低学年児童、障害児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。
- 幼児、低学年児童、障害児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、関係自治体の協力を得られるように、日頃より連携を密にする。
- 特に特別支援学校にあっては、次のことに留意する。
- ア 常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。
  - イ スクールバスの運行については、その経路・時刻等を県および関係市町の教育委員会ならびに警察署・消防署(団)に連絡しておく。  
緊急時に対応できる通信機器(携帯電話等)を確保する。  
教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。



通学路等の危険箇所、地域の避難場所、スクールバス運行経路等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。

各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

### 3 公立学校における応急対策

#### (1) 地震時の応急対策

地震発生時において、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

学校・園内（寄宿舍を含む）での授業中の場合

ア 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 災害の規模、児童等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、速やかに県本部または市町本部へ報告する。

ウ 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めておくなどの措置をする。

エ 状況に応じ県本部または市町本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

オ 幼児、低学年児童、障害児等の誘導にあたっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

学校・園外での活動中の場合

ア 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。

イ 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡するようにする。その時連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

授業時間外の場合

ア 震度5弱以上の地震が授業時間外に発生した場合、校・園長および職員は直ちに勤務校へ出向き、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

イ 職員は防災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園、または該当学校・園へ出向き、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

<p>(校長) 児童生徒の状況の把握と対策 対応への指示、 指導 教育委員会への 報告</p>	<p>(副校長・教頭) 児童生徒の状況の 把握と対策、対応 への指示・指導</p>	<p>(主幹教諭・ 教務主任) 全校児童生徒 の安否確認</p>	<p>(学年主任) 学年児童生徒 の安否確認</p>	<p>(各学級担任) 担任児童生徒の 安否確認</p>
---	---	--	------------------------------------	-------------------------------------

#### (2) 避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

この際には以下の点に留意する。

ア 授業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市町本部と協議する。

イ 各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

ウ 発災直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には市町地域防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い

時期に授業が再開できるように努める。

エ 学校・園は平素より市町防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。

オ 学校・園へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図っておく。

高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

### (3) 災害復旧時の体制

校・園長は教職員、児童等を掌握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して当該教育委員会に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。

教育委員会は被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報および指令の伝達について万全を期する。

教育委員会は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は学校・園に収容し指導する。

学校・園が避難所等になったため授業再開が困難な場合、当該教育委員会は、当該学校に対し支援職員の派遣、自治体職員の管理運営責任者の派遣等を行い、場合によっては他の公共施設の確保を図ったりすること等により早急に授業が再開できるよう万全を期す。

校・園長は災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営にもどすよう努める。

## 4 教科書等の調達および支給計画

### (1) 教科書等の確保

当該教育委員会は、教科書のそう失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。

県教育委員会はアの報告に基づき、補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所（滋賀教科図書販売株式会社）に補給を依頼する。

災害救助法が適用された場合、県教育委員会は、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

### (2) 学用品の支給

市町教育委員会は、学用品をそう失またはき損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある児童・生徒等の人員、品目等を調査・把握し、この確保に努める。

災害救出法が適用されたときは、権限の委任を受けた当該市町長が支給の措置をとる。

## 5 授業料等の減免に関する計画

被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

## 6 国立学校の応急教育計画

国立学校にあつては、公立学校に準じる。

## 7 私立学校の応急教育計画

私立学校にあつては、公立学校に準じる。

## 第 27 節 帰宅困難者対策計画

### 1 計画方針

災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者及び観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。

このため、県本部は市町本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

### 2 帰宅困難者への支援の実施

#### (1) 帰宅困難者への情報提供

県本部や市町本部は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

##### 【帰宅困難者に伝える情報の例】

被害状況に関する情報（建物被害、警報発令状況、人的被害、ライフライン被害等）
鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

#### (2) 一時滞在施設の確保

市町本部や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、災害時要援護者の受け入れを優先する。

#### (3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

#### (4) 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

#### (5) 企業・学校等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

#### (6) 徒歩による帰宅への支援

県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。

---

---

【参考編参照】

- ・ 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

(ワタミ株式会社、株式会社ローソン、株式会社九九プラス、株式会社イデアプラス、株式会社ココストア、株式会社サークルKサンクス、サトレストランシステムズ株式会社、株式会社ジャパン、株式会社スギ薬局、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ダスキン、チムニー株式会社、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社ユタカファーマシー、ロイヤルホスト株式会社、株式会社壺番屋、株式会社吉野家、国分グローサーズチェーン株式会社、株式会社第一興商、味の民芸フードサービス株式会社、株式会社サガミチェーン)

## 第 28 節 災害時要援護者対策計画（各機関）

### 1 計画方針

地震時には、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の健康および生命は、平常時にはない危険にさらされる。そのため、これら災害時要援護者に対しては特別な配慮を持って災害応急対策を推進する。

### 2 災害時要援護者対策計画

本災害応急対策計画の中で定められた災害時要援護者対策を次に整理する。

節	項目	災害時要援護者対策計画
<b>第 1 節 第 1 節災害応急対策の活動体制</b>		
	<u>2 - (2)</u>	<u>県は、緊急初動対策班救助班に避難・要援護者担当を設け、災害時要援護者対応を行う。</u>
<b>第 3 節 相互協力計画</b>		
	<u>9 - (2)</u>	地域住民は、地震時には、「災害時要援護者の保護」にあたる責務を負う。
<b>第 6 節 救急救助および医療救護計画</b>		
	<u>2 - (3)</u>	<u>県、市町、県警察、消防等防災関係機関は、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、重傷者や重病者等の災害時要援護者の救助・救急を行う。</u>
	<u>4 - (1)</u>	<u>市町等は、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用している患者について安否確認を行うとともに、必要に応じて搬送等を実施する。</u>
	<u>4 - (1)</u> <u>5 - (2)</u>	地方本部は、簡易な修繕等によって原状復帰の可能な病院から、重症および人工透析など継続治療を要する入院患者の実態を把握し、病院が原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送する。 地方本部は、修繕等不可能な病院等に対しては、入院患者の実態を把握し、後方病院等へ搬送する。
	<u>11 - (1)</u>	地震発生時における保健活動等においては、病弱者の救済に万全を期す。
	<u>11 - (2)</u>	地震時において、保健師は、避難者の健康状態調査と要援護者および要指導者の把握を行う。
	<u>11 - (3)</u>	地震時には、地方本部は、必要に応じて管理栄養士等を派遣し、在宅慢性疾患者に対する食事指導にあたらせる。
<b>第 7 節 情報連絡計画</b>		
	<u>4 - (2)</u>	地震時のテレビ、ラジオ等による広報活動においては、災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮し、聴覚障害者のための手話通訳放送や字幕放送、外国人のための多言語による放送を検討するなど、配慮を行うよう努める。 <u>また、しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等のメール配信システムなどを活用し、災害時要援護者に対する情報提供への配慮に努める。</u>

節	項目	災害時要援護者対策計画
<b>第9節 警備計画</b>		
	<u>2 - (2)</u>	<p>県警察は、警察署、交番・駐在所を活動拠点とし、防災関係機関と連携して避難誘導活動を行う。</p> <p>また、被災地の居住者数および災害時要援護者の状況等により、速やかな避難ができないおそれがある場合は、関係機関と連携し船舶、ヘリコプター等避難手段の確保に努める。</p>
	<u>2 - (3)</u>	<p>県警察は、防災関係機関と連携し、警察署等に配備された装備資機材を活用して災害時要援護者等住民の救出・救助活動を行う。</p>
<b>第14節 避難計画</b>		
	<u>1</u>	<p>避難誘導、避難所の設置においては、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>また、外国人については平常時より防災教育に努めるものとする。</p>
	<u>6</u>	<p>避難誘導にあたっては、災害時要援護者の避難を優先する。</p>
	<u>7 - (1)</u>	<p>市町本部は、避難支援プラン個別計画に基づき、自主防災組織や地域住民、民生委員・児童委員等の協力を得て、迅速な避難支援を実施する。</p> <p>また、避難支援者が定まっていない等、個別計画が作成されていない要援護者についても、県警察、消防署・団、民生委員児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、行政の保有する災害時要援護者名簿を利用することにより、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。</p> <p>災害時要援護者の避難にあたっては、自主防災組織等の支援により、一時集合場所や避難所等へ移動する。</p> <p>なお、市町本部は、在宅での生活の継続や指定避難所での避難生活が困難な災害時要援護者について、福祉避難所へ移送する。</p> <p>また、福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、医療機関への入院等により対応を行う。</p>

節	項目	災害時要援護者対策計画
	7 - (2)	<p>地方本部は市町本部と連携し老人ホーム等入所施設の被災状況を把握する。保育所等通所施設については、市町本部がその被災状況について把握し、地方本部へ報告を行う等、その詳細は、「洪水等避難計画作成支援マニュアル：第3章災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を参考にし、対応をする。</p>
	7 - (3)	<p>社会福祉施設等の入所者の相互受け入れについて、県本部、地方本部は、市町本部と連携し要援護者関係の各社会福祉施設等における被災状況および受入可能人数を把握するとともに、避難が必要な入所者の心身の状況等から受入先施設の検討・調整を行い、市町本部に指示を行うものとする。</p> <p>また、市町本部は、域内の社会福祉施設の被災状況等を把握し、地方本部に報告する。また、県本部からの指示に基づき、県・地方本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。</p> <p>社会福祉施設等における在宅要援護者の受け入れについて、県本部、地方本部は、市町本部と連携し要援護者関係の各社会福祉施設等における受入可能人数を把握するとともに、避難が必要な入所者の心身の状況等から受入先施設の検討・調整を行い、市町本部に指示を行うものとする。</p> <p>また、市町本部は、介護等を要する被災者の心身の状況等を取りまとめ、県本部に報告し、県本部の指示により県本部および近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、要援護者の心身の状況に配慮した移送等を行うものとする。</p> <p>社会福祉施設は、平常時から地震を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との地震災害に備えた連携の強化、入所者の実態に応じた一定量の食糧・飲料水・医薬品の備蓄などに努める。</p>
	8 - (2)	<p>市町本部は、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者のために特別に配慮された福祉避難所について、福祉施設等との協定や指定に基づき設置する。</p> <p>また、福祉避難所の設置にあたっては、避難者の特性や状況により一般の避難所の一部を福祉避難室（福祉避難区画）とすることが望ましい場合も多いことから、柔軟に対応するものとする。</p> <p>さらに、福祉避難所だけでなく、必要に応じて被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅や旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を行う。</p> <p>なお、市町本部が福祉避難所や福祉避難室を設置した場合には、速やかに県本部に連絡することとする。</p>
	8 - (3)	<p>市町本部は、避難所を開設した場合には、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難所に派遣するものとし、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行うものとする。</p> <p>特に、高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、要援護者用の相談窓口を設置し、要援護者等からの相談対応を行うものとする。</p> <p>また、避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、災害時要援護者名簿とを照らし合わせ、未確認の要援護者を市町、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。</p>

節	項目	災害時要援護者対策計画
	<u>8 - (3)</u>	<p>避難所の運営にあたっては、被災者の健康の維持に努めるとともに、特に災害時要援護者について、次のような措置を講じる。</p> <p>ア 担当職員、訪問介護員（ホームヘルパー）、民生委員児童委員等の訪問等による実態調査の実施</p> <p><u>イ 被災者の障害や心身の状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配</u></p> <p>ウ 避難者の障害や身体の状態に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師・訪問介護員（ホームヘルパー）・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市町は、平素からこれらの有資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。</p> <p>エ 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給</p>
	<u>8 - (4)</u>	<u>県本部は、市町本部の要請等から福祉ニーズに対応するための有資格者の派遣が必要と考えられる場合、関係団体等との協定に基づき派遣を行う。</u>
第15節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画		
	3 - (2)	食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障害者に適した食品、 <u>アレルギー疾患等に適した食品</u> の調達・供与に配慮する。
第17節 住宅対策計画		
	1	応急仮設住宅の建設・供与にあたっては、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。
	3 - (2)	入居者の選定にあたっては応急仮設住宅のうち一定の割合について災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。
	3 - (3)	応急仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り高齢者・障害者に配慮した構造の応急仮設住宅を建設するように努める。
	3 - (4)	県本部および市町本部は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。
第27節 <u>帰宅困難者対策計画</u>		
	<u>2 - (2)</u>	<u>市町本部や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保し、受け入れにあたっては、災害時要援護者の受け入れを優先する。</u>



## 第 29 節 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画 (県知事直轄組織、土木交通部、各機関)

### 1 計画方針

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、県、市町等は、東南海、南海地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努めるものとする。

### 2 災害の拡大防止対策計画

#### (1) 危険地域からの避難（防災危機管理局、土木交通部）

県、市町等は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

また、このために必要な避難所の整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。

#### (2) 広域応援計画の策定（各機関）

県は、次の事項に留意し、広域応援計画を策定するものとする。

広域応援は、できるだけ後発する地震で被害を受ける恐れが小さい地域から派遣する。

後発する地震により被害を受ける可能性のある地域では、緊急活動要員や物資を確保するよう努め、次の地震発生を想定し、応急対策要員の再配置が可能なように、全体を見据えたプランを作成するよう努めるものとする。

民間ボランティアなどの救援組織への情報伝達手段の確保、救援派遣要員への連続地震発生時の対応方法についての教育訓練を実施（斜面災害の危険地域に装備は置かない等）するなどの対応策を明確にする。

#### (3) 応急危険度判定の迅速化（土木交通部）

県、市町等は、余震等による二次災害を未然防止するため、建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知をするものとする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。

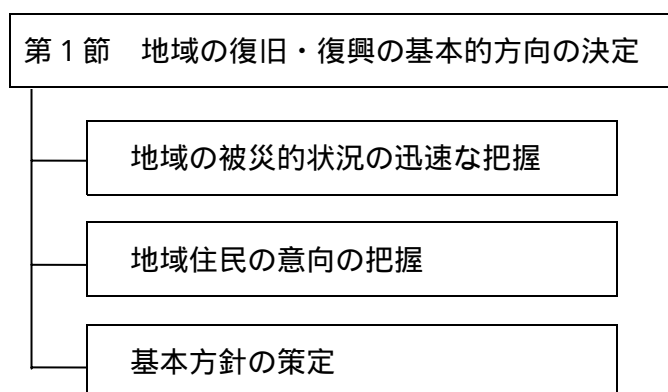
なお、具体的な実施方法等については、第 21 節第 2 の 4 に準じる。

# 第4編 災害復旧計画

## 第1章 計画的な地域復興の推進

### 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

#### 1 施策体系



#### 2 基本方針

地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

#### 3 具体的な施策の展開

##### (1) 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため県・市町は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。

##### (2) 地域住民の意向の把握

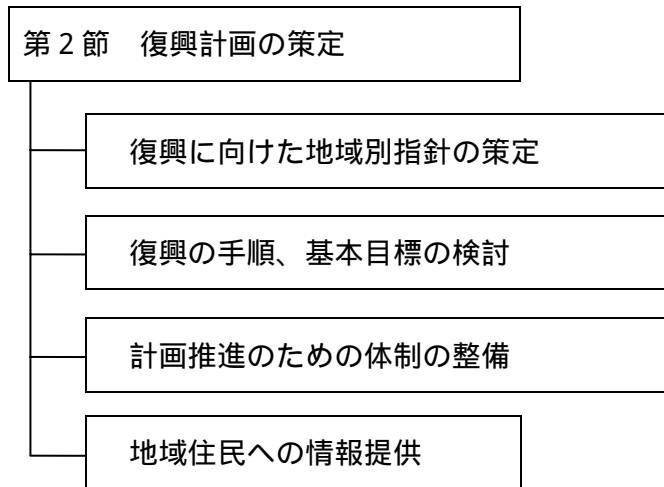
県・市町は、被災した住民など関係者との話し合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

##### (3) 基本方針の策定

復旧・復興の基本方針の策定にあたって県は、市町や関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

## 第2節 復興計画の策定

### 1 施策体系



### 2 基本方針

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

### 3 具体的な施策の展開

#### (1) 復興に向けた地域別指針の策定

被災市町は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

その際、県は統一かつ整合性のある復旧・復興の実現のため策定した基本方針に基づいて関係市町間の総合的な調整を行う。

#### (2) 復興の手順、基本目標の検討

被災市町は、優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

#### (3) 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県・市町が中心となり国・県・市町・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

#### (4) 地域住民への情報提供

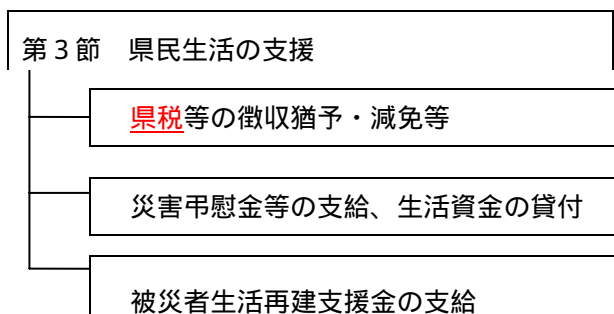
地域復興の主体は地域住民であり、県・市町は定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

## 第2章 被災者・被災中小企業等への支援

### 第3節 県民生活の支援

(県知事直轄組織、総務部、健康福祉部)

#### 1 施策体系



#### 2 基本方針

租税等の減免による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援などによって、被災者の自立的な生活再建を促進する。

#### 3 具体的な施策の展開

##### (1) 県税等の徴収猶予・減免等

被災した納税者に対し、県税の納税緩和措置として地方税法または滋賀県税条例により期限の延長、徴収猶予および減免等についてそれぞれの事態に対応した適切な措置を講ずる。

##### (2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

地震災害により死亡した県民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付ける。

これらにより被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市町は被災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明書を交付するものとする。

県および市町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、被災地外へ疎開した被災者に対しても不利益となるような不安を与えることのないよう広報・連絡体制を構築する。

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1つの市町において5世帯以上の住宅が滅失した災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	死亡者の配偶者 死亡者の子	生計維持者が死亡した場合 500万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合
	2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害	2 実施主体市町(条例)	死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母	その他の者が死亡した場合 250万円	2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合
	3 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害	3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町 1/4	(上記のいずれもが存しない場合、死亡者の兄弟姉妹(死亡者と同居または生計を同じくしていた者))		3 災害に際し、市町長の避難の指示に従わなかったこと等市町長が不適当と認めた場合
	4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害				
災害障害見舞金	同上		法別表に掲げる程度の障害がある場合	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

災害援護資金・生活福祉資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	<p>1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷</p> <p>2 住居または家財の価格のおおむね1/3以上の損害 (所得制限)</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 市町</p> <p>3 経費負担 国 2/3 県 1/3</p> <p>4 対象となる災害 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害</p>	<p>1 貸付区分および貸付限度額 1世帯主の1ヵ月以上の負傷 万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住宅の半壊 170万円 ウ 住宅の全壊 250万円 エ 住宅全体の滅失または流失 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年 (特別の事情がある場合は5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過7年 (特別の事情がある場合は5年)</p> <p>3 償還方法 年賦または半年賦</p> <p>4 貸付利率 年3% (据置期間中無利子)</p> <p>5 延滞利息 年10.75%</p>
災害援護資金			<p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金	低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯	<ol style="list-style-type: none"> <li>「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援第0728第9号）」</li> <li>実施主体等 実施主体 滋賀県社会福祉協議会 窓口 市町社会福祉協議会</li> </ol>	1世帯 150万円以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>据置期間 貸付の日から6ヶ月以内（2年以内にすることができる）</li> <li>償還期間 据置期間経過後7年以内</li> <li>貸付利率 保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%（据置期間経過後）</li> <li>保証人 原則として連帯保証人1名 ただし、連帯保証人を立てなくても貸付を受けることができる</li> <li>償還方法 年賦、半年賦または月賦</li> <li>申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付し民生委員児童委員を通じ、市町社会福祉協議会に申し込む</li> </ol>

### (3) 被災者生活再建支援金の支給

#### 計画方針

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

#### 計画内容

##### ア 法律の適用

##### ( )対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

##### a 災害救助法が適用される程度の災害

市町の区域内における住家滅失世帯数が参考に掲げる「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む）

##### b 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

##### c 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害

##### d aまたはbに規定する被害が発生し、県内その他の市町（人口10万人未満に限る）のうち全壊世帯数が5以上である災害

##### e aからcに規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害

##### f aもしくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に、

- ・ 市町（人口 10 万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が 5 以上である災害
- ・ 市町（人口 5 万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が 2 以上である災害

#### イ 被害の認定

被害の認定は、参考に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市町は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 50%以上 70%未満、または損害割合（経済的被害）が 40%以上 50%未満とする。

#### ウ 公示

県は、市町からの被害報告にもとづき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）および被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

#### 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

#### 支援金の支給額

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。

（ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）

#### ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

#### イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200（または 100）万円

#### 支給申請

市町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

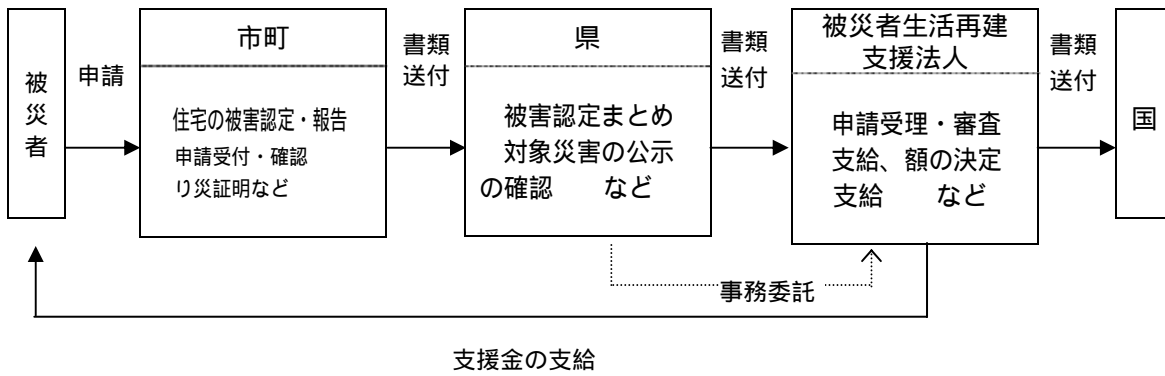
県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記（5）の被災者生活再建支援法人に委託している。

#### 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。



【被災者生活再建支援金の支給手順】



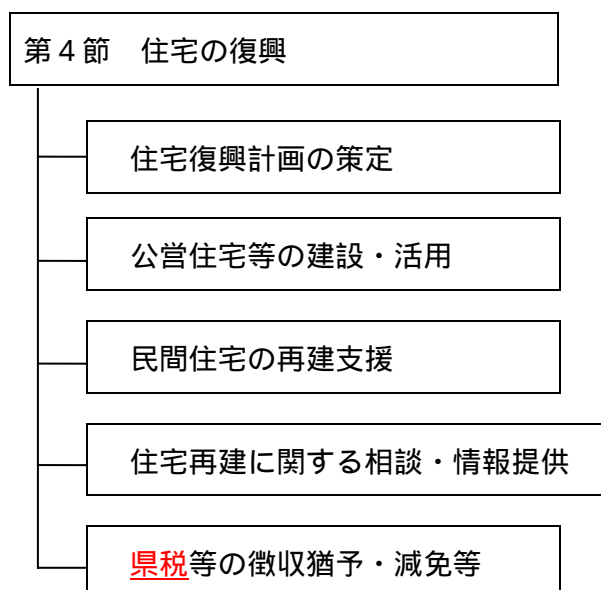
---

【参考編参照】

- ・ 災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置

## 第4節 住宅の復興（県総務部・土木交通部）

### 1 施策体系



### 2 基本方針

被災者の生活安定を図るうえで、最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建の支援のため、租税等の徴収猶予および減免等の措置を講ずる。

### 3 具体的な施策の展開

#### (1) 住宅復興計画の策定

被災住宅の状況把握

県・市町は次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握する。

##### ア 住宅種別ごとの被災状況

持家率の高い本県の現状を踏まえ、被災住宅の状況を持家（戸建・マンション）借家（公営・民間）等の区分に基づき調査・把握する。

##### イ 被害程度の分布

上記の区分を前提に全壊・半壊等の被害状況を分析する。

住宅復興計画の策定

県・市町は、1の状況を踏まえ、復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

建築制限の適用

無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるとき、建築基準法第84条の規定に基づき区域の指定を行い、建築の制限を行う。

#### (2) 公営住宅等の建設・活用

県・市町は、既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き家の有効利用に努める。

県・市町は、**地域**優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に講ずる。

県・市町は、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。  
これらの措置によっても、なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

(3) 民間住宅の再建支援

県・市町は、住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。

県は、新築資金貸付、利子補給制度による民間住宅の復興促進に努める。

県・市町は、地域優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。

(4) 住宅再建に関する相談・情報提供

県は、既存の住宅相談所の充実とともに、市町、住宅関係各種団体との連携を強化し、被災者に対する住宅再建に関する相談業務を行う。

県は、各種マスメディアの協力のもと、住宅に関する情報提供を迅速に行う。

(5) 県税等の減免

災害により滅失または損壊した不動産について、災害のあった日から2年以内にこれを再建した場合は、県税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例により、当該不動産の取得に係る不動産取得税について減免の措置を講ずる。

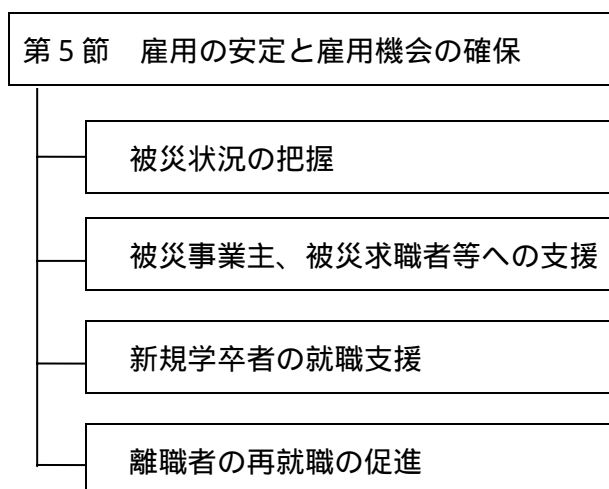
---

【参考編参照】

- ・ 災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置

## 第5節 雇用の安定と雇用機会の確保（県商工観光労働部）

### 1 施策体系



### 2 基本方針

大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により県内事業所の閉鎖・移転、規模縮小などが生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、滋賀労働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

### 3 具体的な施策の展開

#### (1) 被災状況の把握

県・市町は、企業や労働者の被災状況を把握し、国の対策の活用が図られるよう努めるものとする。

その際には、滋賀労働局にも被災状況を提供し、協力依頼をするものとする。

#### (2) 被災事業主、被災求職者等への支援

県は、国が、被災事業主および被災求職者のために設置する臨時相談窓口および臨時職業相談所の開設等についての周知を行うとともに、国の対策の有効活用が図られるよう努めるものとする。

#### (3) 新規学卒者の就職支援

県は、滋賀労働局、市町および学校と連携し、被災企業等に対する内定・採用の遵守等の指導および新卒者等への就職を支援するため以下の措置を行う。

被災事業所の状況把握

今後の新卒者採用意向の把握

就職未決定者の採用および採用内定取消し回避に関する要請

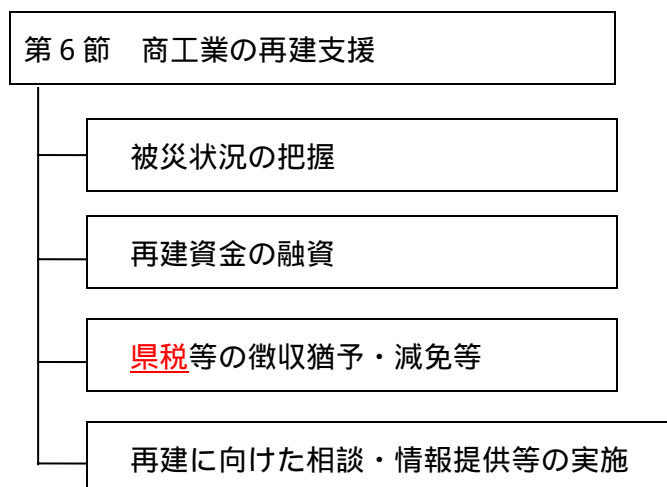
求人情報の連絡

#### (4) 離職者の再就職等の促進

県は、被災による離職者等の再就職を促進するため滋賀労働局と連携して合同就職面接会を開催するなど積極的な再就職の促進に努める。

## 第6節 商工業の再建支援（県総務部・商工観光労働部）

### 1 施策体系



### 2 基本方針

被災により事業活動に大きな支障をきたしている県内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

### 3 具体的な施策の展開

#### (1) 被災状況の把握

県・市町は、被災商工業者への再建支援を行うため商工会・商工会議所等の商工団体と連携し、県内商工業者の被災状況を速やかに把握する。

#### (2) 再建資金の融資

県・市町、県内商工団体は、県の制度融資、株式会社日本政策金融公庫などの各種融資の斡旋等を推進する。

県の制度融資の貸付条件の緩和や審査の簡略化・迅速化を図るとともに、必要に応じて緊急融資制度を創設する。

関係金融機関等に対し、貸付条件の緩和や審査の簡略化・迅速化等の要請を行う。

#### (3) 県税等の徴収猶予・減免等

被災した納税者、または特別徴収義務者に対し、県税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例により、期限の延長、徴収猶予および減免等について事業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。

#### (4) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

県・市町、県内商工団体は、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

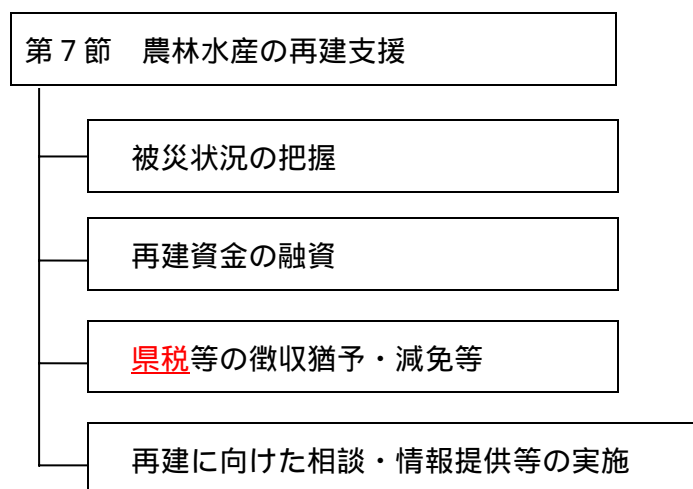
---

#### 【参考編参照】

- ・ 災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置

## 第7節 農林水産業の再建支援（県総務部・農政水産部）

### 1 施策体系



### 2 基本方針

被災により事業活動に大きな支障をきたしている県内農林水産業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

### 3 具体的な施策の展開

#### (1) 被災状況の把握

県下各地の被害や被災状況の把握は、「滋賀県農水産業関係災害調査報告実施要領」に従い、関係機関と連携して速やかに情報収集を行う。

#### (2) 再建資金の融資

県、市町、農林水産業関係団体は、被災した農林漁業者等の再建支援を図るため、次に掲げる各種制度融資のあっせん等を推進する。

天災融資法による融資

株式会社日本政策金融公庫による災害資金

滋賀県水産振興資金による融資

この他、災害の規模や被災度合を勘案し、必要に応じて緊急融資制度の創設を検討する。

#### (3) 県税等の徴収猶予・減免

被災した納税者に対し、**県税**の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例による期限の延長、徴収猶予および減免等について農林水産業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。

#### (4) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

市町および農林水産業関係団体は、被災した農林水産業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置しその周知に努める。

県は、各種相談に適切に対応するとともに支援制度等の情報提供に努め、支援体制の強化を図る。

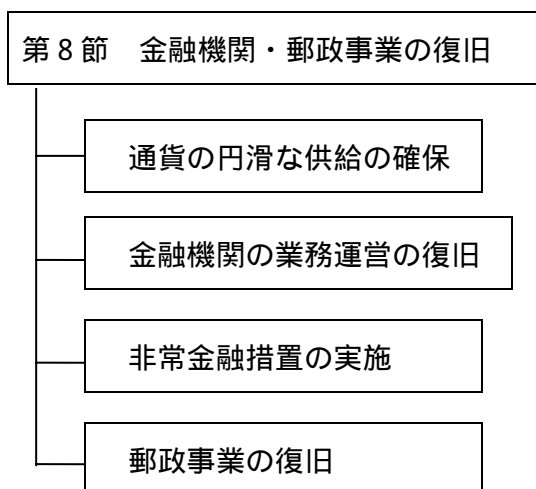
---

#### 【参考編参照】

- ・ 災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置

## 第8節 金融機関・郵便事業の復旧 (近畿財務局、日本銀行京都支店、日本郵便(株) 大津中央郵便局)

### 1 施策体系



### 2 基本方針

被災地における金融機関、郵便局等の速やかな復旧を推進し、通貨の円滑な供給の確保、非常金融措置の実施、信用制度の保持運営、郵便物等の安全確保など、金融・郵政事業の安定化を図る。

### 3 具体的な施策の展開

#### (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の確保に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

#### (2) 金融機関の業務運営の復旧

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早期に営業開始できるよう斡旋、指導を行う。また、金融機関相互間の申し合わせなどにより、営業時間の延長および休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行は、災害の状況に応じ所要の範囲で適宜営業時間の延長および休日臨時営業を行う。

#### (3) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申し合わせなどにより、次のような非常措置をとり得るよう斡旋指導を行う。

##### 金融機関による非常金融措置

ア 預金通帳等を滅紛失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行う。

イ 被災者に対して定期預金、定期積立金の期限前払戻し、または預金を担保とする貸出等の特別扱いを行う。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置を行う。

エ 損傷日本銀行券および補助貨幣の引換えについて必要な措置を行う。

##### 金融機関による緊急措置の斡旋

ア 融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置を行う。

- イ 預金通帳等を滅紛失した預金者に対する預金の便宜払戻しの取扱いを行う。
- ウ 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻しまたは預金を担保とする貸出等の取扱いを行う。
- エ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置を行う。
- オ 生命保険金または損害保険金の支払いの迅速化および保険料の払込猶予等の措置を行う。
- カ 損傷日本銀行券および補助貨幣の引換えについて必要な措置を行う。  
証券会社による緊急措置の要請
- ア 預り証等を滅紛失した顧客に対する預り金の便宜払出しの取扱いを行う。
- イ 有価証券の売却代金の即日払い等の取扱いを行う。
- ウ 売買立会時間の臨時変更等、証券取引所の会員証券会社等の売買取引および受渡決済についての措置を行う。

#### (4) 郵政事業者が行う業務の復旧

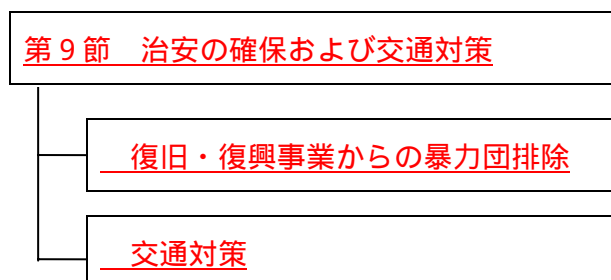
##### 郵便関係

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  
災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚および郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除  
被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除  
災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。  
為替貯金関係
- ア 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除  
被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込みおよび通常振替の料金免除を実施する。
- イ 為替貯金業務の非常取扱い  
取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。  
簡易保険関係  
取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金および保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。



## 第9節 治安の確保および交通対策（県各部、県警察、各機関）

### 1 施策体系



### 2 基本方針

県は県警察と連携し、被災地における治安対策を継続して行うものとする。

### 3 具体的な施策の展開

#### (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

##### 県の対策

県は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、「滋賀県暴力団排除条例」（平成23年滋賀県条例第13号）第6条（県の事務および事業における措置）の規定を厳守して、県警察に対し「滋賀県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年8月1日締結）に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

##### 市町に対する助言・指導

県は、県警察と連携して、市町に対し、復旧・復興事業に関する全ての事務事業の受注者等について、暴力団等の排除措置を徹底するよう助言及び指導を行う。

##### 市町の対策

市町は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

##### 県警察の対策

県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入等に関する情報収集と動向把握を強化して、関係する業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、県及び市町からの受注者等に係る暴力団関係の照会等に対し、積極的且つ適切な回答及び指導等を実施するなどして、関係行政機関に暴力団等の排除措置を徹底させる。

なお、不法事案が判明した場合には検挙等の措置を講じるものとする。

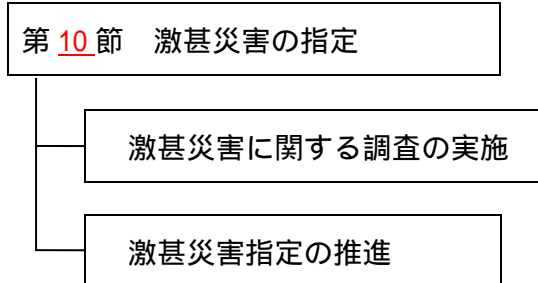
#### (2) 交通対策

県および市町は、県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進するものとする。

## 第 10 節 激甚災害の指定

( 県琵琶湖環境部・健康福祉部・商工観光労働部・農政水産部  
・土木交通部・教育委員会、滋賀労働局(職業安定部) )

### 1 施策体系



### 2 基本方針

「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律(激甚法)」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

### 3 具体的な施策の展開

#### (1) 激甚災害に関する調査の実施

県は、市町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について、必要な措置を行うとともに早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

市町は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### (2) 激甚災害指定の推進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があるときは、国の機関と密接に連絡のうえ指定の促進を図るものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第 3 条、令第 2 ~ 3 条)

##### ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

##### イ 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 条各号の施設の新設または改良に関する事業で、国の負担割合が 2 / 3 未満のもの。

##### ウ 公学校施設災害復旧事業

公学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公学校の施設の災害復旧事業

##### エ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第 8 条第 3 項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

##### オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第 40 条または第 41 条の規定により設置された保養施設の災害復旧事業

##### カ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

##### キ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第 28 条第 1 項または第 2 項の規定により、県または市町が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

障害者自立支援法第 79 条第 1 項もしくは第 2 項または第 83 条第 2 項もしくは第 3 項の規定により県または市町が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第 5 条第 6 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援または同条第 15 項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 感染症予防事業

感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

( ) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設内に堆積した激甚法に定めた程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの。

( ) 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町長が指定した場所に集積されたものまたは市町長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町が行う排除事業。

セ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

農林水産業に関する特別の助成

ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により高上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について、暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について 1 箇所の工事費用を 13 万円に引き下げる等して補助対象の範囲を拡大する。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の 2 点の特別融資を行う。

( ) 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額の 200 万円を政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額については 250 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について、7 年以内とする。

( ) 政令で定める地域において、被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所。

中小企業に関する特別の助成

ア **中小企業信用保険法による災害関係保証の特例**

( ) 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業共同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。

( ) 災害関係保証の保険についての填補率は100分の80

( ) **保険**利率を引き下げる。

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の**特例**

激甚災害を受けた小規模企業者に対する激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸し付けを受けた貸付金について、2年を超えない範囲内で償還期間を延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

その他の財政援助および助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で同法第16条の規定により、その災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会公共施設ごとに60万円以上が対象となる。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750万円以上で、1つの学校について幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

ウ 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例

エ 母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、母子及び寡婦福祉法第37条第1項の規定によって貸し付けるものとされる金額と県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額を、県に対して貸し付ける。

オ 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で**国土交通**大臣が告示する地域に補助される。

( ) 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域。

( ) 水防管理団体に関しては、激甚災害に対し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は2/3である。

カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

昭和 56 年 6 月	作成
昭和 57 年 6 月	修正
昭和 58 年 6 月	修正
昭和 59 年 7 月	修正
昭和 60 年 6 月	修正
昭和 61 年 7 月	修正
昭和 62 年 6 月	修正
昭和 63 年 6 月	修正
平成 元年 7 月	修正
平成 2 年 7 月	修正
平成 3 年 7 月	修正
平成 4 年 7 月	修正
平成 5 年 7 月	修正
平成 6 年 7 月	修正
平成 8 年 2 月	修正
平成 9 年 12 月	修正
平成 10 年 12 月	修正
平成 11 年 12 月	修正
平成 13 年 2 月	修正
平成 15 年 2 月	修正
平成 15 年 9 月	修正
平成 16 年 6 月	修正
平成 17 年 5 月	修正
平成 18 年 2 月	修正
平成 18 年 9 月	修正
平成 19 年 5 月	修正
平成 21 年 2 月	修正
平成 21 年 12 月	修正
平成 23 年 3 月	修正
平成 23 年 12 月	修正
平成 25 年 3 月	修正

---

---

滋賀県地域防災計画  
(震災対策編)

編集発行 滋賀県防災会議  
(滋賀県防災危機管理局)

---

---